



# 日本一の健康長寿県構想

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

平成27年度  
第1回 日本一の健康長寿県構想推進会議  
(H27.6.16)

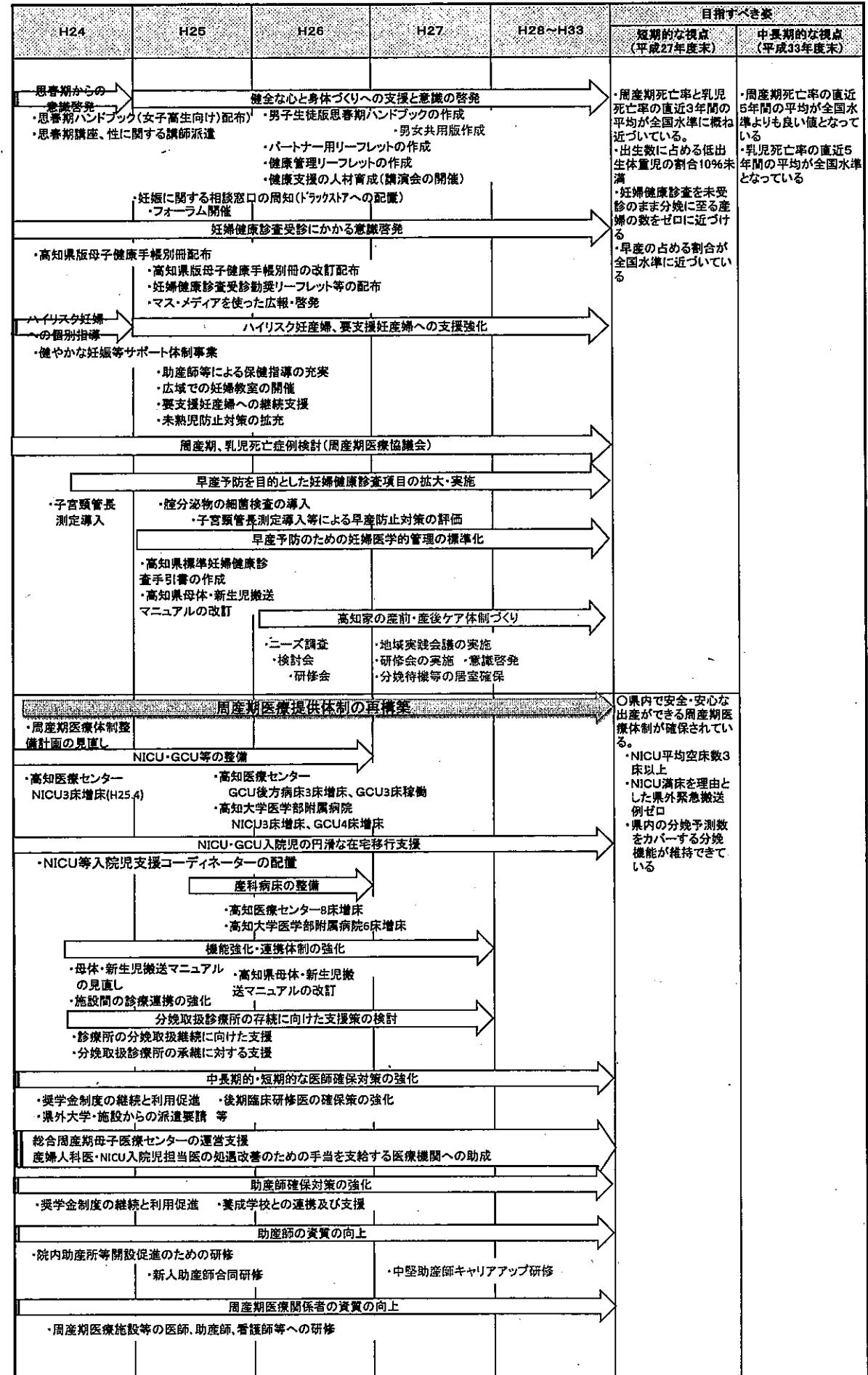
## 第2期線表

保健分野(1~13ページ)  
医療分野(14~19ページ)  
福祉分野(20~54ページ)  
福祉保健所チャレンジプラン(55~63ページ)

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名:健康対策課 】

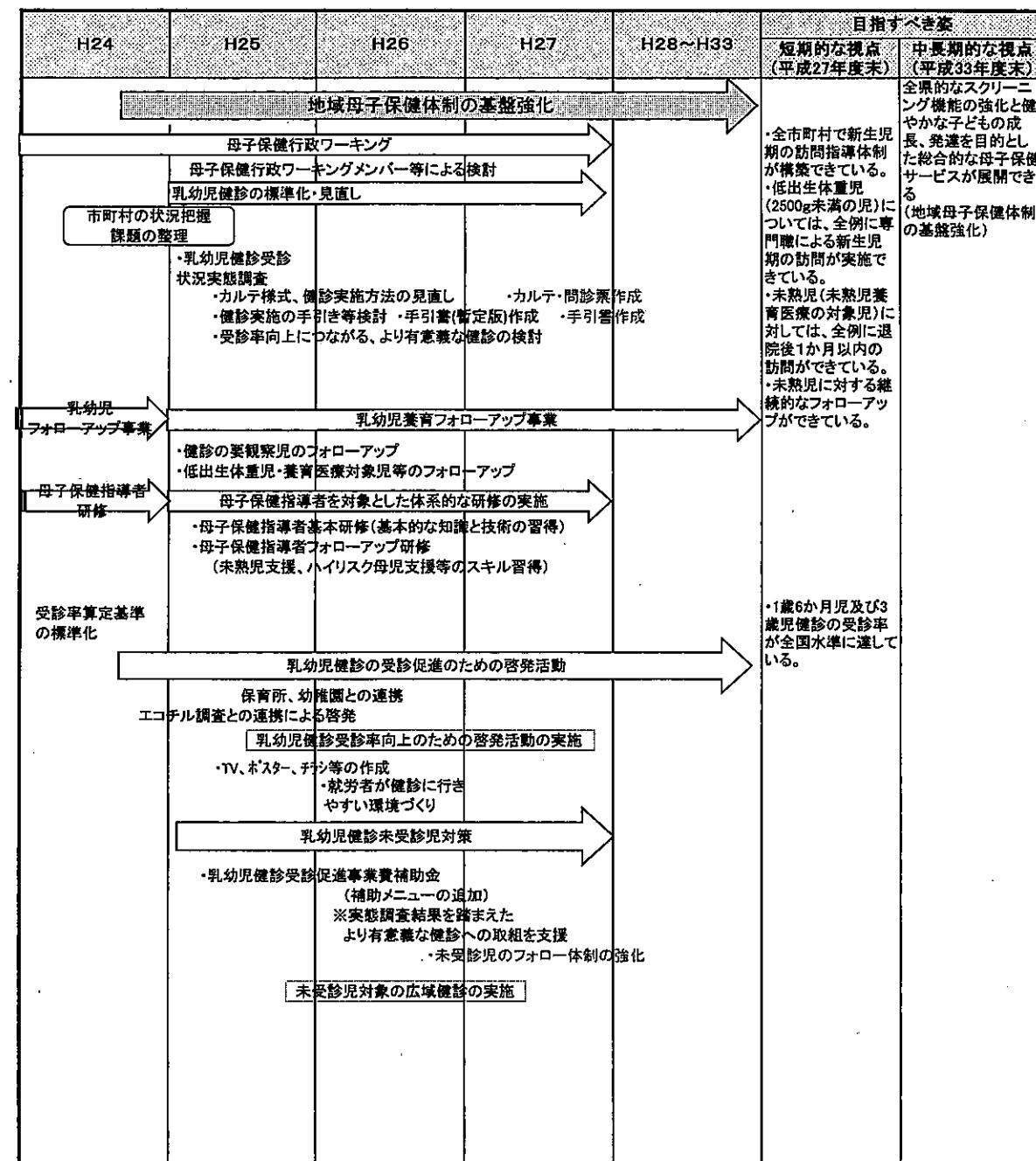
分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者
						区分 年齢
I 周産期と乳児の死亡率の改善 1 母体管理の徹底		<ul style="list-style-type: none"> <li>■周産期死亡率 H22: 3.4(全国4.2) 43位 H23: 5.7(全国4.1) 1位</li> <li>■乳児死亡率 H22: 2.7(全国2.3) 6位 H23: 3.4(全国2.3) 4位</li> <li>■低出生体重児 H22: 10.5(全国9.6) H23: 10.5(全国9.6)</li> <li>■1,500g未満の出生児(うち1,000g未満の出生児) H22: 46人(うち19人) H23: 48人(うち15人)</li> <li>■満20週以降に妊娠届出のあった妊婦の存在 H22年度: 105人(うち分娩後8人) H23年度: 92人(うち分娩後10人)</li> <li>■妊娠健診受診状況 妊娠健診受診券平均使用枚数11.3枚(全数14枚)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊娠支援(健診を受診しやすい環境づくり)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診の重要性や妊娠週数に応じた母体管理の意識啓発等を行うため母子健康手帳別冊を配布</li> <li>・事業主へ妊娠健診の重要性等を知らせるポスター・チラシを配布</li> </ul> </li> <li>◆妊婦等への意識啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時にチラシ・妊娠リスクスコアを配布</li> <li>・テレビ・ラジオCMによる広報の実施</li> </ul> </li> <li>◆ハイリスク妊婦への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦アンケート、妊娠健診受診結果、医療機関からの情報提供により、市町村や福祉保健所がハイリスク妊婦に対して個別指導を実施</li> </ul> </li> <li>◆周産期死亡・乳児死亡の原因究明           <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡症例検討を行い、周産期医療協議会において、原因分析及び対応策検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NICUで高度医療の必要な1,000g未満の児(早産未熟児)の出生が増加</li> <li>○妊娠前からの過度なダイエットや喫煙習慣が低出生体重児出生の要因となりうる</li> <li>○妊娠の高齢化によりハイリスクの妊婦の増加</li> <li>○ハイリスク妊婦の把握と支援が十分に行われていない</li> <li>○新生児死亡の要因は救命困難な早産未熟児と先天異常に集約されている</li> <li>○産前・産後ケアの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラム開催</li> <li>・思春期ハンドブック(女子生徒)の配布</li> <li>・思春期講座、性に関する講師派遣</li> <li>・妊娠健診受診勧奨リーフレット等の配布、広報</li> <li>・高知県版母子健康手帳別冊の改訂配布</li> <li>・男子生徒版・男女共用版思春期ハンドブックの作成</li> <li>・パートナーへの妊娠・出産の知識啓発のためのリーフレットの作成</li> <li>・性と生殖に関する正しい知識の啓発のためのリーフレットの作成</li> <li>・健康支援に携わる人材の資質の向上のための講演会の開催</li> </ul> </li> <li>◆ハイリスク妊産婦、要支援妊産婦への支援強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時等のハイリスク妊婦の把握を強化</li> <li>・助産師等による保健指導の充実</li> <li>・広域での妊婦教室の開催</li> <li>・要支援産婦への継続支援</li> </ul> </li> <li>◆早産予防を目的とした妊娠健診検査項目の拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>・腔分泌物の細菌検査の導入</li> <li>・子宮頸管長測定導入等による早産防止対策の評価</li> </ul> </li> <li>◆早産予防のための妊婦医学的管理の標準化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県標準妊娠健診手引書の作成</li> <li>・高知県母体・新生児搬送マニュアルの改訂</li> </ul> </li> <li>◆高知家の産前・産後ケア体制づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・産後ケアニーズ調査</li> <li>・地域でサービスの具体化に向けた地域実践会議を実施</li> <li>・人材育成を目的とした研修会の実施</li> <li>・意識啓発のためのリーフレット作成</li> <li>・分娩待機等のための支援</li> </ul> </li> </ul>	妊産婦 思春期・若い世代
2 周産期医療体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>■NICU18床が常態的な満床状態           <ul style="list-style-type: none"> <li>・NICU18床の稼働率が年々上昇 H22: 92.6% H23: 91.6%(平均空床1.5床) H24: 91.2%(平均空床1.6床)</li> </ul> </li> <li>※H24年5月にはNICU満床により県内で初めての母体の県外搬送</li> <li>・低出生体重児の出生割合が全国水準より高い状態で推移 H23: 10.5%(全国9.6)</li> <li>・早産の占める割合が全国よりも高い H23: 6.4%(全国5.7)</li> <li>■産婦人科医の高齢化等により分娩を取り扱う医療施設が減少           <ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩取扱医療機関数 H19年10月: 21→H25年4月: 17 安芸: 1施設 中央: 14施設 高橋: なし 幡多: 2施設</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合周産期母子医療センターの機能維持           <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費補助</li> <li>・NICU3床増床</li> </ul> </li> <li>◆県内医療機関の機能分担の明確化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県周産期医療協議会において、県内の周産期医療機関を一次から三次に機能分担し、周産期医療機関の連携体制を明確化した</li> </ul> </li> <li>◆母体・新生児の適切な搬送体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・母体・新生児搬送マニュアルの改訂に向けての検討</li> </ul> </li> <li>◆産科医等の処遇改善           <ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩手当を支給する医療機関等への財政的支援 H21年度～</li> <li>・NICU新生児担当医手当を支給する医療機関への財政的支援 H22年度～</li> <li>・医師と助産師の役割分担・協働の推進のために助産師外来の開設支援と助産師等への研修の実施</li> </ul> </li> <li>◆周産期医療関係者の資質向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦人科医、小児科医等への研修実施</li> </ul> </li> <li>◆NICU退院児への訪問看護提供体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NICUの常態的な満床</li> <li>○分娩取扱施設の減少</li> <li>○医師の負担増大</li> <li>○周産期医療従事者の不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆周産期医療体制の再構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>①NICUの空床確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・NICU・GCUの整備 NICU: 21床→24床 GCU: 23床→27床</li> <li>・NICU長期入院児の在宅療養への移行を支援する NICU入院児支援コーディネーターの配置</li> </ul> </li> <li>H24年度: 看護協会               <ul style="list-style-type: none"> <li>→H25年度～: 高知医療センター</li> </ul> </li> <li>②分娩取扱施設・分娩取扱数の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科病床の整備 14床増床</li> <li>・総合周産期母子医療センターの運営支援</li> <li>・分娩取扱診療所の存続に向けた支援策の検討</li> <li>・機能強化・連携体制の強化</li> </ul> </li> <li>③周産期医療従事者の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人助産師合同研修</li> <li>・医師養成奨学貸付金</li> <li>・特定科目臨床研修奨励貸付金</li> <li>・助産師緊急確保対策奨学金</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆小児・産科医確保のための処遇改善の取り組みへの助成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・NICU(新生児集中治療室)新生児担当医手当を支給する医療機関の支援</li> <li>・分娩手当を支給する医療機関の支援</li> <li>・周産期を担う医師確保策の継続</li> </ul> </li> <li>◆助産師を活用した取り組みの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内助産所等開設促進のための研修</li> <li>・助産師の資質向上のための研修</li> </ul> </li> <li>◆周産期医療関係者の資質の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等への研修</li> </ul> </li> </ul>	妊産婦・乳児



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名:健康対策課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
3 健やかな子どもの成長・発達への支援	<p>◆母子保健ワーキング会議(H22～23年度)          ◆乳幼児健診カルテが長期間見直しされていない          ◆問診票の内容、使用方法などばらつきがある          ◆健診マニュアルが作成されていない市町村が多く、健診内容に格差がある</p> <p>◆乳幼児健診受診率          1歳6か月児 H22年度 本県83.6% 47位 (全国94.0%)          H23年度 本県85.0% 47位 (全国94.4%)          3歳児 H22年度 本県79.5% 47位 (全国91.3%)          H23年度 本県80.1% 47位 (全国91.9%)</p>	<p>◆母子保健ワーキング会議(H22～23年度)          ◆乳幼児健診カルテが長期間見直しされていない          ◆問診票の内容、使用方法などばらつきがある          ◆健診マニュアルが作成されていない市町村が多く、健診内容に格差がある</p> <p>◆母子保健ワーキング会議(H24年度～)          ◆母子保健指導者研修会          ◆未熟児防止対策事業          ◆乳幼児フォローアップ事業</p>	<p>○母子保健サービスの市町村格差</p> <p>○乳幼児健診受診率の低迷</p>	<p>◇乳幼児健診の標準化・見直し          ・乳幼児健診受診状況実態調査          ・カルテ様式、健診実施方法の見直し          ・乳幼児健診実施の手引き等の作成          ・受診率向上につながる、より有意義な健診の検討          ◇乳幼児養育フォローアップ事業          ・乳幼児健診の要観察児をフォローアップ          ・低出生体重児・養育医療の対象児等のフォローアップ          ◇母子保健指導者を対象とした体系的な研修の実施          ・母子保健指導者基本研修          ・母子保健指導者フォローアップ研修          ・母子保健行政ワーキング</p> <p>◇乳幼児健診の受診促進のための啓発活動          ・保育所、幼稚園との連携          ・エコチル調査との連携による啓発          ・乳幼児健診受診率向上のための啓発活動の実施          ◇乳幼児健診未受診児対策          ・乳幼児健診受診促進事業費補助金          ・未受診児対象の広域検診の実施          ・未受診児のフォローメンバー体制の強化</p>	<p>乳幼児</p>	



## 【課名:健康対策課】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33
II がん対策の推進										
1 がん予防の推進 ・子宮頸がんへの罹患予防対策 ・ウイルス性肝炎対策	<p>■全国で年間約8,500人が新たに子宮頸がんにかかり、2,500人が死亡している。            ■HPV(ヒトパピローマウイルス)感染が主な原因である子宮頸がんは予防できるがん。</p> <p>○がん予防 ・禁煙対策、食生活の改善 →よさしい健康プラン21で対応</p> <p>○子宮頸がん罹患予防 ・ワクチン接種経費の補助 H23.1月から開始。 中学1年生から高校3年生までを対象。 (高2から3年生までは県単独補助) ・広報の徹底 ワクチン接種の啓発。 20歳以降の子宮頸がん検診受診の啓発。</p> <p>■肝炎ウイルスは、過去の同一注射針による集団予防接種等により誰でも感染する可能性がある。            ■感染しても自覚症状がなく、持続感染で肝硬変や肝がんを発症。            ■高知県の推定感染者数は、B型7,600人、C型13,000人</p> <p>死亡率の高い地域での調査</p>	<p>□HPVワクチンの定期接種化がされていない</p> <p>◆子宮頸がん罹患予防対策 ・ワクチン接種経費の補助 ・広報の徹底 ワクチン接種と20歳以降の子宮がん検診受診の啓発</p> <p>○肝炎対策 感染者の早期発見 ・広報の徹底 ・検査機会の提供 無料肝炎ウイルス検査の実施 感染者の治療へのつなぎ ・周囲から治療を勧める 地域肝炎コーディネータの養成 ・標準治療の普及 ・医療費の助成</p>	<p>◆ウイルス性肝炎対策 感染者の早期発見 ・徹底した広報 肝炎の正しい知識の普及 ・検査機会の提供 無料肝炎ウイルス検査の受検率が低い。 □受検しやすい体制整備が必要 ・特定健診とのセット化、無料化 □地域医療連携の推進が必要 ・陽性者を発見しても、かかりつけいと専門医の連携が十分でないため、治療に結びついていない場合がある。 □肝がん死亡率の高い地域がある。</p>							

目標すべき姿				
短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)			
がん対策推進計画の見直し				
がんへの罹患の予防対策 接種費用の補助	→中1相当年齢に対するワクチン接種を毎年全市町村で実施 ◆接種率90%以上			
広報：ワクチン接種と子宮頸がん検診受診の啓発（市町村で実施）	→子宮頸がん予防の意識が向上し、親世代とワクチン接種世代で子宮がん検診を受ける者が増える。 ◆20歳代30%以上 ◆40-50歳代50%以上			
助成制度の広報 TV等での広告 市町村の肝炎検査の無料化(補助) 医療機関での無料肝炎検査の実施 地域での医療連携の推進 地域肝炎治療コーディネータ養成及び受診勧奨 インターフェロン治療費助成の実施 死亡率の高い地域での取組	→肝炎の認知度が上がり、住民が自らの感染の有無について自覚し、陽性者は医療機関で治療を受けている。 ◆肝炎に関する認知度100% ◆陽性者の精密検査受診率90%以上 ・地域での専門医とかかりつけ医の連携により、検査で陽性となった者は全員、適切な治療が受けられるようになる。			
	→肝がんの年齢調整死亡率が30%減少する。			

## 【課名:健康対策課】

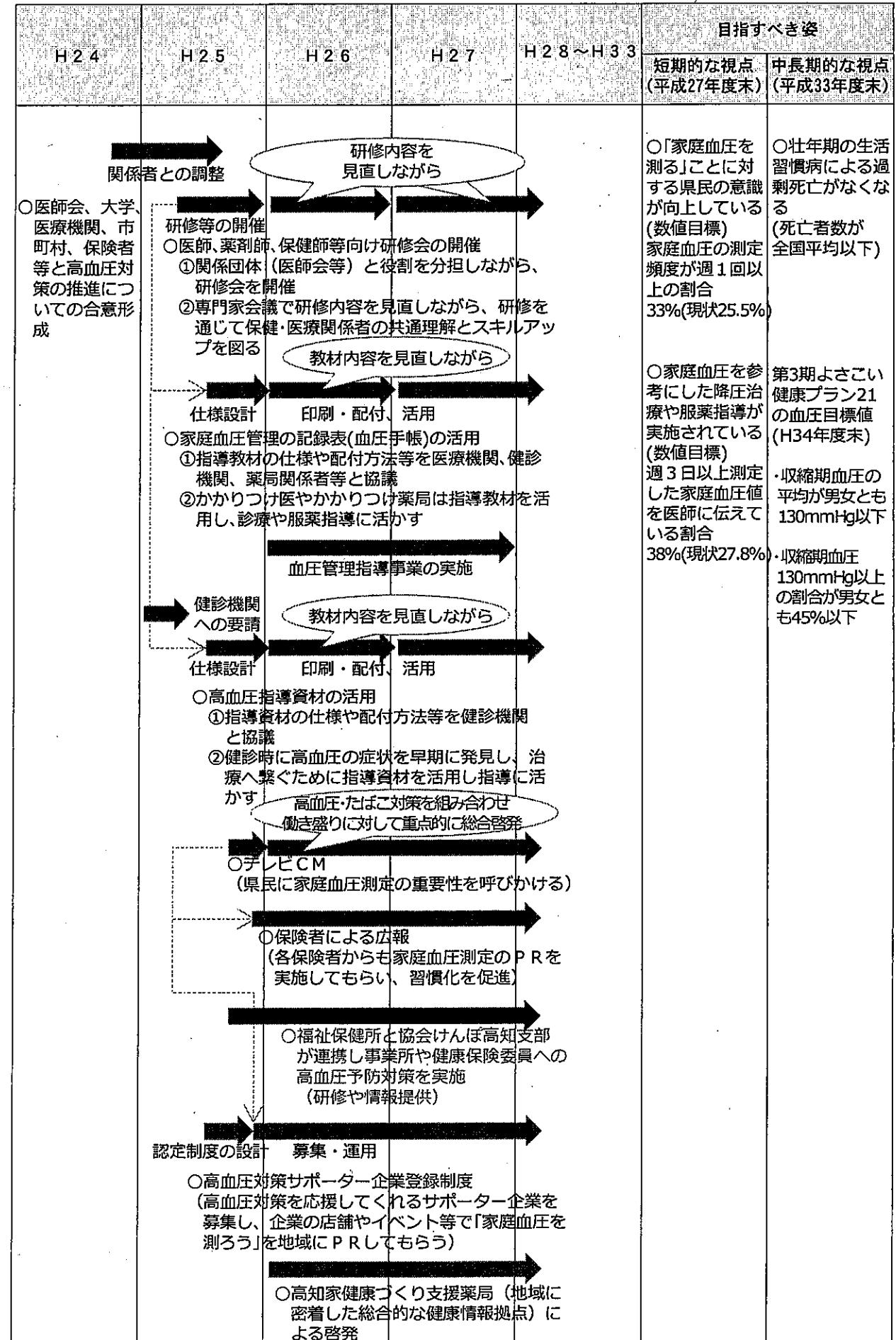
## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
					区分	年齢							
2 がんの予防と早期発見	<p>■県民の4人に1人が、がんで死亡し、死亡原因の第1位</p> <p>■受診率 (H22年度・40～50歳代) (市町村検診と職域検診の合計)</p> <p>肺がん 45.5% 胃がん 34.5% 大腸がん 32.8% 子宮がん 41.6% 乳がん 47.3%</p> <p>■未受診理由 「受診機会が無い」は減少、「忙しい」「面倒」は上位のまま</p>	<p>1. 受診勧奨 ・市町村からの個別通知・再勧奨 ・地域組織、TVCM等による受診勧奨</p> <p>2. 受診環境の整備 ・乳がん子宮がん検診について、医療機関での受診ができるよう集合契約を締結(H21～) (無料クーポン事業対象者に限定) ・検診日の増(平日・土日) ・検診会場への送迎</p>	<p>検診の意義・重要性が十分認識してもらえていない</p> <p>利便性を考慮した受診環境の整備が不十分</p>	<p>きめ細かな受診勧奨 ・県 事業主、保険者への働きかけ 広報媒体の活用 がん検診の周知</p> <p>・市町村 住民への勧奨、地域組織の活用</p> <p>・地域組織 地域住民、事業所への勧奨</p> <p>・事業主 従業員及びその家族への勧奨</p> <p>・薬局 高知家健康づくり支援薬局で住民へ受診勧奨</p> <p>利便性を考慮した受診環境の整備 【市町村検診】 ・検診日の増(平日・土日) ・検診会場への送迎 ・検診のセット化 ・広域実施の検討 ・大腸がん検診の検体の郵送回収の実証 【職域検診】 ・ミニドック型、出張ミニドック型検診の利用促進 ・検診機関の偏在の解消</p>									
3 包括的ながん医療の推進	<p>■がん診療連携拠点病院 ・高知大学医学部附属病院 ・高知医療センター ・高知赤十字病院</p> <p>■がん診療連携推進病院 ・国立病院機構高知病院 ・幡多けんみん病院</p> <p>■がんの年齢調整死亡率 (人口10万対) H22 88.4</p> <p>■がん患者の自宅看取り率 H22 7.4%</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・がん診療連携拠点病院の機能強化 従事者研修、院内がん登録、がん相談事業等を実施するために必要な経費を支援</p> <p>2. 在宅ケア・在宅医療の推進 ・がん診療に携わる医師を対象とした研修会の実施(県・拠点病院)</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・患者や家族の悩みや不安への対応 がん相談センターうちを開設(H19～) ・がんに関する情報の提供 がんフォーラムの開催(H19～) ・患者満足度の把握 満足度調査の実施(H21・H23)</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・拠点病院の機能強化 ・人材育成</p> <p>2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・地域医療連携の構築 ・緩和ケア病床の偏在 ・県民の理解促進</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・相談支援体制の強化 ・相談窓口間の連携</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・必要経費の支援 (機器整備・研修・がん登録・相談事業) ・がん登録の推進</p> <p>2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・医療従事者の理解促進 ・地域医療連携コーディネーターの育成 ・緩和ケア病床整備の検討 ・県民の理解促進</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・相談員の増員 ・相談概要の医療機関へのフィードバック ・心のケア相談員の養成 ・患者満足度調査・就労実態調査の実施 ・がんに関する講演会の開催</p>									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8～H 3 3	目標すべき姿	
					区分	年齢							
III 心疾患・脳血管疾患 対策の推進  1 高血圧対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本県の短命の要因は、男性の40-60歳代が早世、その死亡原因の37%を生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患)が占める。</li> <li>■生活習慣病のリスク要因は、“喫煙”的影響力がんで34%、“高血圧”的影響が脳卒中で35%、心筋梗塞で17%と高い⇒リスクは、喫煙・高血圧の2つ</li> </ul> <p>【参考】 40歳以上の者の血圧の現状値 ・収縮期血圧の平均 男性135mmHg 女性134mmHg ・収縮期血圧130mmHg以上の人割合 男性58.1% 女性59.7% (H23年県民健康・栄養調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保健医療関係者の認識にはばらつきがある</li> <li>②高血圧であるにもかかわらず医療機関の受診が進んでいない</li> <li>③血圧の知識や家庭血圧測定の認識が不足している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医師・薬剤師等向け研修会 日本高血圧学会治療ガイドラインに基づき、家庭血圧値を参考にした降圧治療・処方・服薬指導技術を習得する。 (H26.4月に改訂された新ガイドラインを研修等を通じて周知)</li> <li>■家庭血圧管理の記録表(血圧手帳)の活用 「家庭血圧測定の重要性や測り方」、「血圧手帳の活用」等を指導する教材を活用して診察や処方に指導することで、高血圧治療者に対し家庭血圧測定の定着化と診療への活用を測る。</li> <li>■医療機関と協働して血圧コントロール率の向上を目指す。</li> <li>■健診機関に指導強化を要請、受診者に高血圧指導資材(高血圧の危険性や治療の重要性を伝える)を配布 ・高血圧の症状を見逃さず治療への繋ぎを促進 ・高血圧治療中者には血圧管理不良を見逃さない。</li> <li>■高血圧予防・治療に関する啓発 ・テレビCMによる広報 ・保険者による啓発パンフレット等を活用した広報 ・自動血圧計の測定を経験する等の講習会開催</li> <li>■「家庭血圧を測ろう！」を官民協働で進める 高血圧対策センター企業認定制度を設け、センター企業が店舗やイベント等で「家庭血圧を測ろう」をPRする。</li> <li>■高知家健康づくり支援薬局による高血圧に関する啓発</li> </ul>										



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

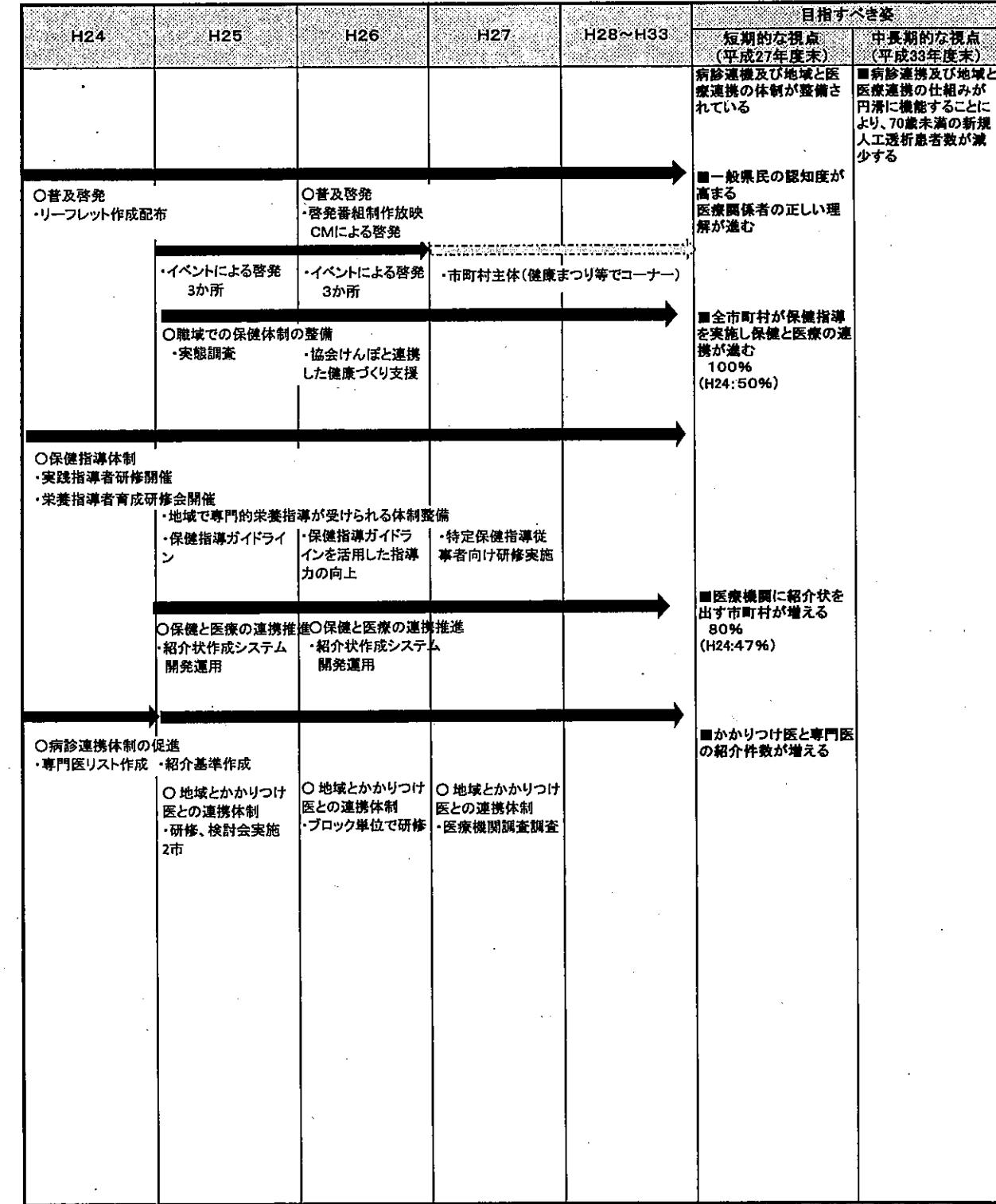
【 課名:健康長寿政策課 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
2 心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村国保は個別通知や広報で受診を促進</li> <li>■ 社保は個別通知や職場を通じた通知で受診を促進</li> <li>■ しかし、市町村国保及び協会けんぽ被扶養者の特定健診受診率が低い</li> <li>■ 特定健診受診率(H20,H21,H22)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村国保 23.7%, 24.6%, 27.1%</li> <li>・協会けんぽ被扶 9.6%, 12.4%, 12.1%</li> <li>・県全体* 33.2%, 35.7%, 37.4% (*県保険者協議会)</li> </ul> </li> <li>◆ 全県的な広報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオで啓発CMの放送</li> <li>・健康づくり情報誌、新聞への掲載</li> </ul> </li> <li>◆ 個別健診制度の周知           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施医療機関にてポスター掲示</li> <li>・かかりつけ医から受診勧奨する方法を医師会等と検討</li> </ul> </li> <li>◆ 市町村の受診率向上対策支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診促進事業費補助金(H22～)</li> <li>・健康づくり団体体育成支援事業費補助金(H23～)</li> </ul> </li> <li>◆ 協会けんぽの受診率向上策支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の特定健診にがん検診のセット化を検討(高知市との連携による試行の調整)</li> </ul> </li> <li>◆ 特定健診が円滑に実施できる体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診とがん検診のセット化</li> <li>・人間ドックとの同時実施化</li> <li>・クレアチニン検査等CKD対策の健診項目の追加</li> <li>・保険者アンケート等の実施による現状把握と課題の整理</li> </ul> </li> <li>◆ 特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別健診機関の健診実施促進支援策</li> <li>・被扶養者への制度周知</li> <li>・特定健診とがん検診の更なるセット化等の検討</li> </ul> </li> <li>◆ 循環器疾患等部会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・eGFR判定導入等CKD対策の健診内容の充実</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健診の意義、重要性の認識不足</li> <li>■ 健診の受診機会の不足</li> <li>■ 受診勧奨を担える団体の育成や活性化が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政による広報、周知徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>○徹底して呼びかける               <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別訪問、電話、郵送</li> <li>○意識を変える                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な広報媒体を活用した啓発</li> <li>・啓発パンフレットの活用</li> </ul> </li> <li>■周囲(健診実施機関、職場、家庭、地域、等)から勧める                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ医から勧める                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関に健診ポスターを掲示</li> <li>・医師会と連携し医療機関へ呼びかけ</li> </ul> </li> <li>○保険者を通じた事業主への働きかけ                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家庭の意識の喚起を促す</li> </ul> </li> <li>○広報による声掛けのきっかけづくり                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域での声かけを促す</li> </ul> </li> <li>○高知家健康づくり支援薬局による受診勧奨</li> </ul> </li> <li>■自己学習の機会の拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康応援ハンドブックの活用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 健診機会の拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健診とがん検診のセット化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団検診のセット化</li> <li>・被扶養者の健診をセット化</li> </ul> </li> <li>○個別健診医療機関の実施体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施の効率化支援</li> </ul> </li> <li>○市町村健診と職域健診が連携して取り組める仕組みづくりの検討</li> </ul> </li> <li>■ 健康づくりに関わる団体の活性化や新規団体の発掘           <ul style="list-style-type: none"> <li>○受診勧奨に取り組む地域団体の育成・活性化支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の団体への働きかけ</li> <li>・人材の有効活用</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>		<p>The timeline diagram illustrates the sequential implementation of various health promotion measures over a 10-year period (H24 to H33). Key milestones include:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>H24:</b> Specific screening participation (特定健診の受診) and awareness campaigns (徹底して呼びかける).</li> <li><b>H25:</b> Encouragement by medical institutions (かかりつけ医から勧める).</li> <li><b>H26:</b> Collaboration between insurance companies and medical institutions (保険者を通じた事業主から被保険者・被扶養者への働きかけ).</li> <li><b>H27:</b> Broader awareness and media campaigns (徹底してよびかける, メディアを活用した広報).</li> <li><b>H28～H33:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>High-level advocacy by local governments (高知県健康づくり支援薬局による受診勧奨を積極的に展開).</li> <li>Specialized screening programs (特定健診とがん検診のセット化).</li> <li>Integration of screening into existing medical services (特定健診とがん検診のセット化の定着).</li> <li>Partnership between insurance companies and local governments (協会けんぽ被扶養者の健診をがん検診とセット化).</li> <li>Enhanced implementation of screening programs (個別健診医療機関の実施体制の強化).</li> <li>Collaboration between municipalities and industry (市町村健診と職域健診の連携).</li> <li>Promotion of screening through community organizations (周囲から勧める).</li> <li>Re-examination of heart disease and stroke prevention measures (心疾患・脳血管対策の再検討).</li> <li>Finalization of the third edition of the Healthy Life Plan (第3期よさこい健康プラン21の策定).</li> </ul> </li> </ul>	<p>特定健診の受診について、官民協働の受診勧奨の取組が活発となっている。</p> <p>受診率目標 ⇒ 全国平均以上 (H22市町村国保全国32.0%, 本県27.1%)</p> <p>高知県健康づくり支援薬局による受診勧奨を積極的に展開</p> <p>特定健診とがん検診のセット化の定着</p> <p>市町村健診と職域健診の相互利用や共同実施の取組開始 (健診機関が核となり実施主体が異なる健診を調整し同時に実施)</p> <p>周囲から勧める (健康づくり団体体育成支援事業費補助金) 健康づくり団体 (県の特定健診受診促進事業費補助金を活用して市町村が連携促進事業費補助金による地域団体の連携を促進し、受診勧奨等の実践を拡充)</p> <p>心疾患・脳血管対策の再検討 (よさこい健康プラン21の見直し)</p> <p>第3期よさこい健康プラン21の策定(別掲)</p>	<p>○壮年期の生活習慣病による過剰死亡がなくなる (死者数が全国平均以下)。</p> <p>○壮年期の世代が、健診の受診など自分の健康管理を意識した行動をとる。また、家庭や地域、職場においても健康管理を呼びかける気運が醸成されている。</p>			

## 【課名:健康対策課】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		目標すべき姿
					区分	年齢	
3 総合的な慢性腎臓病(CKD)対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心筋梗塞、脳血管疾患、腎不全による死亡率は、全国平均より高い。特に、男性の死亡率は全国平均より~3割増</li> <li>■ 人工透析患者数は、人口1万人あたり27.3人(全国22.1人と多い)</li> <li>【腎臓機能障害1級身体障害者手帳新規交付者】 ・70歳未満のみ (高知市除く) H20年度 74名 (全交付者168名の44.0%) H21年度 62名 (全交付者140名の44.3%) H22年度 60名 (全交付者136名の44.1%)</li> <li>H23年度70歳未満の新規交付(県全体) <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢高知県全体 H20年度:252名 H21年度:240名 H22年度:240名 H23年度:249名</li> </ul> </li> <li>■ 慢性腎臓病(CKD)患者は、全人口の約10.7%といわれており、県内には、約7万人以上いると推計</li> <li>■ 慢性腎臓病(CKD)について知っている県民は少ない</li> <li>■ 腎臓病専門医が少なく、中央医療圏に集中している(H23.5.31現在:25名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市町村国保加入者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性腎臓病(CKD)啓発チラシ配布 ※H23年度から特定健診に腎臓機能検査が追加された</li> </ul> </li> <li>◆ 高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会の設置(H23年2月)</li> <li>◆ 市町村保健師等への研修会実施(H23年2月~)</li> </ul> <p><b>慢性腎臓病(CKD)とは?</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓の動きが慢性的に低下していく病気</li> <li>・腎臓は、一度機能が低下するとともに陥りにくく、腎不全に移行しやすい</li> <li>・腎機能が低下すると、心筋梗塞・脳血管疾患等の発症リスクが高くなる</li> <li>◆ 肾臓の働きを悪化させる要因 加齢、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、喫煙、食生活(塩分の取り過ぎ等)、肥満など</li> <li>◆ 慢性腎臓病の治療 病気の進行度合いや症状に応じた、日々の生活習慣の改善、食事療法や薬物治療による血圧管理、貧血改善、脂質代謝管理、糖代謝管理、塩分摂取制限などの適切な指導・治療を総合的に行うことが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民だけでなく、医療関係者にも慢性腎臓病について認知されていない</li> <li>■ 市町村国保、医師国保の特定健診で、腎機能検査の項目が追加されたが、フォローアップ方法等、統一されていない</li> <li>■ 人材不足 腎臓病専門医、保健指導者等</li> <li>■ 慢性腎臓病の管理体制が確立されていない かかりつけ医と専門医の連携不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民への知識の普及・啓発 広報の徹底 ・リーフレットの配布 ・研修会開催</li> <li>■ 早期発見・早期治療の仕組みづくり ・健診での腎臓機能検査結果への保健指導の徹底 ・地域保健、職域保健との連携</li> <li>■ 人材育成 ・腎臓専門医の育成、かかりつけ医の資質向上 ・専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成</li> <li>■ 保健・医療連携によるフォローアップ体制の整備 ・高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会 ・地域連携のための様式等の作成・普及 ・かかりつけ医と専門医の連携強化 (慢性腎臓病治療連携体制の整備)</li> </ul>			
4 心疾患・脳血管疾患対策のための医療体制の整備	<p>「連携による適切な医療体制の確保」、「救急医療体制の整備」に記載。</p>						

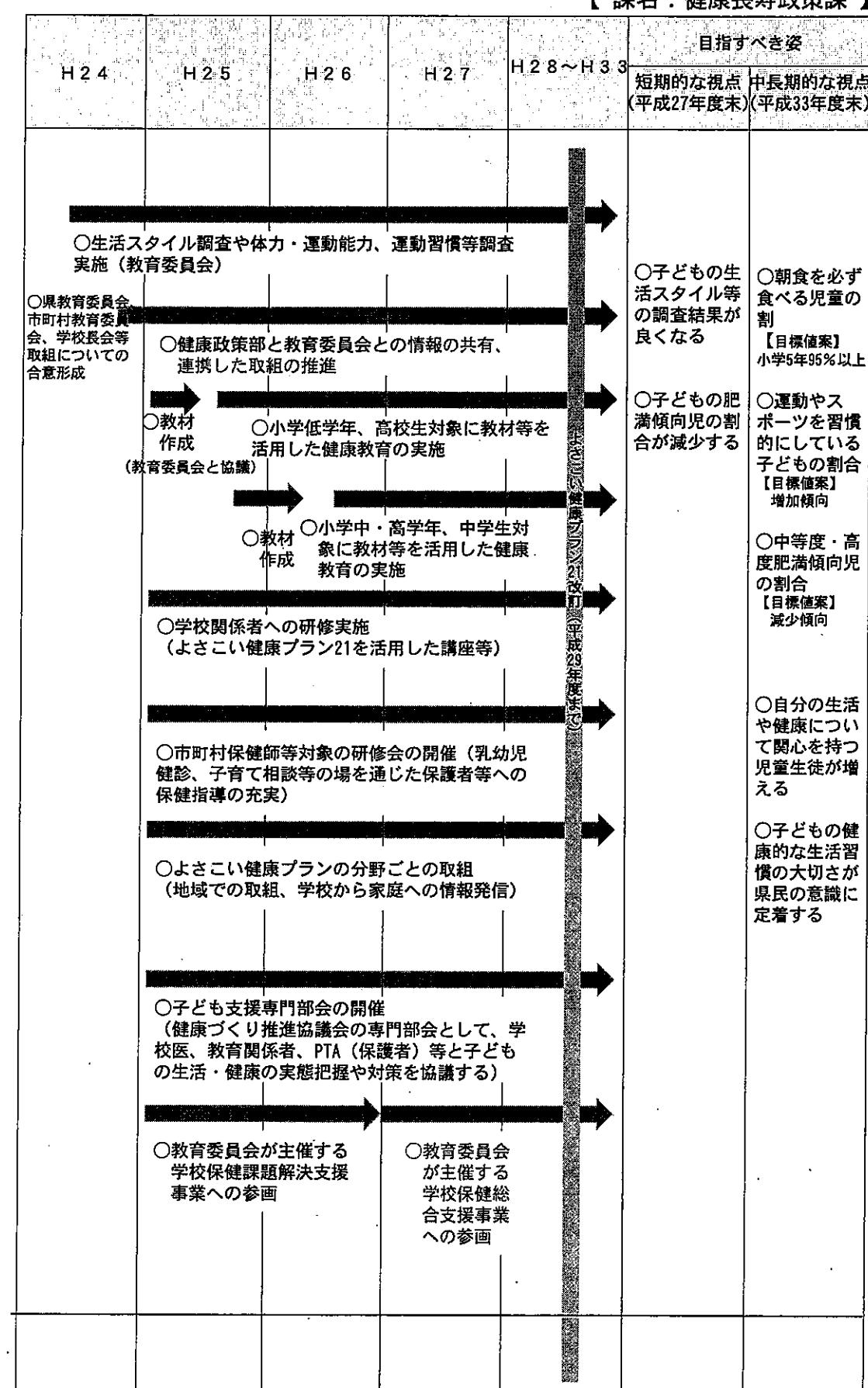


IV 自殺・うつ病対策の推進については、「高知型福祉の実現」(福祉分野)に記載。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
V 日々の健康づくりの推進  【重点1】子どもの健康的な生活習慣の定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■11歳の肥満傾向児の出現割合が全国で一番高く、小・中学生は全国と比較して、総じて肥満傾向児の出現率が高い傾向にある</li> <li>■学年が高くなるほど、就寝・起床時間が遅い、朝食欠食の割合が高くなる傾向にある</li> <li>■「平成23年県民健康・栄養調査」の結果では、「働き盛りの世代は、肥満者の割合が高く、運動習慣のある人が少ない」、「20歳代女性や30歳代男性の朝食欠食率も高い傾向にある」など、保護者世代に生活習慣の課題がある</li> <li>■H23年現状値           <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を必ず食べる児童の割合 小学5年 92% (生活スタイル調査)</li> <li>・運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年 男子53.4% 女子30.6% (体力・運動能力・運動習慣等調査)</li> <li>・中等度・高度肥満傾向児の割合 小学5年 男子5.9% 女子3.3% (学校保健統計調査)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけることが必要</li> <li>②保護者等と併せた生活習慣の取組が必要</li> <li>③子どもの生活習慣や健康について、課題解決に向けて検討・協議する場が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会と連携した取組の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの生活習慣実態調査</li> <li>■小中高校生を対象にした副読本等の教材を活用した健康教育の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>※「食育講座」「歯の健康教育」「薬物乱用防止教室」など既存事業の積極的かつ拡大活用のための連携</li> </ul> </li> <li>■学校関係者(PTAも含む)向け研修会、講演会の実施(県内の保護者世代の健康課題も併せ、子どもの健康的な生活習慣定着の重要性について)</li> </ul> </li> <li>2 地域での取組強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村保健師等への支援研修会の実施</li> <li>■保護者世代への働きかけ よさこい健康プランの分野ごとの取組推進</li> </ul> </li> <li>3 推進体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>■高知県健康づくり推進協議会に子ども支援専門部会を設置</li> <li>■学校保健課題解決に向けた検討</li> </ul> </li> </ul>			
【重点2】高血圧対策の推進	※「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照					



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8～H 3 3	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	目指すべき姿		
【重点3】 たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本県の短命の要因は、男性の40-60歳代が早世、その死亡原因の37%を生活習慣病が占める。</li> <li>■生活習慣病のリスク要因のうち、“喫煙”的影響ががんで34%、心筋梗塞で26%、脳卒中で9%</li> <li>■喫煙率 男性 32.1% 女性 9.2% (H23年県民健康・栄養調査)</li> <li>■非喫煙率 男性 全国15位 女性 全国24位 (H22年国民生活基礎調査)</li> <li>■とさ禁煙サポートーズ 養成数 282名(H22～24) 保健医療従事者:250名 事務職員・その他:32名</li> <li>■禁煙治療により喫煙を止めた者の割合 56.4% 禁煙治療受診者数 2,190名 〔H24年度ニコチン依存症管理料の設置基準の報告〕 (H23.4～H24.3))</li> <li>■禁煙治療に保険が使える 医療機関 92ヶ所 (H24.10.24)</li> <li>■「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は(この1ヶ月間は)吸っていない人のうち、この1ヶ月間に受動喫煙の機会を有する人の割合 ・家庭(ほぼ毎日):9.2% ・飲食店(1回以上):43.0% ・職場(1回以上):33.1% (H23年県民健康・栄養調査)</li> <li>■学校の受動喫煙防止の取組 学校の施設内禁煙 88.6% うち、敷地内禁煙 44.3% (H23年度高知県禁煙・分煙実態調査)</li> <li>■多くの人が利用する施設の禁煙・分煙の実施割合: 59.1% (H23年度高知県禁煙・分煙実態調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■禁煙対策 ○とさ禁煙サポートーズ 養成事業 ・H22年度:薬局薬剤師 ・H23年度:医療機関従事者 ・H24年度:衛生管理者</li> <li>○高知県医師会との連携研修会</li> <li>○禁煙方法や禁煙外来の情報の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①喫煙をやめたい人を支える体制の整備 △これまで養成したサポートーズは医療機関等で禁煙支援を行っているが、未受診者に対する支援体制が必要である △サポートーズ活動の強化及び活動支援が必要 △県医師会等関係機関との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■禁煙対策 ○とさ禁煙サポートーズの養成 健康づくり団体等を対象に、喫煙者に積極的な声かけや情報提供ができるよう、人材を育成 (対象者)健康づくり団体 等 (実施方法)福祉保健所毎に実施 (講義, グループワーク)</li> <li>△これまで養成したサポートーズを対象としたフォローアップ研修の実施</li> </ul>										○喫煙者と禁煙治療をつなぐ仕組みができる とさ禁煙サポートーズ:650名以上 男性 20.0%以下 女性 5.0%以下	○[よさこい健康プラン21の目標値案] 喫煙率 男性 20.0%以下 女性 5.0%以下
														○非喫煙率が男女とも全国上位となる ○喫煙者と禁煙治療を行なう医療機関:100ヶ所以上	○非喫煙率が男女とも全国上位となる ○喫煙者と禁煙治療を行なう医療機関:100ヶ所以上
														○喫煙者と禁煙治療を行なう医療機関:100ヶ所以上	○[よさこい健康プラン21の目標値案] 「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は(この1ヶ月間は)吸っていない人のうち、この1ヶ月間に受動喫煙の機会を有する人の割合 ・家庭(ほぼ毎日):3%以下 ・飲食店(1回以上):14%以下 ・職場(1回以上):10%以下
														○多くの人が利用する施設の禁煙・分煙の実施割合 70%以上	○多くの人が利用する施設の禁煙・分煙の実施割合 70%以上

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

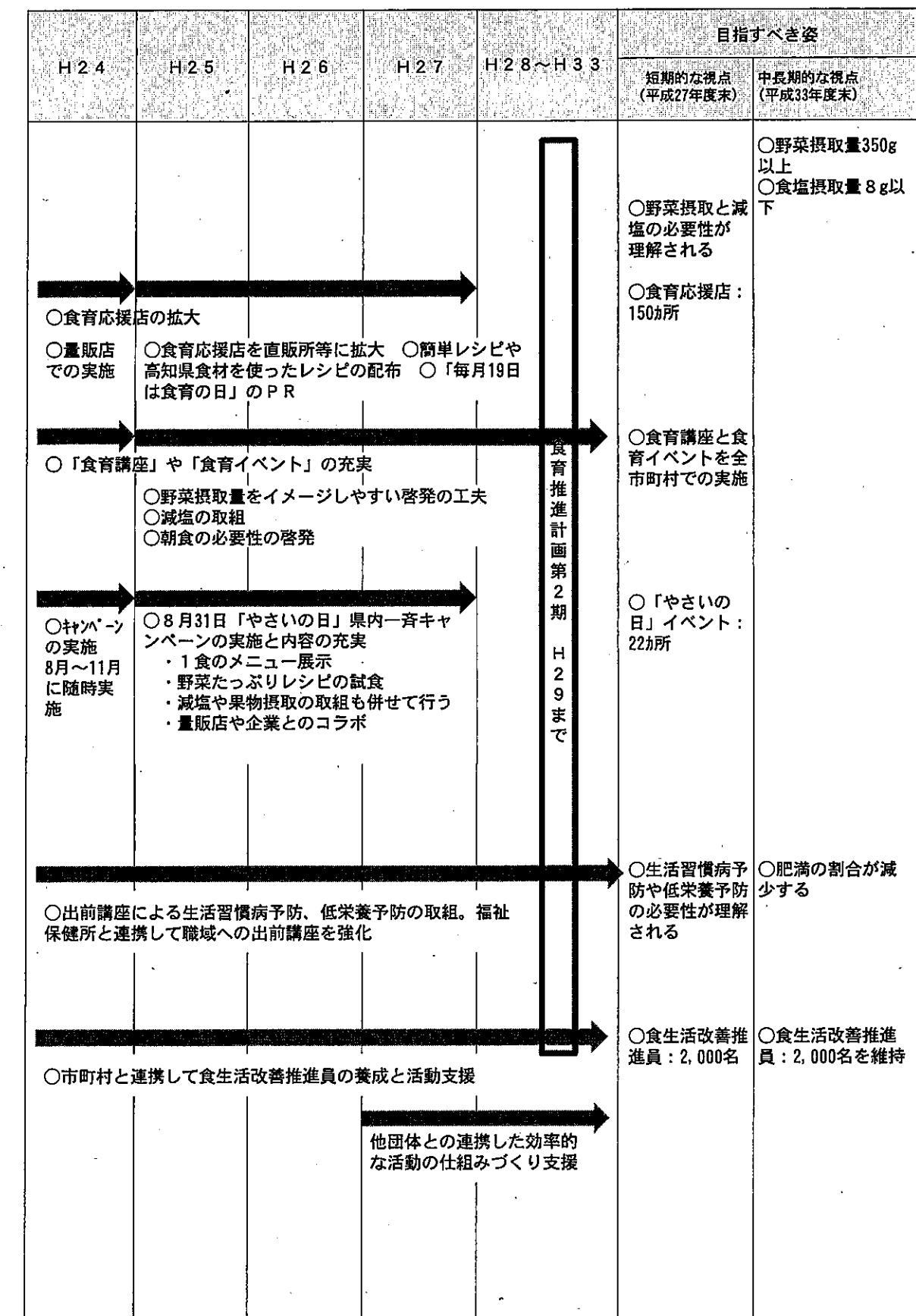
【課名：健康長寿政策課】

分野 取組 項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策 (何をどう実施するか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿								
						H24	H25	H26	H27	H28 ～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)		
(1) 歯科保健対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「高知県歯と口の健康づくり条例」(H23.4施行)</li> <li>■歯と口の健康づくり実態調査(H23)</li> <li>■「高知県歯と口の健康づくり基本計画」(H24～28)策定</li> </ul>									<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの歯科疾患対策に加え、歯の発育促進等、包括的な対策を推進</li> <li>①歯の発育促進、むし歯予防対策のため啓発資料作成</li> </ul>			
	<p>■子どものむし歯は減少しているが、要治療歯肉炎罹患率はほぼ横ばい(H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フッ化物歯面塗布</li> <li>実施市町村数：21／34</li> <li>・フッ素洗口実施 (H22.3)</li> <li>実施市町村数：15／34</li> <li>実施施設数：60箇所</li> <li>実施率（保・幼）：17.3%</li> </ul> <p>■40.50歳代の進行した歯周疾患罹患率は減少傾向 (H23)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「高知県歯と口の健康づくり条例」(H23.4施行)</li> <li>■歯と口の健康づくり実態調査(H23)</li> <li>■「高知県歯と口の健康づくり基本計画」(H24～28)策定</li> <li>■むし歯予防研修会開催 (H24～25)</li> <li>■女性の健活力応援事業 (H21～25)</li> <li>■子どもの健口応援推進事業 (H26～)</li> <li>■ フッ素応用推進事業 (H12～25)</li> <li>■歯周病予防普及啓発促進事業 (H24～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①むし歯・歯肉炎対策、歯周病予防対策についての正しい知識を周知</li> <li>②フッ素の取組を推進</li> <li>③歯周病と全身の健康についての正しい知識の啓発</li> <li>④歯周病予防対策</li> <li>■マスメディア等を活用し、「糖尿病と歯周病」など、歯周病と全身の健康との関連についての具体的な啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ番組による知識啓発</li> <li>・知識啓発ポスター・リーフレットによる知識啓発</li> </ul> </li> <li>■県民に対する知識啓発公講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病と歯周病などについて、糖尿病と全身の健康との関連についてのシンポジウム開催</li> </ul> </li> <li>■歯周病について考える「歯づびいデー」の啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビCMによる広報</li> </ul> </li> <li>■歯科医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病についてのより専門的な知識と技術を身につけるための研修及び実習を実施し、効果的な歯科保健指導ができる人材を増加</li> </ul> </li> <li>■医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病と歯周病など、歯周病と全身の健康との関連について、医療従事者に研修会を実施し、相互の連携につなげる</li> </ul> </li> <li>■学校関係者・健康づくり団体向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病と歯周病などの関連などについて理解し、健康教育や地域住民への啓発活動に活かす</li> </ul> </li> <li>■県民での影響力が大きい地域を対象に、産科医療機関と連携し、高知大学から女性歯科医師を派遣して出前講座を実施し、歯周病予防の重要性を周知</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>○むし歯・歯肉炎予防研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係団体（歯科医師会等）と連携した研修会を開催</li> <li>②保護者、学校・保育関係者、歯科医療従事者に対するフッ素応用の実施方法や良好な歯磨き習慣の定着など、むし歯予防・歯肉炎予防の正しい知識を周知し、フッ素応用の普及につなげる</li> </ul> </li> <li>○地域ごとのフッ素応用推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の実情に応じて、保育施設や学校でのフッ素洗口、市町村の乳幼児健診時のフッ素塗布実施を促進し、全市町村へ拡大</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①むし歯・歯肉炎予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○1人平均のむし歯本数 (12歳) <ul style="list-style-type: none"> <li>1本以下</li> </ul> </li> <li>○歯肉炎罹患率 (12歳) <ul style="list-style-type: none"> <li>3%以下</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○フッ素洗口、フッ素塗布を実施する市町村の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村で乳幼児健診でのフッ素塗布の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>25/34 (H25.3) → 33/33</li> </ul> </li> <li>・全市町村でのフッ素洗口の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>23/34 (H26.3) → 34/34</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・フッ素応用施設数 <ul style="list-style-type: none"> <li>156箇所 (H26.3)</li> </ul> </li> <li>・保育所・幼稚園でのフッ素洗口実施率 <ul style="list-style-type: none"> <li>33.2% (H26.3) → 30%以上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①むし歯・歯肉炎予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○1人平均のむし歯本数 (12歳) <ul style="list-style-type: none"> <li>0.5本以下</li> </ul> </li> <li>○歯肉炎罹患率 (12歳) <ul style="list-style-type: none"> <li>3%以下</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○フッ素洗口、フッ素塗布を実施する市町村の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村で乳幼児健診でのフッ素塗布の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>25/34 (H25.3) → 33/33</li> </ul> </li> <li>・全市町村でのフッ素洗口の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>23/34 (H26.3) → 34/34</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・フッ素応用施設数 <ul style="list-style-type: none"> <li>156箇所 (H26.3)</li> </ul> </li> <li>・保育所・幼稚園でのフッ素洗口実施率 <ul style="list-style-type: none"> <li>33.2% (H26.3) → 30%以上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①むし歯・歯肉炎予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○1人平均のむし歯本数 (12歳) <ul style="list-style-type: none"> <li>0.5本以下</li> </ul> </li> <li>○歯肉炎罹患率 (12歳) <ul style="list-style-type: none"> <li>3%以下</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○歯周病予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○進行した歯周病罹患率 (40歳代) <ul style="list-style-type: none"> <li>20%以下</li> </ul> </li> <li>○歯周病についての正しい知識をもった県民が増える <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯周病予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯周病予防と全身の健康との関係」を周知し、歯と口の健康について考える機会をつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビCMによる広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>「歯づびいデー」を周知し、歯と口の健康について考える機会をつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビCMによる広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>「歯周病予防と全身の健康との関係」を周知し、歯と口の健康について考える機会をつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯科医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な歯科保健指導ができる人材を増加し、地域での人材育成活動につなげていく <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療従事者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>歯周病と全身の健康との関連など、互の共通理解を深め、医科歯科連携を強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校関係者・健康づくり団体向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や地域で核となる人材を育成し、子どもの健康教育や地域での啓発活動を推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠を対象とした出前講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅歯科医療連携協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科医療に係る関係団体の共通理解と連携強化を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅歯科連携室の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内歯科医院の状況を把握するとともに、県民と歯科医療機関をつなげるナラシ、マスマディア等による連携室の広報(後の健活力応援事業との連動) <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅歯科医療機器の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村で機器を活用可能にし、在宅歯科医療体制の充実を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯科医療従事者向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>専門技術・知識の向上により、指導者となる人材を養成し、各地域に拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護職員等向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科医療の重要性を理解し、県民と歯科医療機関の連携を促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん医療連携等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等を対象に、がん医療連携等研修会の重要性を周知するための研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等による検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルを活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> &lt;li</ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組 項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分	年齢
(2) 栄養・食生活改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■野菜の摂取量が少ない 277g (H23高知県) 277.4g (H23全国)</li> <li>■食塩摂取量は減少傾向にある 9.7g (H23高知県) 10.4g (H23全国)</li> <li>■20・30歳代の男女で朝食の欠食率が高い 20歳代男 20.0% " 女 26.3% 30歳代男 33.3% " 女 22.9% (H23高知県)</li> <li>■40歳代では男女とも割合が肥満。50歳代の男性に至っては、6割近くが肥満</li> <li>■食生活改善推進員は減少傾向 1,960人 (H24. 5. 1) 1,986人 (H23. 5. 1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食育の推進 (朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発)</li> <li>■食育応援店の拡大 (コンビニや直販所等)による、野菜と食塩の適正摂取の啓発の実施</li> <li>■子どもと保護者が対象の「食育講座」の開催により、小さい頃からの栄養、食生活への関心を醸成</li> <li>■量販店での開催が中心の「食育イベント」により、生活習慣病予防の意識を根付かせる取組の実施</li> <li>■朝食&amp;野菜で健康！キャンペーン</li> <li>■「食育講座」や「食育イベント」の中で、野菜350g体験や食塩濃度の測定を実施</li> <li>■歯っぴいデーイベントで栄養相談や指導を実施</li> <li>(2) 生活習慣病予防・介護予防の取組 ■出前講座による啓発</li> <li>(3) 人材育成 ■食生活改善推進協議会の活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食育の推進 (朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発)</li> <li>■引き続き、野菜摂取と減塩の周知</li> <li>■食育応援店の拡大</li> <li>■親世代の朝食の欠食が子どもに影響</li> <li>■インパクトのあるキャンペーンの実施</li> <li>(2) 生活習慣病予防・介護予防の取組 ■肥満は生活習慣病のリスクになるので、壮年期への働き掛けが重要</li> <li>(3) 人材育成 ■若い世代や男性の推進員が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食育の推進 (朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発)</li> <li>■引き続き、野菜摂取と減塩の周知</li> <li>■食育応援店は拡大し、簡単レシピや高知県食材を使ったレシピを配布</li> <li>■「食育講座」や「食育イベント」を活用して、これまでの取組に併せて減塩の取組を実施</li> <li>■8月31日「やさいの日」に県内一斉キャンペーンの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1食のメニュー展示</li> <li>・野菜たっぷりレシピの試食</li> <li>・減塩や果物摂取の取組も併せて行う</li> </ul> </li> <li>(2) 生活習慣病予防・介護予防の取組 ■肥満は生活習慣病のリスクになるので、壮年期への働き掛けが重要</li> <li>(3) 人材育成 ■食生活改善推進員の養成と活動支援</li> </ul>		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名：健康長壽政策課 】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

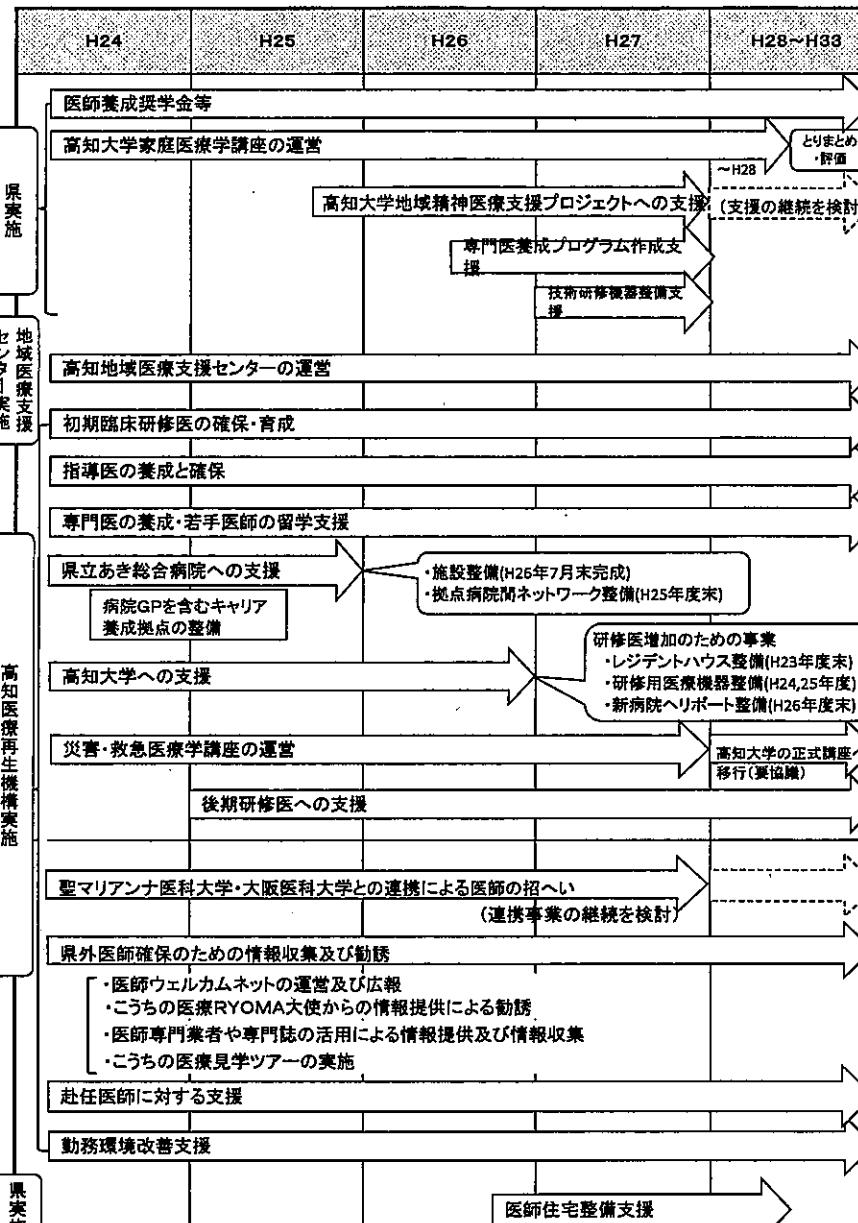
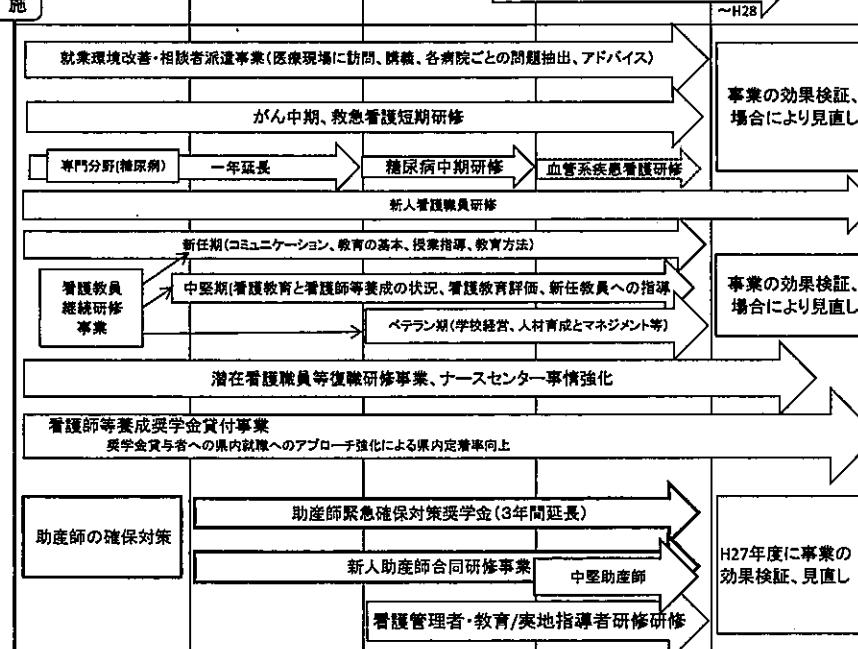
【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8～H 3 3	目指すべき姿
					区分	年齢						
(4) 十分な休養の推進	■睡眠による休養を十分とれていない者の割合 15.3% (H23県民健康・栄養調査)	■健康応援ハンドブックを利用した健康教育を実施	①30歳～50歳代が他の年代に比べ睡眠による休養が十分にとれていない	■十分な休養や睡眠をとることの普及啓発								○十分な休養や睡眠をとることの必要性が理解される 【よさこい健康プラン21目標値案】 ■睡眠による休養を十分とれていない者の割合 12%以下
(5) 適正飲酒の推進	■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 男性 17.5% 女性 8.2% (H23県民健康・栄養調査)		①前回調査時に比べ、男女とも多量飲酒者の割合が増加している	■適正飲酒・休肝日の普及啓発								○適正飲酒や休肝日を作ることの必要性が理解される 【よさこい健康プラン21目標値案】 ■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 男性15%以下 女性7%以下
(6) 健康管理	■特定保健指導実施率 市町村国保 (H22) 高知県 18.5% (全国第26位) 全国 20.8%	■保健指導実施者向け研修会の開催 ■福祉保健所担当者会における情報提供・検討などを実施 ■情報誌による啓発	①特定保健指導実施率が低い ②特定保健指導以外の対象者への保健指導に実施が不十分	■保健指導実施者的人材育成 ■高血圧と喫煙に対する保健指導の徹底 ■特定保健指導を受けることの啓発								○保健指導実施者的人材育成 ・保健指導実施者向け研修会の実施 (効果のある保健指導の実施について) ・福祉保健所における担当者会の実施 ○高血圧と禁煙に対する研修会を実施 (保健指導技術を習得し、指導の充実を図る) ○特定保健指導の利用についての啓発 (情報誌やメディアの活用)

※特定健康診査は「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

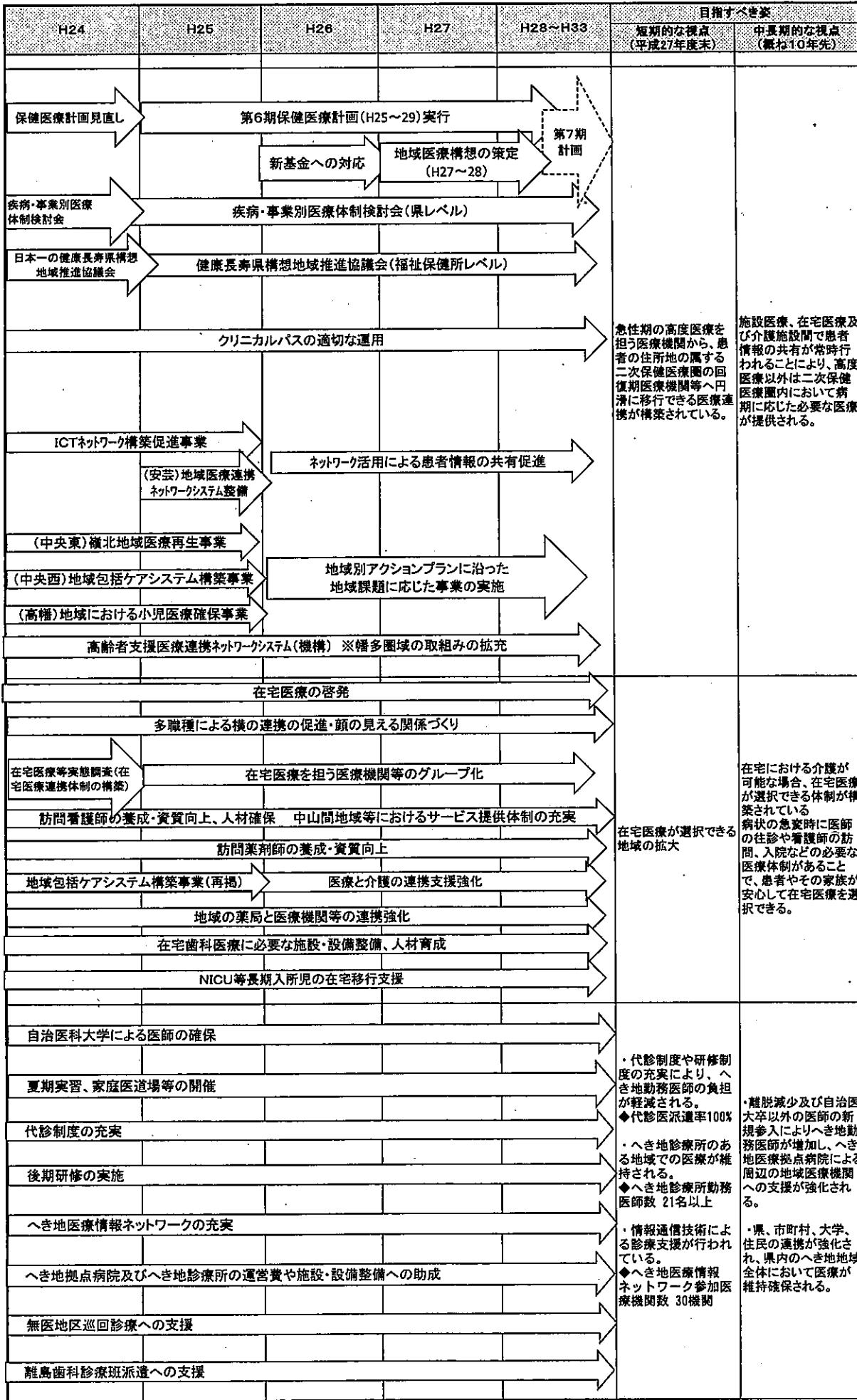
【課名:医療政策課、医師確保・育成支援課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ たのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分・年齢	目標すべき姿				
							H24	H25	H26	H27	H28～H33
I 医師確保対策の推進 1. 中長期的な医師確保対策	1. 人口10万人当たりの医師数(医療施設従事者は274.1人で全国5位(H22.12))  2. 医師の3つの偏在 ・地域の偏在…中央保健医療圏に8割が集中 ・診療科の偏在…安芸・高幡保健医療圏で特に産婦人科・麻酔科等で不足 ・年齢の偏在…40歳未満の若手医師が減少  【医師招聘対策の推進】 1. 初期臨床研修医にとって魅力のある病院づくり 2. 県内外での臨床研修病院合同説明会の参加・開催などによる臨床研修医の確保  【総合的な医師確保対策の推進】 1. 地域医療再生計画の策定 2. 医師確保対策推進の核となる高知医療再生機構の設立	【地域医療を担う医師の養成】 1. 高知大学への家庭医学講座(寄附講座)の設置による医学生に対する理解の涵養 2. 産婦人科や小児科等特定診療科目を目指す医師への奨励賞金の割合による特定診療科目の医師の確保 3. 高知大学卒業生の本県への定着率の向上 4. 増加している女性医師に対する就業支援 5. 全国医師養成数の増加  【医師確保対策の推進】 1. 初期臨床研修医にとって魅力のある病院づくり 2. 県内外での臨床研修病院合同説明会の参加・開催などによる臨床研修医の確保  【総合的な医師確保対策の推進】 1. 地域医療再生計画の策定 2. 医師確保対策推進の核となる高知医療再生機構の設立	1. 若手医師(40歳未満)にとって魅力のある環境の整備 2. 地域医療に対する若手医師の理解を深める取り組み 3. 高知大学卒業生の本県への定着率の向上 4. 増加している女性医師に対する就業支援 5. 全国医師養成数の増加  【若手医師の育成・資質向上】 <若手医師の定着促進> 1. 地域医療を担う意思のある医学生に対する奨学貸付金の貸与及びキャリア形成支援の充実による医師の確保・定着 2. 産婦人科や小児科等特定診療科目を目指す医師への奨励賞金の貸与による特定診療科目の医師の確保 3. 高知大学への家庭医学講座(寄附講座)の設置による医学生の地域医療に対する理解の涵養 4. 高知大学医学部精神科医学講座のもとでの地域精神医療支援プロジェクトへの支援による精神科医師の確保 5. 高知大学への災害・救急医療学講座(寄附講座)の設置による災害・救急医療の向上と若手医師の確保 6. 地域医療支援センターと医療機関との協力、連携によるシームレスな教育及び研修ができる環境の整備 7. 地域医療支援センターによる、診療科目毎の継続した一貫性のある研修プログラムの作成 8. 地域医療支援センターによる、医師不足の実情と研修プログラムに沿った医師の適正配置調整 9. 専門医・指導医資格取得、留学支援等、若手医師のキャリア形成支援 10. 奨励金支給や研修会開催支援による後期研修医の確保及び資質向上支援 11. 専門医養成プログラムを作成する医療機関への支援 12. 研修医等に対する技術研修機器の整備支援  <初期臨床研修医確保・育成> 1. 県内機関型臨床研修病院の相互受け入れによる研修体制の充実 2. 高知県臨床研修連絡協議会の運営 3. 県内外での臨床研修病院合同説明会の参加・開催等による臨床研修医の確保	若手医師及び医学部学生 18～40歳が中心		●医師の3つの偏在の緩和 (1) 若手医師数の県内定着率の向上(40歳未満) ・若手医師の県内定着率が向上し、40歳未満の医師の減少に歴止めがかかっている。 ◆県内の初期臨床研修医 H22年末 551人 → H33年末 750人 ◆県内の初期臨床研修医数 H33年4月：72人 ◆高知大学医学部採用医師数 H33年4月：40人  (2) 地域による医師の偏在の緩和 ・安芸・高幡・幡多保健医療圏の医師の偏在が緩和されている。  (3) 中央保健医療圏以外の地域の小児科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科などの診療科において、医師が充足されている。 ◆医師養成奨学金受給者の義務年限内医師数 H33年4月：196人					
2. 短期的な医師確保対策	1. 都部中核病院での産婦人科・麻酔科・脳神経外科等の医師不足  2. 医療再生機関による医師赴任後のアフターフォローの実施 3. 医療再生機関による医師派遣事業として、榜原病院に医師1名を派遣 4. 県外私立大学との連携(寄附講座設置)による本県への医師派遣についての協議 5. 医師ウェルカムネットにより、県外医師1名が高知病院(内科)に採用 6. 首都圏の医師を協力員(うちの医療RYOMA大使)に委嘱するため、高知県出身者等との調整 7. 救急勤務医手当支給の支援、輪番制小児救急勤務医の支援。(H24.1～)	1. 高知県と県外大学との関係づくり 2. 高知県間の医師についての情報収集	【県外からの即戦力医師の招へい】 1. 県外大学との連携による医師の招へい 2. 医師ウェルカムネットの運営及び広報 3. こうちの医療RYOMA大使の情報提供による医師の招へい 4. 医師専門業者や専門誌の活用による情報提供及び情報収集 5. こうちの医療見学ツアーの実施による県内医療機関の紹介 6. 赴任医師に対する研修会開催の貸与  【勤務環境改善支援】 1. 相談窓口、研修支援等による女性医師の復職支援 2. 病後児保育を実施する医療機関に対する支援 3. 地域の中核的な医療機関の医師住宅整備支援 4. 勤務環境改善支援センターの運営 5. 分娩手当、輪番制小児救急勤務医手当等の支給による支援			●看護師、准看護師・県内の主な急性期病院や中山間地域においても、看護職員の確保が可能な状況 ・急性期病院や中山間地域での医療施設においても、看護職員の確保が可能な状況 ◆「第8期看護職員の需給見通し」においてほぼ均衡状況(H28年～H32年)					
3. 看護職員の確保対策	1. 県内看護職員の約8割が中央保健医療圏に集中(安芸710人、高幡752人)、幡多(1422人)看護師等養成奨学金貸与者の4割弱が指定医療機関以外(高知市など県中心部)に就職 ⇒急性期病院や中山間地域での看護職員の確保が厳しい。 2. 県内の看護師等養成所では教員としての経験が浅い採用後4年未満の教員が多いが、能力アップの機会が少ない。 3. 看護の質向上、医療安全の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修を実施し、離職防止を図る。 4. ふれあい看護体験事業…中高校生、進路指導担当者、社会人から参加者を募集し医療施設等での1日看護体験等の活動を通じて、看護に対する関心を高める。 5. 定着サポート研修事業…看護職員の離職を防止し、職場定着を促進するために新人看護職員の職場適応能力の向上、WLBの推進等を図る。 6. 実習指導者研修会…看護師等の養成所の実習施設で実習指導者に対して、効果的な実習指導ができるように必要な知識と技術を習得させる。	1. 看護師等養成奨学金…県内地域において将来看護師等の勤務に從事しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることにより、必要な看護師等の確保を図る。 2. 看護教育の充実による新人看護職員の定着 看護学校を訪問し、説明会、集団面接、指定医療機関関係者と共に説明会を実施 3. 専門分野(がん、糖尿病)における質の高い看護師の育成研修を実施し、臨床実践能力を高める。 <H24～> 長期研修を見直し、中期・短期研修に移行 4. 看護の質向上、医療安全の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修を実施し、離職防止を図る。 5. ふれあい看護体験事業…中高校生、進路指導担当者、社会人から参加者を募集し医療施設等での1日看護体験等の活動を通じて、看護に対する関心を高める。 6. 定着サポート研修事業…看護職員の離職を防止し、職場定着を促進するために新人看護職員の職場適応能力の向上、WLBの推進等を図る。 7. 実習指導者研修会…看護師等の養成所の実習施設で実習指導者に対して、効果的な実習指導ができるように必要な知識と技術を習得させる。	1. 急性期病院や中山間地域での看護職員の確保 ・就業環境改善相談・指導者派遣事業…看護業務の効率化、勤務環境の改善等を図るために、アドバイザーを派遣 2. 看護教育の充実による新人看護職員の定着 看護学校を訪問し、説明会、集団面接、指定医療機関関係者と共に説明会を実施 3. 新人看護職員の定着への支援 ・新人看護職員研修・看護教員系統研修事業…新人看護職員の離職率を低下させるため臨床実践能力向上のための新人研修の開催や看護学校養成所の教員への研修を継続して実施 4. 看護職員を目指す者への支援 ・潜在看護職員等復職研修事業…潜在看護職員等の復職を促進するため復職希望者に研修及び施設とのマッチングを実施 ・看護師等養成奨学金貸付事業…養成所での説明会や指定医療機関の募集状況の情報提供を行い、県中心部以外での看護職員の確保の取組を強化 [H25～] ●県内で勤務する助産師の確保 ・助産師緊急確保対策奨学金の延長と新人助産師共同研修の開催 ⇒県内の産婦人科医師の減少及び分娩を取り扱う医療機関が減少するなかで助産師の役割が拡大している [H26～] ・助産師養成課程の学生が臨地実習できる体制づくりのための調整	1. 看護職員の確保 ・就業環境改善・相談者派遣事業(医療現場に訪問、講義、各病院ごとの問題抽出、アドバイス) 2. がん中期・救急看護短期研修 専門分野(糖尿病)一年延長 → 糖尿病中期研修 → 血管系疾患看護研修 3. 新人看護職員研修 新任期(コミュニケーション、教育の基本、授業指導、教育方法) 4. 看護教員継続研修事業 中堅期(看護教育と看護師等養成の状況、看護教育評価、新任教員への指導) 5. ベテラン期(学校経営、人材育成とマネジメント等) 6. 潜在看護職員等復職研修事業、ナースセンター事情強化 7. 看護師等養成奨学金貸付事業 奨学金貸与者へのアプローチ強化による県内定着率向上 8. 助産師の確保対策 ・助産師緊急確保対策奨学金(3年間延長) ・新人助産師合同研修事業 9. 看護管理者・教育/実地指導者研修研修 10. H27年度に事業の効果検証、見直し	●看護師、准看護師・県内の主な急性期病院や中山間地域で働く看護職員を一定数確保していることを目指す ◆看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率 H24年度:57% → H27年度:80% ●助産師 ◆助産師緊急確保対策奨学金貸与者の新規県内就職者数 H24年度:6人 → H27年度:14人						

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢																				
II 連携による適切な医療体制の確保																									
1 病期に応じた医療連携体制の構築	1)患者の病期に応じた医療の連携が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>△4疾病5事業ごとに医療の流れ、各医療機能を担う医療機関名を明示(第5期高知県保健医療計画:H20~H24)</li> <li>H25~第6期高知県保健医療計画を策定し、5疾病5事業及び在宅医療について、同様に明示。</li> <li>△5疾病5事業ごと及び在宅医療において医療関係者等からなる会議を設置し、医療連携体制の構築等の推進策を協議(H20~、在宅医療についてはH24~)</li> <li>△地域別に保健医療福祉推進会議(H25から「日本一の健康長寿県構想推進会議」に改組)を設置し、地域課題に応じた連携方策を検討(H20~)</li> <li>△へき地医療対策の実施(別途記載)</li> <li>(注)5疾病5事業 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療(小児救急を含む)、精神疾患、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△病院間の役割分担についての医療機関間の意思疎通</li> <li>△5疾病5事業及び在宅医療について、急性期、回復期、生活期(合、在宅・施設)などの段階に応じた、あるいは疾病・受傷の重症度に応じた連携の仕組みづくり</li> <li>△病期・重症度ごとの病院間の役割分担を進めることで、疾病・事業別、エリア別の各会議を運営し、医療機関の意識啓発と医療機関間の意思疎通を図る</li> <li>△医療法改正に伴い、地域医療構想を策定する</li> </ul>																						
	2)医療機関の機能連携が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>△県内で多い疾病又は重症化する疾病について地域連携クリニカルバスが作成され、バスの活用について関係機関の意思疎通が行われた。 がん、脳卒中(初回)についてバス運用開始 脳卒中:中央医療圏、幡多医療圏で運用中 糖尿病:一部地域・医療機関でバスを運用開始 (県域での連携は「糖尿病連携手帳」を活用する) 急性心筋梗塞:医療体制検討会議、バス導入には至っていない(H23末現在)</li> <li>△地域医療連携ネットワークシステムの整備 (幡多医療圏H21、安芸医療圏H25) △「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」に基づく事業の実施 ・嶺北地域の急性期医療体制の整備(中央東) ・地域包括ケアシステムの構築に向け、ブロック別の拠点病院を中心とする退院支援の仕組みを作った(中央西) ・小児医療シンポジウムの開催、地域における小児医療確保について市町との検討を開始した(高幡) △第6期高知県保健医療計画の地域別アクションプランを策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリニカルバスの共有化 ・導入に対するインセンティブ不足のためバスの導入が進まない、または急性期一回復期の対応にこだわり、その先に普及していない ・一部の医療機関の理解が進んでいない</li> <li>医療連携推進について、地域による温度差の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△医療機関・介護施設等において、地域連携クリニカルバス又はバスに代わる情報共有手段の普及と促進</li> <li>△ICTネットワークの活用等による患者情報の共有促進 これまで整備したICTネットワークを活用した患者情報の共有の促進</li> </ul>																					
	3)医療資源の偏在	<ul style="list-style-type: none"> <li>△在宅医療に対し高い県民ニーズがある。 【県民が望む、長期に医療が必要な場合の対応】 (H23県民世論調査)           <table border="1"> <tr><td>①入院</td><td>29.6%</td></tr> <tr><td>②在宅医療</td><td>24.4%</td></tr> <tr><td>③介助による通院</td><td>17.1%</td></tr> <tr><td>④施設入所</td><td>11.4%</td></tr> <tr><td>※自宅療養志向(②+③)</td><td>41.5%</td></tr> <tr><td>病院・施設志向(①+④)</td><td>41.0%</td></tr> </table> </li> <li>家庭の介護力の弱さ、在宅医療を担う事業所・人材の不足等により、療養を要する高齢者等への医療提供は病院や介護施設への入院・入所中心に担われている。</li> <li>△在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19~) 訪問薬剤師養成事業の実施(H22~) 訪問診療を行う医師の養成研修の実施(H26~) 地域リーダーの育成(H24)</li> <li>【県民が在宅医療を選択できる条件】 (H23県民世論調査、複数回答)           <table border="1"> <tr><td>①家族の身体的・時間的負担が大きくならない</td><td>36.6%</td></tr> <tr><td>②経済的な負担が少ない</td><td>34.2%</td></tr> <tr><td>③病状急変時に入院できる</td><td>27.3%</td></tr> <tr><td>④病状急変時に往診してくれる</td><td>26.6%</td></tr> </table> </li> </ul>	①入院	29.6%	②在宅医療	24.4%	③介助による通院	17.1%	④施設入所	11.4%	※自宅療養志向(②+③)	41.5%	病院・施設志向(①+④)	41.0%	①家族の身体的・時間的負担が大きくならない	36.6%	②経済的な負担が少ない	34.2%	③病状急変時に入院できる	27.3%	④病状急変時に往診してくれる	26.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療についての共通理解の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△県民・医療関係者に対する在宅医療の普及啓発、情報提供(看取りに関する適切な情報提供を含む)</li> <li>△在宅医療が選択できるレベルの保健・医療・福祉のネットワークづくり 多職種連携事業の実施(H25)</li> <li>△在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19~) 訪問薬剤師養成事業の実施(H22~) 訪問診療を行う医師の養成研修の実施(H26~) 地域リーダーの育成(H24)</li> </ul>	
①入院	29.6%																								
②在宅医療	24.4%																								
③介助による通院	17.1%																								
④施設入所	11.4%																								
※自宅療養志向(②+③)	41.5%																								
病院・施設志向(①+④)	41.0%																								
①家族の身体的・時間的負担が大きくならない	36.6%																								
②経済的な負担が少ない	34.2%																								
③病状急変時に入院できる	27.3%																								
④病状急変時に往診してくれる	26.6%																								
2 在宅医療の推進																									
	在宅療養に対し高い県民ニーズがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>△在宅医療についての普及啓発・情報提供 ・シンポジウム、フォーラムの開催 ・リーフレット、DVD等の啓発資料の作成</li> <li>△医療関係者による勉強会や講演会の開催など、医療・福祉・保健のネットワークづくり 多職種連携事業の実施(H25)</li> <li>△在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19~) 訪問薬剤師養成事業の実施(H22~) 訪問診療を行う医師の養成研修の実施(H26~) 地域リーダーの育成(H24)</li> <li>【県民が在宅医療を選択できる条件】 (H23県民世論調査、複数回答)           <table border="1"> <tr><td>①家族の身体的・時間的負担が大きくならない</td><td>36.6%</td></tr> <tr><td>②経済的な負担が少ない</td><td>34.2%</td></tr> <tr><td>③病状急変時に入院できる</td><td>27.3%</td></tr> <tr><td>④病状急変時に往診してくれる</td><td>26.6%</td></tr> </table> </li> </ul>	①家族の身体的・時間的負担が大きくならない	36.6%	②経済的な負担が少ない	34.2%	③病状急変時に入院できる	27.3%	④病状急変時に往診してくれる	26.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療等実態調査(在宅医療連携体制の構築)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△在宅医療を選択できる環境の整備 ・在宅医療を担う人材(医師を含む)の育成、レベルアップ ・円滑な退院支援を行える人材の育成 ・在宅医療・在宅ケアに関わる多職種の連携強化、顔の見える関係づくり ・訪問診療可能な医療機関数の増加方策の検討 ・中山間地域等における訪問看護サービス提供体制充実のための事業の実施、訪問看護資源の確保方策の検討 ・在宅医療に係る機関のグループ化による24時間対応体制の強化 ・多業種による質の高い退院支援の実施 ・在宅での医療と介護の連携強化 ・在宅医療資源の確保 ・在宅医療を担う機関の連携による急変時に24時間対応できる体制づくり</li> </ul>													
①家族の身体的・時間的負担が大きくならない	36.6%																								
②経済的な負担が少ない	34.2%																								
③病状急変時に入院できる	27.3%																								
④病状急変時に往診してくれる	26.6%																								
3 へき地医療の確保																									
	1. へき地診療所は、出張診療所も含めて29か所ある。 2. 無医地区数は、18市町村45地区ある。 (H21.10現在) 3. へき地医療はぎりぎり維持できている。 4. 县では県内のへき地診療所等で勤務する医師を自治医科大学を通じて年2~3名養成している。 4. 自治医科大学義務年限明けの医師も含め、H24.12月現在34名の医師がへき地医療に従事している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>△新規参入の確保・安定的な確保対策 1. 自治医科大学への負担金の支出等により、へき地医療を担う医師を養成する。 2. へき地医療実習や家庭医道場の開催等により、医学生のへき地医療に対する理解の涵養を図る。 3. こうち医師ウェルカムネット等を通じてへき地医療を担う医師の県内から支援する。 4. 「地域保健・医療研修」をへき地診療所で実施することで、初期臨床研修医のへき地医療に対する理解の涵養を図る。</li> <li>△離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援 1. へき地医療機関への代診制度により、へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減を図る。 2. 先進地病院での後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上を支援する。</li> <li>△へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備により、医療情報手段を確保する。 2. へき地拠点病院及びへき地診療所の施設・設備整備への助成により、勤務環境の改善を図る。 3. 無医地区巡回診療に対する助成により、医療機会の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. リタイア数をカバーする新規参入者の確保 1. 自治医科大学による医師の養成 2. 医学生のへき地医療に対する理解の涵養 3. 県外からの医師の招聘</li> <li>2. へき地の厳しい勤務条件の解消による離脱の防止 1. へき地医療機関への代診制度による医師の負担軽減 2. 後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上 3. 勤務環境の改善</li> <li>3. 時代に応じた医療技術レベルの維持 1. へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備による医療情報手段の確保 2. 医療機器の更新 3. 無医地区巡回診療に対する助成による医療機会の確保</li> </ul>	医師 及び 医学 部学 生 18~ 50歳 が中 心																					
	【要因】 ・長年のきめ細かな対応により自治医科大学の卒業生が義務年限(卒後9年)修了後もへき地医療で活躍している。 ・自治医科大学の卒業生以外からも参入者がいる。																								

【 課名:健康長寿政策課、医療政策課、医師確保・育成支援課、医事業務課】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

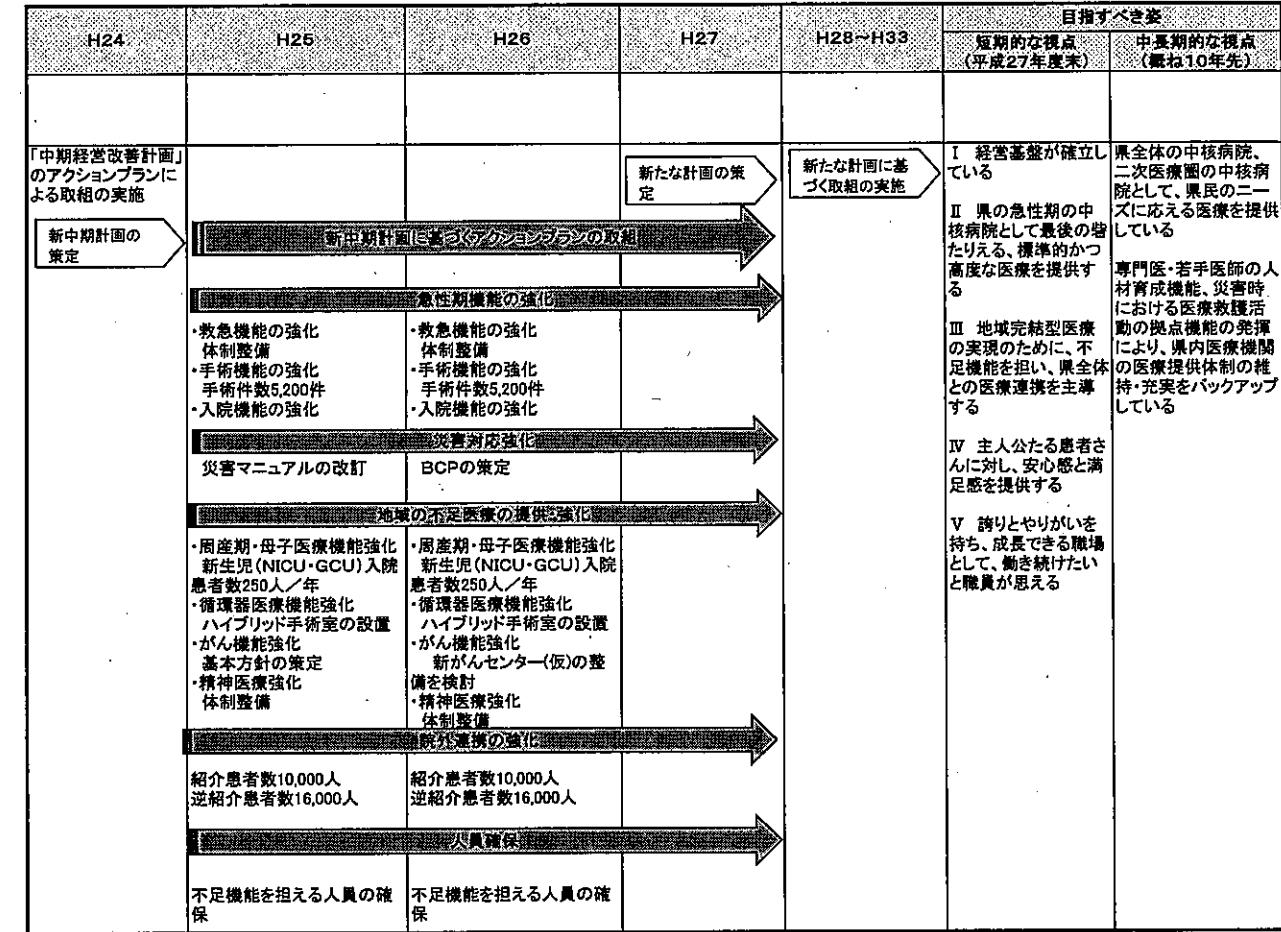
【 課名:医療政策課 】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	これからの対策 (今後どのように取り組む方針)	対象者 区分	年齢	日指すべき姿					
								H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)
<b>Ⅳ 救急医療体制の整備</b>													
1 現行の救急医療体制の維持拡充	本来救急医療を受ける必要な無い軽症患者が多數受診 通常の診療時間以外の時間帯に受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇救急医療シンポジウムの開催により高知県の救急医療の現状を知つてもらい、適正受診を呼び掛けた。</li> <li>◇こども救急ダイヤル(#8000)を開設し、子供の急病時にすぐに受診が必要かどうかの助言を行っている。急病時の対応をまとめたガイドブック、DVDを作成・配布し、保護者への啓発を行ってきた。</li> <li>◇こども救急ダイヤル(#8000)をH25.4.1から365日に拡充</li> <li>◇休日・夜間の医療体制を維持した。 (当面医師を確保するための団体等の調整、休日等における救急診療確保事業の実施) ・休日歯科診療、休日夜間眼科診療 ・平日夜間、休日夜間急诊センター ・小児二次輪番制 ・郡部の二次輪番制(安芸、高幡) ・四万十急诊センターへの設備整備支援(H26.2.3から開設)</li> <li>◇県中央部以外の医師が減少して、地域の救急医療体制の維持が困難になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療の仕組み、現状の理解の促進</li> <li>・急病について県民、保護者の不安解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇様々なメディアを使った適正受診の広報 ・具体的な事例の紹介により、救急現場の現状についての県民の理解を深める ・特にCM等を活用し視覚に訴えかけることで、県民の行動変容につなげていく</li> <li>◇急病に対して、県民が自己判断できるようにする ・小児救急医療啓発事業(ガイドブック等作成配布、小児科医師による講演)の継続、小児保護者に対する急病時の対応DVDを活用した啓発 ・小児救急電話相談事業(こうちこども救急ダイヤル)を継続し、保護者が救急受診の必要性について自己判断できるようにする</li> <li>◇休日等における救急診療確保事業の実施 ・四万十市急诊センターの運営支援</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急医療の適正受診に対する県民の理解が進む ◆救急車による軽症患者の搬送割合が減少</li> <li>○うちこども救急ダイヤル(#8000)365日体制の維持</li> <li>○休日・夜間の救急医療体制の維持</li> <li>○休日・夜間の救急医療体制の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急医療の適正受診に対する県民の理解が定着 ◆救急車による軽症患者の搬送割合が減少</li> <li>○うちこども救急ダイヤル(#8000)365日体制の維持</li> <li>○休日・夜間の救急医療体制の維持</li> <li>○部の救急医療機関に勤務する医師が充足</li> </ul>
2 迅速・的確な救急医療提供体制の確保	高知市内的一部の医療機関に救急受診が集中している。  中山間地域住民に対する救急医療の提供が困難  管外搬送件数の増に伴う郡部の救急業務の負担増(救急車の不在の増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教急対応の緊急度判断の標準化 (救急患者の救急搬送・受け入れ基準の策定(消防政策課))</li> <li>◇消防防災ヘリのドクターヘリ的運用による三次救急の広域的提供(H16～) ◇ドクターヘリの運航開始(H23.3～) ◇救急医療従事者研修の実施(PSLS/ISLS,ACLS,JATEC) ◇救急患者の救急搬送・受け入れ基準の策定(再掲)(H23.2, 消防政策課) ◇「救急医療連携体制検討ワーキンググループ」によるICTを活用した救急医療連携体制について検討。</li> <li>◇ドクターヘリの導入(H23.3)、高知医療センターのドクターカー(FMRC)導入(H22.8～)による、事故現場等への迅速な医師派遣システムの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都部の救急医療の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面はドクターヘリの導入による搬送で郡部の救急医療をカバー ・将来的には郡部救急医療機関の医師確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇救急患者の救急搬送及び医療機関の受け入れ基準に基づく迅速・的確な救急医療の提供</li> <li>◇メディカルコントロール体制の強化 ・医師、看護師、救急救命士等の救急医療従事者を対象とした心肺蘇生等の研修実施</li> <li>◇ICTを活用した救急医療連携体制の強化 ・高知県救急医療・広域災害情報システムを改修し、医療機関と救急隊との連携体制強化の仕組みの導入。</li> <li>◇ドクターヘリ搬送事例の事後検証、運航上の課題及び連携体制の検討、関係機関との調整 ・ランデブーポイントの確保、ヘリポートの整備(危機管理部) ・基地病院、関係救急医療機関、消防機関との連携の確保</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡部の二次救急医療機関が重篤者を除く救急患者を確実に受け入れることができる</li> <li>○動画伝送システムの拡充などにより、確実なメディカルコンタクトのものとの最適な搬送先や搬送方法等の評議システムが県全体会で構築されることにより、救急搬送に関する高度なメディカルコントロール体制が完成する ◆管外搬送率が低下(⇒4割程度を目標) ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目標)</li> <li>○救急医療センターの院内ヘリポート整備が進む</li> <li>○県下全域でヘリコプター着陸場所が確保され、ドクターヘリ要請後30分以内に医師による救急医療が提供される</li> <li>○ドクターヘリ等により、医師の管理下で患者を事故現場等から地域の二次救急医療機間に迅速にヘリ搬送するルートが行われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡部の二次救急医療機関の機能維持</li> <li>○動画伝送システムが県下全域に普及し、救急医療機関の連携・協力による搬送先・搬送方法等の評議システムが県全体会で構築されることにより、救急搬送に関する高度なメディカルコントロール体制が完成する ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目標)</li> <li>○救急医療機関のヘリポート整備が進む</li> <li>○ドクターヘリ等により、医師の管理下で患者を事故現場等から地域の二次救急医療機間に迅速にヘリ搬送するルートが行われる</li> </ul>

## 【課名:医療政策課】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
IV 県下全体の中核病院としての高知医療センターの機能充実						
①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化	高知医療センターは、急性期の中核医療機関として、急性期機能の効率的な发挥が望まれているのに加え、公立病院として、県全体の不足機能を補うべく、地域資源との連携を図り、地域全体の視点から医療を提供していくことが今後ますます求められている。また、他地域からの流入患者を受け入れる中央医療圏域において「地域医療支援病院」「DPC病院Ⅱ群」として位置づけられることに加え、5疾患、5事業の個別の領域でも県全体の医療を担うべき立場にある。こうしたことから、高知医療センターは、公立病院として、地域全体の不足機能を補うべく、地域との連携のみならず自ら不足機能を担うことにも含め、積極的に行動していくことが求められている。	1 「中期経営改善計画」に基づく取組(H22～H24) ・中期経営改善計画アクションプランを策定(H22.10、H23.4、H24.4改訂)、PDCAによる経営改善を行ってきた。 ・23年度決算では中期経営改善計画の目標としていた「23年度単年度黒字」を達成(90百万円)、24年度も単年度黒字(131百万円)となっている。  2 「新中期計画」の策定 ・H25～H29を計画期間とした「新中期計画」を策定 ・新中期計画の達成に向けて必要となる戦略課題に基づく、H25年度のアクションプランを策定、以下の取り組みを実施した。  ①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化  ②災害対応強化  ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ・循環器医療機能強化 ・がん機能強化 ・精神医療強化  ④院外連携の強化  ⑤人員確保	DPCⅡ群の病院として、高度な急性期医療を提供し続ける一方で、公立病院として不採算領域や地域の不足医療にも取り組まなくてはならないため、中長期的な収支の安定が欠かせない。 限られた資源の中でこれらを実現していくためには、それぞれの領域で果たすべき役割について、院内で共有化を図り、各部⾨で協調して取り組むことによって、より効率的な運営が可能となる。  ①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化  ②災害対応強化  ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ・循環器医療機能強化 ・がん機能強化 ・精神医療強化  ④院外連携の強化  ⑤人員確保	「新中期計画」の経営ビジョン達成に向けて必要な戦略課題に基づくアクションプランの実行  ①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化  ②災害対応強化  ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ・循環器医療機能強化 ・がん機能強化 ・精神医療強化  ④院外連携の強化  ⑤人員確保		



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名:県立病院課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策 区分 年齢	目指すべき姿						
				H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末) (数年10年先)	中長期的な視点 (数年10年先)
V 地域の中核病院としてのあき総合病院の機能充実	<p>1. 安芸病院と芸陽病院を統合し、二次救急医療などの機能を備えた地域の中核的病院(拠点病院)として整備を図る。</p> <p>旧安芸病院は、医師不足などの影響から、地域の中核的病院としての役割を果たすことができなくなってきたている。</p> <p>1. 「新安芸・芸陽病院整備の基本的な考え方」の策定(H20.6) 2. 「安芸地域県立病院(仮称)整備の基本方針」の策定(H21.1) 3. 地元説明会の開催: 安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H21.11) 4. 基本設計の作成(H22.3) 5. 院内に設置した「建設委員会」で新病院の設計等について議論を実施(20回開催) 6. 地元説明会の開催: 安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H22.5～6) 7. 本体工事等にかかる12月補正予算(債務負担行為)の難決(H22.12) 8. 病院本体Ⅰ期工事契約(H23.3) 9. 地元説明会の開催: 安芸市(H23.4) 10. 病院統合に係る運営システム等構築支援委託業務契約(H23.7) 11. 津波対策のための設計等の見直し(9月補正予算) 12. 津波対策補正予算の難決(H23.10) 13. 津波対策のための病院本体Ⅰ期工事変更契約(H23.10) 14. 津波対策についての地元説明会開催: 安芸市(H23.10) 15. 病院統合に係る条例改正議案を難決(H23.12) ・新名称: 高知県立あき総合病院 ・病床数: 348床(一般230床、結核28床、精神90床) 16. 病院統合を行なうあき総合病院として診療開始(H24.4) 17. 新地震想定に基づく構造解析業務を委託(H24.6) 18. I期工事(精神科病棟)完成(H24.8) 19. II期工事(病院本体)完成(H26.2) ・病床数: 270床(一般175床、結核5床、精神90床)(H26.3)</p> <p>○中核病院としての医療機能の再構築</p> <p>1. 県立病院改革プランの策定(H21.3) ・県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)素案を作成(H23.12) 2. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) 3. 県立病院改革プラン改訂版の策定(H24.3) 4. 県立病院第5期経営健全化計画の策定(H26.2)</p> <p>①医師の確保 ・呼吸器内科の常勤医不在を解消(H28.4) ・脳神経外科の常勤医不在を解消(H27.4) ②良質で安全な医療の提供 1) 救急医療の充実 ・ヘリ搬送 30件、救急車受入1,683件(H26) 2)がん治療・緩和ケアの充実 3)地域医療連携の推進 4)新たな施設基準の取得 5)職員研修の計画的実施 6)地域住民との連携促進 7)接遇の向上 ③経営の健全化</p>	<p>○新病院の整備(建て替え) ○安芸病院と芸陽病院を統合し、地域の中核的病院として整備することとした。(全県を対象とした精神科領域の政策医療は、高知医療センターに移管する。)</p> <p>1. 「新安芸・芸陽病院整備の基本的な考え方」の策定(H20.6) 2. 「安芸地域県立病院(仮称)整備の基本方針」の策定(H21.1) 3. 地元説明会の開催: 安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H21.11) 4. 基本設計の作成(H22.3) 5. 院内に設置した「建設委員会」で新病院の設計等について議論を実施(20回開催) 6. 地元説明会の開催: 安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H22.5～6) 7. 本体工事等にかかる12月補正予算(債務負担行為)の難決(H22.12) 8. 病院本体Ⅰ期工事契約(H23.3) 9. 地元説明会の開催: 安芸市(H23.4) 10. 病院統合に係る運営システム等構築支援委託業務契約(H23.7) 11. 津波対策のための設計等の見直し(9月補正予算) 12. 津波対策補正予算の難決(H23.10) 13. 津波対策のための病院本体Ⅰ期工事変更契約(H23.10) 14. 津波対策についての地元説明会開催: 安芸市(H23.10) 15. 病院統合に係る条例改正議案を難決(H23.12) ・新名称: 高知県立あき総合病院 ・病床数: 348床(一般230床、結核28床、精神90床) 16. 病院統合を行なうあき総合病院として診療開始(H24.4) 17. 新地震想定に基づく構造解析業務を委託(H24.6) 18. I期工事(精神科病棟)完成(H24.8) 19. II期工事(病院本体)完成(H26.2) ・病床数: 270床(一般175床、結核5床、精神90床)(H26.3)</p> <p>○新病院の着実な整備</p> <p>○新病院に向けた体制等を検討するための推進体制を構築し、具体的な検討を開始する</p> <p>新病院の運営システムの検討 (接続項目) ・各部門の運営マニュアルの策定 ・薬品など物品管理体制(物流システム) ・医療情報システム ・医療機器整備計画 ・組織・定数 ・患者移送計画 等</p> <p>○新病院の円滑な立ち上げ</p> <p>○入院・外来患者への適切なインフォメーション ○各種運用マニュアルの実施検証</p> <p>○中核病院としての医療機能の再構築</p> <p>○安芸保健医療圏において二次救急など地域の医療を支える中核病院としての機能の再構築</p> <p>○県立病院改革プランのPDCA</p> <p>○県立病院第5期経営健全化計画の着実な実行</p> <p>○高知大学に対する医師派遣の継続要請 ○知事部局の医師確保対策部署や高知医療再生機構と連携しながら、高知大学医学部学生へのアプローチ、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘に取り組む。</p> <p>○経営健全化推進委員会からの指導・助言 ○新たな経営管理体制の施行(経営幹部会議)</p>								
2. 安芸保健医療圏地域医療再生計画により、病院GPの養成拠点として整備する。	<p>若手医師の県内定着</p> <p>1. 安芸保健医療圏地域医療再生計画で、新病院が病院GPの養成拠点として位置づけられた(H22.1) 2. 病院GP養成研修に係る検討会設立準備会の開催(H22.2) 3. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) 4. 病院GP養成プログラム検討委員会の設立(H22.4) (委員会開催 H22.5、H22.7、H22.8) 5. 安芸病院で勤務する医師との共通認識の形成 ・高知大の医師と安芸病院の医師代表で意見交換(ペクトル合わせ)を実施した(H22.8) ・安芸病院医会開催(H22.9) 6. 大学教授など主要メンバーによる協議を実施(H22.11) 7. 新病院長の就任(H23.4)後、16回にわたって、高知大、医療再生機構等、関係者と協議を実施 8. 病院GP養成研修の中心的役割を担う医師が着任し、具体的な検討を開始(H24.4) 9. 高知大学医学部学生との意見交換会の開催(参加者16名)(H25.3) 10. 高知県立病院群総合医・家庭医養成後期研修プログラムの策定(H25.11) 11. 養成研修の開始(H27.4)</p>	<p>○計画の着実な実行</p> <p>○高知大学医学部、健康政策部、高知医療再生機構との連携 ○病院GP養成プログラムの策定 -プロジェクト候補会(仮称)で議論を行う ○指導医の確保 -高知大、自治大の関係者と協議する ○学生への周知 -高知大と協議・連携のうえ、広報活動を行う</p> <p>○基幹型臨床研修指定病院の再指定を受けるための体制整備など</p> <p>○指定に向けた取り組み ○研修プログラムの策定</p> <p>○高知県立病院群総合医・家庭医養成後期研修プログラムの実施(後期研修医募集)及び新設される総合診療専門医への対応</p>								

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

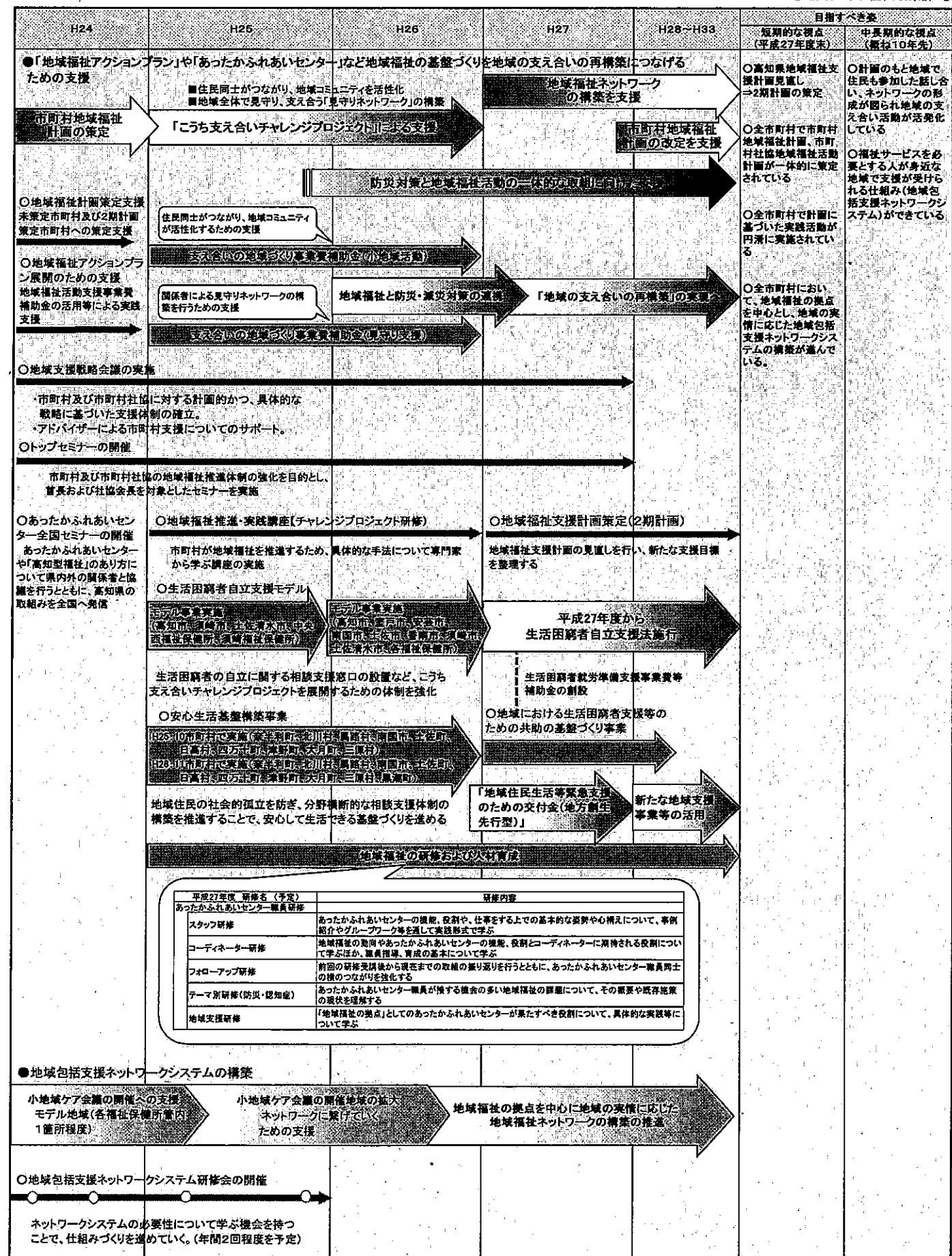
## 【 課名:県立病院課 】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき点					
							H24	H25	H26	H27	H28~H33	短期的な視点 (平成27年度末)
VI 地域の中核病院としての機能充実												
1. これまでの機能の維持に加えて、 機能を支援する機能や、がん診療や救急医療などにおける地域の 中核的病院としての機能の充実を 目指す。	○地域の中核的病院として、機能を支援する機能や、がん診療や救急医療などにおける地域の中核的病院としての機能の充実を目指す。	○地域の中核的病院として、機能を支援する機能や、がん診療や救急医療などにおける地域の中核的病院としての機能の充実を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幅多保険医療圏でほぼ完結できる医療の提供 &lt;入院患者・圏域内受療率&gt;(H17)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅多 88.6% → ほぼ圏域内で完結している</li> <li>・中央 98.5% ・芸安 59.4% ・高橋 59.7%</li> </ul> </li> <li>○事実上、圏域唯一の救急病院として、ヘリポートやICUを設置し、24時間365日体制で救急患者の受け入れを行ない、地域の救命救急センター的役割を果たしている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車受入件数:2,448件(H22)、2,589件(H23)、2,734件(H24)、2,580件(H25)、2,445件(H26) ※幅多3消防本部全体の55.9%を受入(H25年)</li> <li>・ヘリポート使用件数:27件(H22)、32件(H23)、32件(H24)、40件(H25)、39件(H26)</li> <li>・ICU(4床):稼働率70.4%、延患者数1,028名(H22)</li> <li>・稼働率71.9%、延患者数1,052名(H23)</li> <li>・稼働率64.9%、延患者数1,421名(H24)</li> <li>・稼働率62.6%、延患者数1,371名(H25)</li> <li>・稼働率62.7%、延患者数1,374名(H26)</li> </ul> </li> <li>※H24.4から6床で運用</li> <li>○NICU的病床を設置し、圏域唯一の分娩取扱病院として、ハイリスク母体・胎児及び新生児を常時受け入れ、母体・胎児及び新生児の集中管理を行う医療機関としての機能を果たしている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩件数:41件(H22)、418件(H23)、501件(H24)、436件(H25)、404件(H26)</li> <li>・圏域内分娩率:93.2% (H17)</li> <li>・NICU的病床(6床)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働率 83.3%、延患者数1,387名(H22)</li> <li>・稼働率 44.3%、延患者数 973名(H23)</li> <li>・稼働率 53.3%、延患者数1,167名(H24)</li> <li>・稼働率 65.2%、延患者数1,427名(H25)</li> <li>・稼働率 41.4%、延患者数 906名(H26)</li> </ul> </li> <li>・母体搬送受入件数:8件(H22)、8件(H23)、1件(H24)、1件(H25)、1件(H26)</li> </ul> </li> <li>○急性期病院として、心臓血管外科手術など高次医療が必要で発生頻度が低い症例を除く、手術全般に対応している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間手術件数:1,988件(H22)、2,074件(H23)、2,248件(H24)、1,977件(H25)、2,060件(H26)</li> </ul> </li> <li>○地域連携室を設置し、紹介予約の受付や転院調整等を実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介患者率:34.7% (H22)、36.0% (H23)、31.9% (H24)、34.4% (H25)、36.0% (H26)</li> <li>・逆紹介患者率:21.3% (H22)、21.2% (H23)、34.4% (H24)、45.8% (H25)、50.6% (H26)</li> </ul> </li> <li>○地域連携クリニックバスを導入し、地域の医療機関と連携した診療を実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先医療機関数:13施設(H22)、22施設(H23)、28施設(H24)、26施設(H25)、27施設(H26)</li> <li>・連携バス使用件数:409件(H22)、661件(H23)、725件(H24)、752件(H25)、803件(H26)</li> </ul> </li> <li>○地域医療連携システム(しまんとネット)を導入し、電子カルテ情報を地域の医療機関に公開。(H22.3)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加医療機関数:3施設(H22.8)、27施設(H23.3)、37施設(H25.3)、48施設(H26.3)、50施設(H26)</li> </ul> </li> <li>○がん治療については、外科的治療(手術)に加えて、放射線治療や化学療法にも対応しているが、専門医確保の問題などから、国が指定する地域がん診療連携拠点病院の指定は受けていません。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内がん入院患者受療率:77.5% (H17)</li> <li>・がん入院患者数:892件(H22)、1,085件(H23)、1,100件(H24)、1,011件(H25)、1,073件(H26)</li> <li>・がん手術件数:437件(H22)、451件(H23)、466件(H24)、454件(H25)</li> <li>・放射線治療件数:1,764件(H22)、2,399件(H23)、2,326件(H24)、778件(H25)、2,023件(H26)</li> <li>・外因化学療法件数:2,201件(H22)、2,104件(H23)、2,292件(H24)、1,725件(H25)、1,070件(H26)</li> </ul> </li> <li>○地域がん診療連携拠点病院指定に向けた取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県がん診療連携推進病院(協定する病院)に指定。(H23.4)</li> <li>・外来化学療法室に専任の看護師2名を配置。(H23.4)</li> <li>・診療情報管理士1名を採用。(H23.4)</li> <li>・地域住民への啓発を目的として、幅多ふれあい医療公開講座を開始。(H23.4～)</li> <li>・がん患者対象のセカンドオピニオン外来を開始(H23.5)</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院に指定(H24.4)</li> <li>・細胞検査士の増員(2名から4名へ)(H24.4)</li> <li>・がん化学療法認定看護師の配置(2名)(H24.7)</li> <li>・高度医療機器の更新(MRI)(H25.3)</li> <li>・高度医療機器の更新(リニアック、CT)(H26.2)</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院指定の更新(H27.3)</li> </ul> </li> <li>○医師の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師不足の影響により常勤医が不在となる診療科が発生している。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器科、眼科、精神科等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの掲載(H22.10)</li> <li>・院内広報紙への掲載(H22.9～10月号)</li> <li>・四万十市及び宿毛市広報への掲載(H22.12月号)</li> <li>・時間外の受診相談用電話の設置(H23.6)</li> <li>・幅多けんみん病院と地域医療機関との機能分担を進めめるため「外来診療の方針」についての院内掲示及び医師会への依頼を実施(H25.2)</li> </ul> </li> <li>○健全経営の維持           <ul style="list-style-type: none"> <li>○県立病院改革プランの策定(H21.3)</li> <li>○県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)を策定(H24.3)</li> <li>○県立病院第5期経営健全化計画を策定(H26.2)</li> </ul> </li> <li>○若手医師の育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>高知県立病院群総合医・家庭医養成後期研修プログラムの策定(H25.11) 養成研修の開始(H27.4) &lt;あき総合病院に掲載&gt;</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域がん診療連携拠点病院としての体制の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院としての体制の充実</li> </ul> </li> <li>○医師の確保が困難となる中、地域の中核病院としての機能維持が厳しくなっており、これまで以上に医師の定着・確保に向けた取り組みを進めていく。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の確保が困難となる中、地域の中核病院としての機能維持が厳しくなっており、これまで以上に医師の定着・確保に向けた取り組みを進めていく。</li> </ul> </li> <li>○地域がん診療連携拠点病院の指定更新に向けた取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院の指定更新に向けた取り組み</li> </ul> </li> <li>○地域連携の機能充実に向けて検討を行う。 ○「しまんとネット」の利用拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携の機能充実に向けて検討を行う。</li> <li>・「しまんとネット」の利用拡大</li> </ul> </li> <li>○高知大に対する医師派遣の継続要請           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知大に対する医師派遣の継続要請</li> </ul> </li> <li>○医師不足の中でも、救急医療や急性期医療など病院が期待されている機能を維持していくために、地域との機能分担をより一層推進していく必要がある。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師不足の中でも、救急医療や急性期医療など病院が期待されている機能を維持していくために、地域との機能分担をより一層推進していく必要がある。</li> </ul> </li> <li>○救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施する。</li> </ul> </li> <li>○改革プランの着実な実行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・改革プランの着実な実行</li> </ul> </li> <li>○県立病院第5期経営健全化計画の着実な実行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立病院第5期経営健全化計画の着実な実行</li> </ul> </li> <li>○経営健全化推進委員会からの指導・助言           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営健全化推進委員会からの指導・助言</li> </ul> </li> <li>○経営コンサルタントの導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営コンサルタントの導入</li> </ul> </li> <li>○新たな経営管理体制の施行(経営幹部会議)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな経営管理体制の施行(経営幹部会議)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域がん診療連携拠点病院など地域の中核病院として、幅多保健医療圏でほぼ完結できる医療を提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院など地域の中核病院として、幅多保健医療圏でほぼ完結できる医療を提供</li> </ul> </li> <li>○地域の中核病院として機能を発揮           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中核病院として機能を発揮</li> </ul> </li> <li>○医療機関、介護サービス事業者に加えて調剤薬局にも拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、介護サービス事業者に加えて調剤薬局にも拡大 (H25年度末目標:30施設に対して、H24年度末で37施設、H25年度末で48施設、と目標を達成) H26年度末50施設</li> </ul> </li> <li>○「しまんとネット」の運用と機能充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しまんとネット」の運用と機能充実</li> </ul> </li> <li>○高知大に対する医師派遣の継続要請           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知大に対する医師派遣の継続要請</li> </ul> </li> <li>○啓発活動の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の実施</li> </ul> </li> <li>○県立病院改革プランの実行           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立病院改革プランの実行</li> </ul> </li> <li>○第5期経営健全化計画の実行※3～5年に見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期経営健全化計画の実行 ※3～5年に見直し</li> </ul> </li> <li>○経営健全化推進委員会からの指導・助言▼H24.8月開催 ▼H25.8月、26.2月開催 ▼H25.11月開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営健全化推進委員会からの指導・助言 ▼H24.8月開催 ▼H25.8月、26.2月開催 ▼H25.11月開催</li> </ul> </li> <li>○経営幹部会議の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営幹部会議の開催</li> </ul> </li> <li>○経営健全化計画の見直しに合わせて委員会を改選           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営健全化計画の見直しに合わせて委員会を改選</li> </ul> </li> </ul>							

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

### 【 課名：地域福祉政策課 】

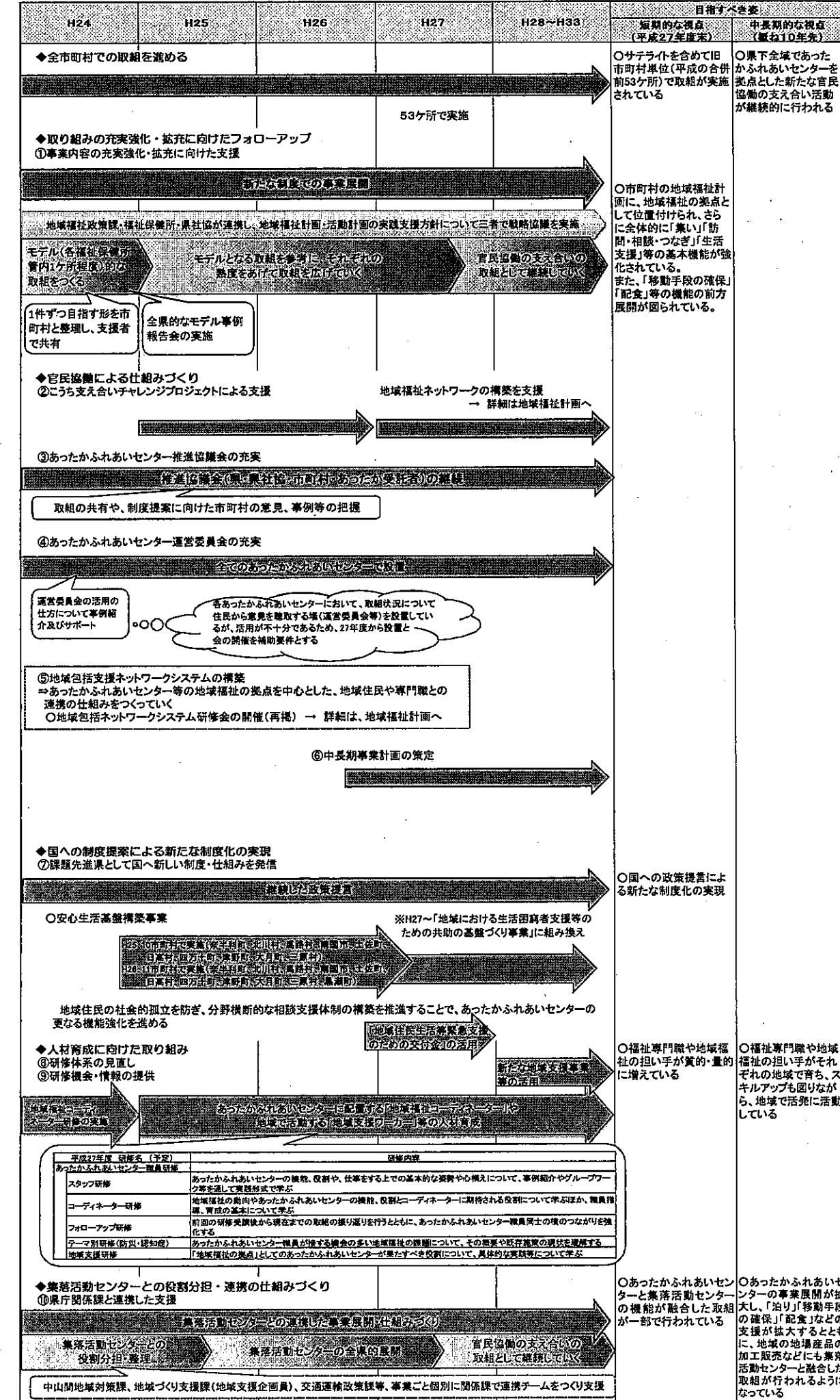
事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけでなかっただけか)	これからの対策	対象者								
					区分 年齢								
I ともに支え合う地域づくり		<p>◆地域活動の基盤となる地域福祉計画及び、地域福祉活動計画の策定が進んできた。</p> <p>○高知県地域福祉支援計画をH23策定</p> <p>H27.3月未現在 「市町村地域福祉計画」策定率100%(34市町村) 「市町村社協地域福祉活動計画」策定率100%(33社協) ※横原町社協はH26.4.設立のため除外</p> <p>(1) 地域で支え合う仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画策定支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度までに策定(6市町村)</li> <li>H22年度策定(0市町村)</li> <li>H23年度策定(17市町村)               <ul style="list-style-type: none"> <li>*2期計画策定(室戸市、土佐清水市)除く</li> </ul> </li> <li>H24年度策定(9市町村)</li> <li>H25年度策定(2町) *策定率100%</li> </ul> </li> <li>・地域福祉活動計画策定支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度までに策定(6社協)</li> <li>H22年度策定(2社協)</li> <li>H23年度策定(15社協)               <ul style="list-style-type: none"> <li>*2期計画策定(土佐清水市、本山村、土佐町、日高村)除く</li> <li>H24年度策定(9社協)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>*2期計画策定(佐川町社協)除く</li> </ul> </li> <li>H25年度策定(1社協) *策定率100%(横原町除く)</li> </ul> </li> <li>・地域福祉計画及び活動計画策定にむけた研修会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>H22年度:2回(6月、10月)</li> <li>H23年度:2回(5月、10月)</li> <li>市町村主体の研修会開催への支援1回(7月)</li> </ul> </li> <li>・地域福祉計画の実践に向けた支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>H24年度:地域福祉活動計画実践研修会(1/7)</li> </ul> </li> <li>・トップセミナーの開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>H24年度:1回(12/4)</li> <li>H25年度:1回(9/10)</li> </ul> </li> <li>・あつたかふれあいセンター全国セミナー(これからの集落福祉を考えよう!)の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>H24年度:1回(2/16~17)</li> </ul> </li> <li>・こうち支え合いチャレンジプロジェクト研修会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>H25年度:第1回(7/5)、第2回(11/27)</li> <li>H26年度:第1回(8/20)、第2回(1/14)</li> </ul> </li> <li>◆地域福祉アクションプランの策定・実践支援の体制強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉アクションプラン策定及び実践活動を支援する県社協への取組への助成及び職員の派遣               <ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度から県職員2名を県社協に派遣</li> </ul> </li> <li>・支え合いの地域づくり事業費補助金(H25~26)               <ul style="list-style-type: none"> <li>25年度実績                   <table> <tr> <td>4市町</td> <td>1,508千円</td> </tr> <tr> <td>23市町村社協</td> <td>2,046千円</td> </tr> </table> </li> <li>26年度実績                   <table> <tr> <td>4市町</td> <td>1,006千円</td> </tr> <tr> <td>11市町村社協</td> <td>1,003千円</td> </tr> </table> </li> </ul> </li> <li>◆地域包括支援ネットワークシステムの構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度</li> <li>・地域包括支援ネットワークシステム研究会の開催(6回)</li> <li>・地域包括支援ネットワークシステム研修会の開催(2回)</li> </ul> </li> <li>H24年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援ネットワークシステム説明会(7/9)</li> <li>・地域包括支援ネットワークシステム研修会(11/14)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	4市町	1,508千円	23市町村社協	2,046千円	4市町	1,006千円	11市町村社協	1,003千円	<p>○多くの市町村で策定された地域福祉アクションプランを「絵に描いた餅」にしないことが重要</p> <p>・新たな支え合いによる地域づくりの推進</p> <p>・地域福祉アクションプランに基づく地域の支え合いの意図的な再構築の実現</p> <p>・地域の支え合いの弱まり、生活課題の深刻化(社会的孤立等)への対応</p> <p>●地域福祉と防災・減災対策の連携</p> <p>○地域福祉と防災・減災の取組みを連携させることにより、避難支援体制及び日頃の見守り体制の構築を一的に支援</p> <p>○「支え合いの地域づくり事業費補助金(小地域活動・見守り支援)」の活用</p> <p>○地域福祉アクションプランに基づき、県内全域で地域福祉の話し合い、実践活動の展開</p> <p>○地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を進め、お互いが助け合い、支え合う地域づくりを推進</p> <p>○あつたかふれあいセンターや、自主防災組織等を中心とした地域活動との連携</p> <p>○地域福祉の人材育成</p> <p>○市町村、市町村社協への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と県社協による定例会開催(月1回程度)</li> <li>・県、市町村、県社協、市町村社協による4者会議の開催(年3回程度)</li> </ul> </p> <p>●ごうち支え合いチャレンジプロジェクトを推進するための環境整備</p> <p>○生活困窮者自立促進支援モデル事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の実情に即した制度となるよう積極的に活用</li> </ul> </p> <p>○安心生活基盤構築事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、安心して生活できる基盤づくりの構築</li> </ul> </p> <p>↓</p> <p>H27~「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」に組み換え</p> <p>●地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援</p> <p>○地域福祉ネットワークの構築支援事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の相談などをワンストップで受け止め、適切な支援機関へと確実につなぐための地域福祉ネットワークの構築を支援</li> <li>・モデル市町村社協への重点支援事業</li> <li>・市町村社協のレベルアップ事業</li> </ul> </p>	県民	市町村
4市町	1,508千円												
23市町村社協	2,046千円												
4市町	1,006千円												
11市町村社協	1,003千円												
I 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり													



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名：地域福祉政策課 】

方策体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
事業名						
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年→22年) ・人口816千人→764千人 (▲52千人) ・高齢化率20.6%→28.8% (+8.2%)	◆あったかふれあいセンターの整備促進(H21~) H21 22市町村28箇所(新規雇用 76人) H22 30市町村39箇所(新規雇用 113人) H23 31市町村40箇所(新規雇用 121人) H24 27市町村35箇所(雇用人数 129人) H25 27市町村36箇所(雇用人数 約140人役) H26 28市町村38箇所(雇用人数 約148人役) H27 29市町村43箇所	【H22】 ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10~11, 10/19, 12/6) ・あったかふれあいセンター推進協議会開催(7/7, 11/28) ・事業分析にあたってのデモ版を5ヶ所で実施 (沼尾、西土佐、北川、馬路、中土佐(つどい)) ・他県でのフレキシブル支援センターの取り組み頒布会(7月) ・あったかふれあいセンター等全国セミナー開催(9/11) ・日本福祉大学への事業分析等委託契約締結(8/27) 事業分析利用者調査実施(8月、12月) 事業分析中間報告(11/15) 事業分析調査研究報告書(2/28) ・福祉保健所地域支援室との協議(1/7~2/4, 3/8~16) 【H23】 ・厚生労働省への政策提言(5/19, 6/10, 10/12) ・厚生労働大臣及び厚生労働省少子対策室あつたか視察 (8/4, 7) ・あったかふれあいセンター推進協議会開催(7/7, 1/5~11) ・新あつたかスキーム業財政課協議及び市町村への概要説明 ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/3, 4, 9/20, 21) スキルアップ研修(子育て支援11/24, 25、障害者支援12/8, 9) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/25、7/3再放送) 地域福祉セミナーで取組紹介(●北海道) 安芸WHO管内あつたか活動報告会(12/17) とびだせ!ヘルプマン!(12/24土佐町) 【H24】 ◇H24から県単独事業として継続実施 3年間の成果を踏まえて機会を強化 (必須機能) H23まで⇒「集い」 H24から⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」 ・厚生労働省への政策提言(5/14, 6/11) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(6/6) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/23、7/1再放送) ・福祉保健所地域支援室、県社協との地域支援戦略会議(7/12~20) ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/28,30, 10/3,4) スキルアップ研修(子育て支援:11/8,9 障害者支援:12/20,21) ・中山間地における地域福祉施策のあり方にに関する研究会(9/4) ・第1回町内・集落福祉全国サミットin湯沢 部長(パネラー)参加(9/8,9) ・厚生労働省との協議 高知県で開催(10/30,31) ・あつたかふれあいセンター全国セミナーの開催(2/16,17) 【H25】 ・あつたかふれあいセンター推進連絡会開催(7/5) ・あつたか人材育成研修 あつたかふれあいセンター職員研修(4/18, 5/22) 地域福祉の課題別研修(8/18~20) 地域支援ワーカー・フローラー研修 (マップづくり:10/3~4、ファンリテート技術:12/10) 【H26】 ・あつたかふれあいセンター推進連絡会開催(8/29, 1/14) ・あつたか人材育成研修 あつたかふれあいセンター職員研修(コディネーター 7/31, 8/11) あつたかふれあいセンター職員研修(スタッフ 8/25~8/27) あつたかふれあいセンター職員研修(防災・高齢者 11/25, 11/27) あつたかふれあいセンター職員研修(地域支援 3/12) 地域支援実践者報告会(3/13)	○地域ニーズを把握し、柔軟に対応できる「小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)」としての活動を充実させるため、24年度から訪問・相談・つどい等の機能強化を図っているが、適切な支援につなげていくためにも、あつたか職員のアセスメント能力の向上が求められる。	◆あつたかふれあいセンターの整備促進 ①こうち支え合いチャレンジプロジェクトとの一体的な展開により、課題解決のための機能を一層強化 地域住民の相談などをワンストップで受け止め、適切な支援機関へと確実につなぐための地域福祉ネットワークの構築を支援 ②介護保険制度の見直しに伴う介護予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行や生活支援事業の拡充などへの対応を検討 介護予防サービス等提供拠点として市町村があつたかふれあいセンター等を活用できるよう支援 ◆官民協働による仕組みづくり ③あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ④地域住民が参画した「あつたかふれあいセンター運営委員会」の充実 ⑤地域包括支援ネットワークシステムの構築 あつたかふれあいセンター等の地域福祉の拠点を中心とした、地域住民や専門職との連携の仕組みをつくっていく ⑥中長期事業計画の策定 地域福祉の拠点として、生活困窮者支援や新たな地域支援事業等の国の施策にも柔軟に対応できるよう、各あつたかふれあいセンターの強みを踏まえた上で、中長期の事業計画を策定できるよう支援	市町村・県民
	◆地域での支え合いの力が弱まっている ・H21県民世論調査では55.8%の人が感じている ・H26県民世論調査では45.7%の人が感じている	【H25】 ・厚生労働省への政策提言(5/19, 6/10, 10/12) ・厚生労働大臣及び厚生労働省少子対策室あつたか視察 (8/4, 7) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7, 1/5~11) ・新あつたかスキーム業財政課協議及び市町村への概要説明 ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/3, 4, 9/20, 21) スキルアップ研修(子育て支援11/24, 25、障害者支援12/8, 9) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/25、7/3再放送) 地域福祉セミナーで取組紹介(●北海道) 安芸WHO管内あつたか活動報告会(12/17) とびだせ!ヘルプマン!(12/24土佐町) 【H26】 ◇H24から県単独事業として継続実施 3年間の成果を踏まえて機会を強化 (必須機能) H23まで⇒「集い」 H24から⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」 ・厚生労働省への政策提言(5/14, 6/11) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(6/6) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/23、7/1再放送) ・福祉保健所地域支援室、県社協との地域支援戦略会議(7/12~20) ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/28,30, 10/3,4) スキルアップ研修(子育て支援:11/8,9 障害者支援:12/20,21) ・中山間地における地域福祉施策のあり方にに関する研究会(9/4) ・第1回町内・集落福祉全国サミットin湯沢 部長(パネラー)参加(9/8,9) ・厚生労働省との協議 高知県で開催(10/30,31) ・あつたかふれあいセンター全国セミナーの開催(2/16,17) 【H25】 ・あつたかふれあいセンター推進連絡会開催(7/5) ・あつたか人材育成研修 あつたかふれあいセンター職員研修(4/18, 5/22) 地域福祉の課題別研修(8/18~20) 地域支援ワーカー・フローラー研修 (マップづくり:10/3~4、ファンリテート技術:12/10) 【H26】 ・あつたかふれあいセンター推進連絡会開催(8/29, 1/14) ・あつたか人材育成研修 あつたかふれあいセンター職員研修(コディネーター 7/31, 8/11) あつたかふれあいセンター職員研修(スタッフ 8/25~8/27) あつたかふれあいセンター職員研修(防災・高齢者 11/25, 11/27) あつたかふれあいセンター職員研修(地域支援 3/12) 地域支援実践者報告会(3/13)	○制度提案に向けた全国発信	◆国への制度提案による新たな制度化の実現 ⑦高知県から中山間地域等の課題、取組の成果等を元に、全国展開に向けた働きかけを行う(日本福祉大学と連携)		
	◆中山間地域では全国一律の緩割りの福祉サービス基準では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービス利用者が少ないためサービス利用されにくい状況となってい	◆日本福祉大学との連携 高知県と日本福祉大学福祉社会開発研究所との「中山間地域における地域福祉のあり方にに関する研究協定締結(H24.6.27) <都道府県情報交換会> 第1回(H24.9.14 日本福祉大学) 参加県:富山県、鳥取県、島根県、山口県、熊本県、高知県 第2回(H25.2.17 高知県) 参加県:鳥取県、島根県、山口県、熊本県、高知県	○コーディネーターや新規雇用スタッフ等の人材育成	◆プロジェクトを推進するための環境整備 ○安心生活基盤構築事業 ・住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、安心して生活できる基盤づくりの構築 →H27~「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」に組み換え ○「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の「地方創生先行型」の事業メニューに(小さな拠点) ◆人材育成に向けた取組 ⑧研修体系の見直し ・人材育成研修の内容を拡充・強化するため、研修体系を整理 H26年度からは、防災と地域福祉の一体化的な取組を推進する職員を育成するための防災研修を実施		
			○人材育成研修については、受講者の経験年数や資格の有無等により、研修の理解度に差が出ている。段階別の研修課程となるよう見直しが必要。	⑨研修機会・情報の提供		
			○集落活動センターの取組に関する県庁内での連携	◆集落活動センターとの役割分担・連携の仕組みづくり ⑩それぞれのセンターの取組・人材を活かした、地域でのしくみづくりへの支援を行う		



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

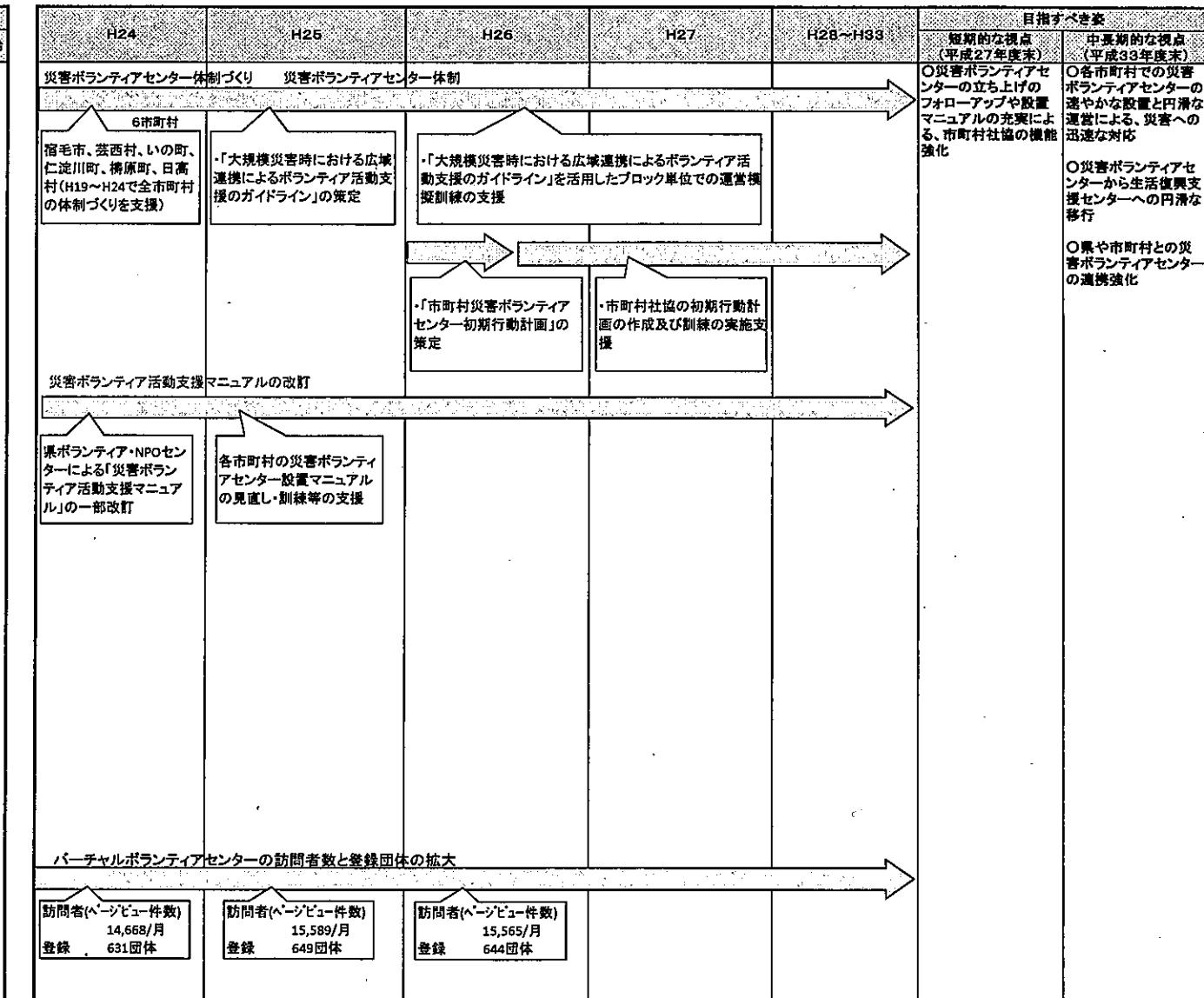
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者			
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査17年～22年) ・人口796千人→764千人 (▲32千人) ・高齢化率25.9%→28.8% (+2.9%)								
1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり	◆民生委員・児童委員の活動支援 ○活動費の助成の拡充 ○活動ジャンバーの作成・貸与(H22.5) ○活動ハンドブックの作成・配布(H22.12)  ○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 体系的研修の実施 H25の状況 ・会長等研修(H26.1.28 154名参加) ・中堅研修(H25.8.1～2 144名参加) ・新任研修 1年目研修(H26.1.20～H26.1.30 6ヶ所 422名参加) 2年目研修(H25.9.4 28名参加) 3年目研修(H25.8.7 43名参加) ・主任児童委員研修(H25.1.20～H26.1.30 6ヶ所 23名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月～9月) H26の状況 ・会長等研修(11/17 151名参加) ・中堅研修(8/21, 9/9 156名参加) ・新任研修 1年目研修(H27.1.9 55名参加) 2年目研修(H26.8.27～10.30 490名参加) 3年目研修(H26.9.16 35名参加) ・主任児童委員研修(H26.8.29 172名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月～9月 1,600名参加)	○地域での見守りや支え合いの仕組みの充実 ○活動しやすい環境づくり ①民生委員・児童委員活動に対する助成 ②活動ハンドブックの活用による活動支援 活動ハンドブックの改定(H27) ③民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催 ④民生委員・児童委員をサポートする体制づくりへの支援 ⑤地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援 ⑥民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知	H24	H25	H26	H27	H28～H33		
(1) 地域で支え合う仕組みづくり	・集落の減少(H7→H17) 2,418→2,360(▲58) (H17では50世帯未満の集落の割合58%)  ・高齢単身世帯の増加 (H22) 40,918→44,773世帯 (+3,855世帯)			○職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ) ⑦民生委員・児童委員を対象とした体系的な研修の充実・強化(会長研修、中堅研修、新任研修、ブロック別研修等)  ⑧活動ハンドブックの活用による活動支援 活動ハンドブックの改定(H27) (再掲)	民生委員・児童委員				
	○地域見守りフォーラムの開催 H26.2.13 165名参加  ○45地区民協会長等の意見交換の実施(H26.6/12～7/11)			○民生委員・児童委員活動の周知 ⑨活動ジャンバーの活用による活動のPR ⑩県の広報媒体の活用による活動のPR ⑪民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知(再掲)					
	○民生委員の定数の状況(H27.3.31現在) ※定数 2,471人 → 実人員 2,398人(▲73人) 高知市以外 37人(室戸市1、安芸市3、南国市1、土佐市8、須崎市2、宿毛市1、土佐清水市3、四万十市3、香南市1、香美市6、馬路村1、芸西村1、いの町1、土佐町1、佐川町2、大月町1、黒潮町1) 高知市 36人			○民生委員・児童委員の確保 ⑫活動しやすい環境づくり等を通じた民生委員・児童委員の確保 定数に関する条例制定 【定数の精査】					



#### 【 課名：地域福祉政策課】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかったのか)	これからの対策 (今後どのように取り組むか)	対象者 区分 年齢
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンター等体制づくりの支援</li> <li>・災害ボランティアの育成、市町村の体制づくり支援</li> <li>H19:3市町村(安芸市、須崎市、四万十市)</li> <li>H20:5市町村(高知市、南国市、香美市、中土佐町、黒潮町)</li> <li>H21:7市町村(土佐市、土佐清水市、東洋町、大豊町、四万十町、大月町、三原村)</li> <li>H22:8市町村(香南市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、佐川町、津野町)</li> <li>H23:5市町村(本山町、土佐町、大川村、室戸市、越知町)</li> <li>H24:6市町村(宿毛市、芸西村、いの町、仁淀川町、日高村、日高村、橋原町)</li> <li>H25:2市(香南市、四万十市)</li> <li>・県域支援ガイドライン検討会の設置及び開催(4回)、市町村社協との意見交換会(ブロック単位)</li> <li>・「大規模災害時における広域連携によるボランティア活動支援のガイドライン」の策定(H26)</li> <li>・「南海トラフ地震等の大規模災害時における市町村社会福祉協議会の初期行動計画ガイドライン」の策定(H26)</li> <li>・平成26年8月豪雨による「高知県災害ボランティア活動支援本部」の設置(H26.8.4～H26.8.15)</li> <li>・ボランティアセンター運営支援:日高村、しまんと町</li> <li>・市町村災害ボランティアセンター運営模擬訓練の開催支援</li> <li>H25:室戸市、仁淀川町、高知市、いの町、橋原町、宿毛市、中土佐町、香南市、日高村、南国市、香美市、津野町</li> <li>H26:しまんと町、東洋町、佐川町、室戸市、いの町、中土佐町、日高村、香南市、馬路村、香美市、南国市、津野町</li> <li>・災害ボランティアセンター運営基礎研修の開催(H26)</li> <li>・災害ボランティアセンター中核スタッフ実践講座の開催(H20～)</li> <li>・シニア災害ボランティアシンポジウムの開催(H25)</li> <li>・被災者生活支援フォーラムの開催(H26)</li> <li>・高知県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議の開催(年1回)</li> <li>○バーチャルボランティアセンターの運営助成</li> <li>・訪問者(ページビュー)と登録のボランティア団体数の増加</li> <li>H22:14,150/月・588団体</li> <li>H23:14,337/月・612団体</li> <li>H24:14,668/月・631団体</li> <li>H25:15,589/月・649団体</li> <li>H26:15,565/月・644団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害発生時に被災市町村の社会福祉協議会等と地域団体が、自力で「災害ボランティアセンター」を設置・運営するためのノウハウの習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンターの立ち上げに係る全市町村での体制づくり支援</li> <li>・市町村社協の初期行動計画の作成及び訓練の支援</li> <li>・市町村災害ボランティアセンター運営模擬訓練の開催支援</li> <li>・災害ボランティアセンター運営基礎研修の開催</li> <li>・災害ボランティアセンター中核スタッフ研修会の開催</li> <li>・被災者支援フォーラムの開催</li> <li>・「高知県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議」の開催</li> </ul>	



【 課名:地域福祉政策課 】

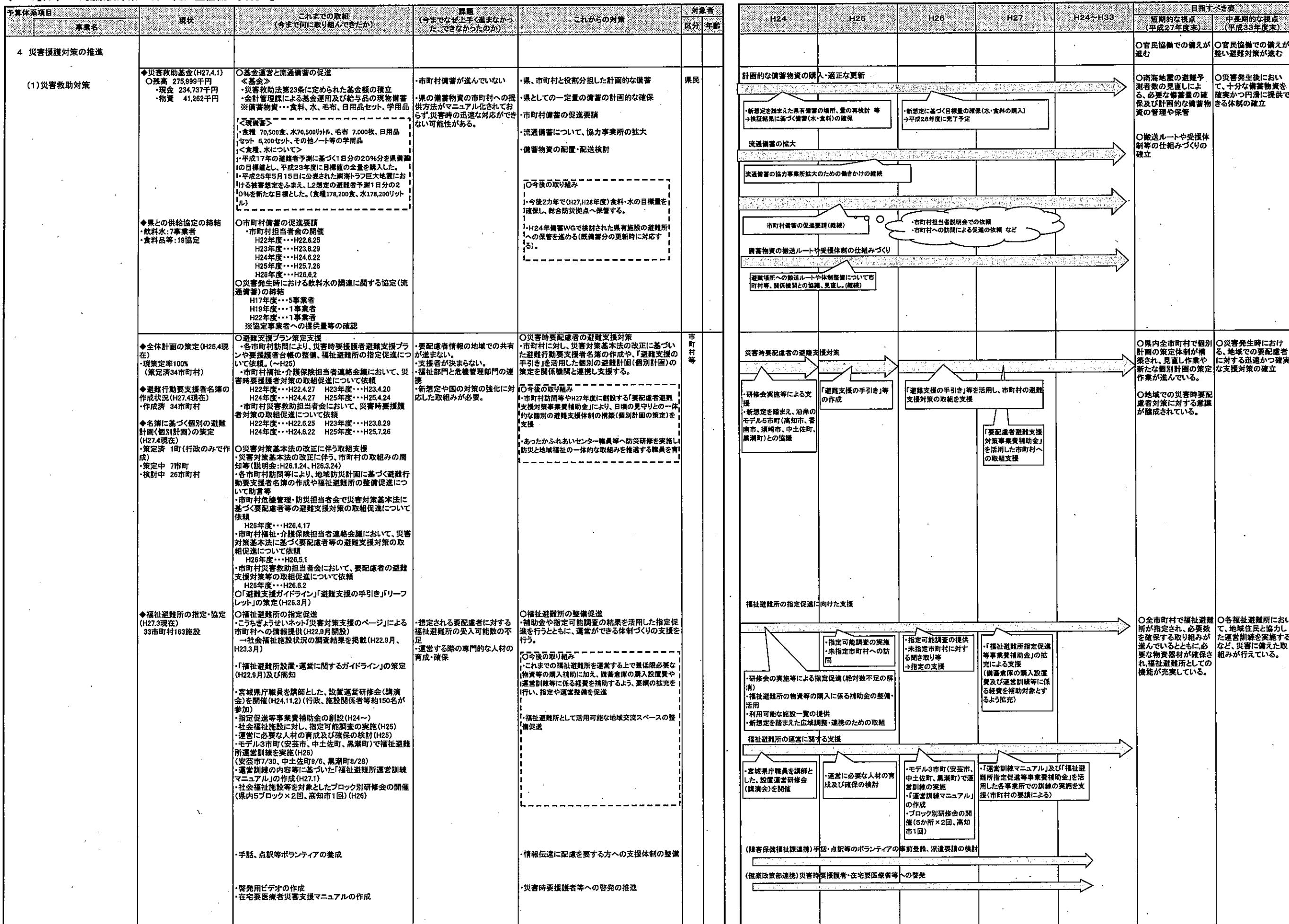
予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ てできなかつたのか)	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき事		
					区分	年齢								
(4)遺族等の援護対策														
	○中国残留邦人 59人 中国からの帰国における年令が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。(H27.4.現在) 居住地:高知市48人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人(平均年齢73歳)	◆中国帰国者の生活支援 国の援護対策を基本にした支援												
	(参考)支援の対象となる国費同伴帰国した親族 約90名													
	◆収入や資産形成が不十分	・老齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4)		生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保健所において支給	中国残留邦人(高齢者) 67～97		生活支援給付金の支給継続					生活支援給付金の支給継続		
	◆社会への適応が不十分	・特定中国残留邦人等の配偶者に対する支援金の支給 (H26.10～)(国10/10)		配偶者支援金の支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保健所において支給	特定中國殘留邦人等の死亡後の配偶者 75		配偶者支援金の支給継続					配偶者支援金の支給継続		
①日本語が不自由な方が多い。	・日本語教室の開催 漸江南教室 2コース 入門、初中級 北竹島教室 2コース 初級、中上級 横浜教室 初級 朝倉教室 初中級 計4教室 6コース (H21～国10/10) ・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10)	帰國者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要	日本語教師(十ボランティア)による個人ごとの習熟の程度に応じた、きめ細かい教育の継続				きめ細かな教育の実施 習熟度に応じた日本語教室 3教室6コース	きめ細かな教育の実施 習熟度に応じた日本語教室 4教室6コース			きめ細かな教育の継続			
②市町村役場のサポートが不十分	市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10)	市町村職員の残留邦人にに対する理解が十分と言えない	市町村職員は人事異動により交替していくので研修を継続していく。 支援の必要な帰國者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の充実を進める。				通訳の派遣				通訳の派遣			
③就労問題、生活上の問題がある。	就労生活相談室の設置 場所:県保健衛生総合庁舎2階 週4日 10時～16時 相談員2名  支援・相談員の派遣 2名(高知市以外を担当) (H20～)(国10/10)		相談事業の継続				市町村職員研修の実施 高知市における地域生活支援事業の実施 ・歌による日本語習得教室 ・家庭料理、屋外行事参加などの交流事業				市町村職員研修の継続 高知市における地域生活支援事業の充実			
◆高齢化と会員の減少 法人としての活動も難しくなりつつある。 (H27.3現在) ・(公財)高知県遺族会 正会員(妻)410人 準会員(子等) 4,920人	◆戦傷病者、戦没者遺族等援護(H26年度) ・全国戦没者追悼式 参列 8/15 参列者83名 ・高知県戦没者追悼式 実施 11/1 参列者約740名 ・沖縄「土佐之塔」慰靈祭 参列 11/17 参列者37名 ・団体等慰靈祭へ参列 護国神社慰靈祭 (4/2、11/2) 2回 海洋会等団体主催 11回 市町村等主催 43回 ・援護団体へ事業費助成  ・特別弔慰金、特別給付金等の支給 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 11名 戦没者遺族相談員23名	関係者の高齢化に伴う対象者及び行事等参加者の減少	遺族等援護事業の継続 ・戦没者追悼式等の慰靈事業の実施、他団体主催事業への参加を継続				遺族等援護事業の継続 戦没者追悼式等の慰靈事業の実施、他団体主催事業への参加				遺族等援護事業の継続 戦没者追悼式等の慰靈事業の実施、他団体主催事業への参加			
		高齢化により特別弔慰金等の請求行為が十分できない方がいる。	・戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金・特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導									戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金・特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導		

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
							H24	H25	H26	H27	H24～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
3 セーフティネット施策の充 実・強化	(1)低所得者等の生活支援の 充実・強化	◆生活保護世帯数(県内)  H21:13,679世帯 H22:14,663世帯 H23:15,535世帯 H24:15,786世帯 H25:15,757世帯  ◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援)  ○生活福祉資金の貸付(低所得者、障害者、高齢者世帯) H20貸付決定 67件 80,312千円 H21貸付決定 479件 266,735千円 H22貸付決定 538件 351,481千円 H23貸付決定 475件 331,977千円 H24貸付決定 448件 226,795千円 H25貸付決定 319件 213,168千円 H26貸付決定 208件 90,805千円  【高知県生活福祉・就労支援協議会】 H22.5.31 H23.5.23 H24.5.28 H25.5.28 H26.5.27  ・生活福祉資金窓口の各市社協に相談員2名を配置 (7市8人:高知市2名) ・県社協窓口に貸付相談員を配置(1名)  ※H21.10制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ  ※H26.4制度改正 ・生活困窮者自立支援制度との連携等  ○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等) H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人 H23契約 123人 H24契約 154人 H25契約 95人 H26契約 96人  ○介護福祉士等修学資金の貸付 (H21～23.25～事業主体:県社協、H24事業主体:県) 21年度貸付21人、22年度貸付27人、23年度貸付31人、24年度貸付20人、25年度貸付43人、26年度貸付45人	○制度が十分知られているとは言えない  ○必要な援助となるまでに時間を要する  ◆セーフティネット施策の利用促進 ・国等と連携した円滑な利用促進  ◆制度の周知と利用促進 ・積極的な広報 ・市町村社協の相談支援体制の強化  ○今後の取り組み 県の相談体制への支援が補正予算によりH24も継続となった。また、H25は財源が復興財源となり、引続き、生活福祉資金の窓口、相談体制の強化を図る。 基金事業はH26で終了するが、H27は貸付	県社協・市町村社協									○制度が十分に周知されるとともに円滑な迅速な対応が図られる  ○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる

## 【課名:地域福祉政策課】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 （今後何をやることにするか）	対象者 区分 年齢	年次別実行計画					目標すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
						H24	H25	H26	H27	H28～H33		
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進	<p>☆高齢者人口は増加傾向 二次予防対象者数は基本チェックリスト実施率の低下に伴い減少しているが、二次予防事業への参加者数については増加(H23→H24(国調査))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口 221千人→227千人</li> <li>・二次予防事業対象者数 26,433人→17,118人</li> <li>・二次予防事業参加者数 579人→786人</li> </ul> <p>☆介護保険制度改正により、平成29年4月までに、全ての市町村において、要支援者に対する予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行を開始する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村 H27年4月～ 土佐市,土佐清水市</li> </ul> <p>☆住民主体の介護予防活動は年々広がってきてている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の取組(H25年度末) →29保険者で実施(1,166箇所)</li> <li>・地域リーダー養成 →27保険者、4,061人(累計)</li> <li>・地域リーダーフォローアップ →15保険者で実施</li> </ul> <p>～市町村ヒアリングより～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の取り組み箇所数は増えたが、何箇所になれば十分なのかわからない。</li> <li>・地域リーダーの数は充足してきたり、実際活動してくれる方は少ない(活動率が低い)。</li> <li>・地域リーダーの活動が長続きしない。</li> <li>・地域リーダーも高齢化している(若い世代への引き継ぎ困難)。</li> </ul> <p>H25平均視聴率:14.4%</p> <p>【介護予防従事者研修会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員対象研修</li> <li>・介護予防サービス従事者対象研修</li> </ul> <p>☆取り組みの少ない口腔機能向上や、認知症予防をテーマに研修会を実施</p>	<p>・市町村ヒアリングにて個別課題を把握</p> <p>【市町村のしくみづくりへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ(10保険者)を設置し、地域の課題を踏まえた介護予防事業の実施を支援</li> </ul> <p>【新総合事業への移行に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トップセミナーをはじめとして、全6回セミナーを開催し、すべての市町村がいずれかのセミナーに参加</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション専門職を対象にした研修会を開催し、派遣について協力可能な人材の有無を把握</li> </ul> <p>【地域リーダー養成・活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リーダーを対象に、介護予防に関する知識と技術の習得を目的として、地域リーダーステップアップ講座を実施 H26受講者:163名 H26受講市町村:14保険者 (H24～26計 24保険者)</li> </ul> <p>【介護予防手帳の作成と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の必要性や効果的なプログラム、効果検証結果等を掲載(参加者・リーダー用)</li> <li>→オリジナルキャラクターを用いてリニューアル</li> <li>・民生委員・児童委員への配布</li> <li>・老人クラブ連合会との連携 モデル老連(窓戸市、南国市、香南市、土佐清水市、田野町、いの町、津野町)にて介護予防リーダー養成を実施</li> </ul> <p>・口腔機能、運動機能向上カレンダーを作成し、具体的な取組の参考になる内容を追加</p> <p>【介護予防広報番組の制作放送】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の取り組みをTVで紹介(H23～25年度)</li> </ul> <p>【介護予防従事者研修会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員対象研修</li> <li>・介護予防サービス従事者対象研修</li> </ul> <p>☆取り組みの少ない口腔機能向上や、認知症予防をテーマに研修会を実施</p>	<p>【新しい介護予防のしくみづくり】</p> <p>①サービス拠点整備への支援</p> <p>【介護予防サービス等提供拠点として市町村があつたかふれあいセンター等の既存事業を活用できるよう支援】</p> <p>②高齢者等の参加による新たな担い手養成への支援</p> <p>【高齢者等が地域の支え手として活躍できるよう新しいサービスに対応した研修等を実施することにより、地域の多様な人材によるサービスの創出を支援】</p> <p>③生活支援コーディネーターの養成</p> <p>【地域の支え合いを推進できる人材を育成するための研修】</p> <p>④セミナーの開催とアドバイザーの派遣</p> <p>【市町村の高齢者のニーズ把握と地域の実情やニーズに応じたサービス確保策の検討について支援するため、全市町村を対象にしたセミナーを開催するとともに、地域ごとに必要なアドバイザーを派遣】</p> <p>⑤リハビリテーション専門職等の派遣</p> <p>【地域ケア会議における個別事例や介護予防事業の検討において、リハビリテーション専門職の助言を受け、効果的な基盤整備ができるよう支援】</p> <p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】</p> <p>⑥介護予防手帳の活用</p> <p>既存の介護予防手帳の見直しを行い、活用を図る</p> <p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】</p> <p>⑦介護従事者のスキルアップ</p> <p>口腔機能向上、栄養改善等、介護予防に関する知識や技術の普及を目的として研修会を実施</p>	<p>H24</p> <p>H25</p> <p>H26</p> <p>H27</p> <p>H28～H33</p>	<p>予防給付 介護予防事業</p> <p>段階的な移行 ※H29～すべての市町村で 移行開始</p> <p>新しい 総合事業</p> <p>新しい介護予防のしくみづくり</p> <p>①サービス拠点整備への支援</p> <p>②高齢者等の参加による新たな担い手養成への支援</p> <p>③生活支援コーディネーターの養成</p> <p>④セミナーの開催とアドバイザーの派遣</p> <p>⑤リハビリテーション専門職等の派遣</p> <p>サービス単価の決定等の広域調整 (意見交換会等)</p> <p>新しいサービスの段階的な開始</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>住民主体の介護予防のしくみづくり</p> <p>住民主体の介護予防未実施市町村(2町村)への支援</p> <p>全ての市町村で、住民主体の介護予防の取組を実施</p> <p>⑥介護予防手帳の活用</p> <p>・オプションの追加 ・リニューアル版の作成</p> <p>高知県版介護予防手帳の見直し</p> <p>全ての市町村で介護予防手帳を活用</p> <p>民生委員・児童委員、老人クラブ、あつたかふれあいセンター等の関係団体における活用</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催</p> <p>介護予防広報番組</p> <p>既存の広報番組の活用等</p> <p>【再掲】 生きがいづくり広報番組</p> <p>⑦介護従事者のスキルアップ～市町村職員・介護予防サービス従事者の質の向上～</p>	<p>・全ての市町村が新しい総合事業に取り組み、地域の実情やニーズに応じたサービスを提供する体制が整備されている</p> <p>・全ての市町村で、住民主体の介護予防のしくみ及び広域での支援体制が整備されている</p> <p>・住民主体の介護予防のしくみが実施される</p> <p>H23 27保険者 →H27 30保険者</p> <p>・地域リーダー養成を実施する市町村が増える</p> <p>H23 24保険者 →H27 30保険者</p> <p>*地域リーダー数 H23 2,743人 H27 3,600人以上</p> <p>・県民が身近な場所で介護予防に取り組んでいる</p> <p>・高齢者人口の5%が二次予防事業対象者(国予測) → 約11千人</p> <p>・二次予防事業対象者の3～4人に1人のリーダーを養成 → 約3,600人必要</p> <p>一実験の試算を参考</p> <p>・全ての市町村において介護予防手帳(リーダー用)を活用する</p> <p>H23 7保険者 →H27 30保険者</p> <p>・介護予防手帳(参加者用)を活用する市町村が増える</p> <p>H23 2保険者 →H27 20保険者以上</p> <p>・県民に介護予防の必要性が理解されている</p> <p>・ほとんどの介護保険施設で、介護予防に関する知識や技術を持つた人材の育成ができる</p> <p>・運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識や技術を持つた人材の育成ができる</p> <p>・全ての市町村に、運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識や技術を持つた人材がいる</p>						
2 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2) 介護予防の推進												

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何にとりんできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿																									
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)																								
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2)生きがいづくりと在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県の高齢率は、全国平均より先行している。 高知県 28.4% 全国 23.1%</li> <li>・高齢者の約8割は要介護(要支援)認定を受けていない元気な高齢者である。</li> <li>・百歳以上高齢者(人口10万人当たり)は全国第2位(H26)</li> <li>・55歳から64歳の就業者に占める雇用者の割合は上昇しており、退職者が増加することが見込まれている。</li> <li>・高齢者情報誌「玉手箱」の発行部数:5,000部×4回</li> <li>・生きがい活動情報の拠点機能整備</li> <li>・生きがい活動マッチング支援事業</li> <li>・「退職準備ノート」の作成・配布、セミナーの開催(H26年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の生きがい・健康づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県社会福祉協議会が実施する健康と生きがい活動について様々なニーズがある。</li> <li>①こうちシニアスポーツ交流大会の開催(H22) 1,032名 (H23) 1,087名 (H24) 1,292名 (H25) 1,470名 (H26) 1,361名               *種目の増 ②ねんりんピックへの選手派遣(H22) 123名 (H23) 126名 (H24) 98名 (H25) 547名 (H26) 133名               ③シニア健康づくりリーダー講習会の開催(H22まで)               ④オールドパワー文化展の開催(H22) 506作品 4,466名来場 (H23) 471作品 4,356名来場 (H24) 487作品 3,783名来場 (H25) 471作品 4,573名来場 (H26) 489作品 6,611名来場               ⑤高齢者情報誌「玉手箱」の発行部数:5,000部×4回               ⑥生きがい活動情報の拠点機能整備               ⑦生きがい活動マッチング支援事業               ⑧「退職準備ノート」の作成・配布、セミナーの開催(H26年度)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがい健康づくり活動への参加支援、生きがいに関する相談体制づくり</li> <li>・地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していく必要がある。</li> <li>・退職世代に対する退職に向けた準備支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>退職準備に関するセミナーの開催、退職準備に関する活動事例集の作成・配布</li> </ul> </li> <li>・生きがい活動団体の実態把握と情報発信の強化</li> <li>・市町村社会福祉協議会や総合型地域スポーツクラブと連携した生きがい活動団体の把握、高知いきがいネットによる広報と情報発信の充実</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に参加する高齢者が増加する。 ◆シニアスポーツ交流大会等の参加者が増加する。 シニアスポーツ交流大会参加者 H23 1,087名 →H27 1,400名以上 オールドパワー文化展 出展数 H23 471作品 →H27 500作品以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できる</li> </ul>																														
	<table border="1"> <tr> <td>H21</td><td>H23</td><td>H25</td> </tr> <tr> <td>加入率 18.7%</td><td>16.5%</td><td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村老連数 32</td><td>31</td><td>32</td> </tr> <tr> <td>会員数 824</td><td>785</td><td>724</td> </tr> <tr> <td>会員数 31,954</td><td>29,621</td><td>26,545</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口は増えているが、老人クラブの加入者・加入率は減少している</li> </ul>	H21	H23	H25	加入率 18.7%	16.5%	15.0%	市町村老連数 32	31	32	会員数 824	785	724	会員数 31,954	29,621	26,545	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人クラブの活動助成           <table border="1"> <tr> <td>H21</td><td>H23</td><td>H25</td> </tr> <tr> <td>加入率 18.7%</td><td>16.5%</td><td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村老連数 32</td><td>31</td><td>32</td> </tr> <tr> <td>会員数 824</td><td>785</td><td>724</td> </tr> <tr> <td>会員数 31,954</td><td>29,621</td><td>26,545</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね60歳以上の高齢者によって組織された老人クラブの活動を支援することで、高齢者の収益の向上、健康の増進、地域社会との交流活動・社会参加等を促進し、高齢者福祉の向上を図った。</li> <li>【地域老人クラブ活動】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業:市立老人クラブへの活動助成、市町村老人クラブが実施する、介護予防支援事業、地域支え合い事業等に対する助成</li> <li>【高知県老人クラブ連合会活動】 補助先:(財)高知県老人クラブ連合会 補助対象事業:県老連が実施する、活動推進員設置(人件費)、健康づくり・介護予防事業、地域支え合い事業等に対する助成</li> <li>・H23から市町村老連での介護予防への取り組みを支援  (H23) 7老連での取り組み (H24) 6老連での取り組み (H25) 13老連での取り組み (H26) 30老連での取り組み</li> </ul> </li> </ul>	H21	H23	H25	加入率 18.7%	16.5%	15.0%	市町村老連数 32	31	32	会員数 824	785	724	会員数 31,954	29,621	26,545	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人クラブ活動の活性化への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳代から90歳以上までの高齢者が一緒に活動しており、ニーズが合わない。 →若手高齢者のニーズにあった事業展開により、加入率の増加を図っていく必要がある。</li> <li>・リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。地域で活動している個々の人をどうリーダーに育成するかという課題もある。 →若手リーダーの養成・地域リーダーステップアップ講座など、老人クラブの活動基盤の強化が必要</li> <li>・ねんりんピック開催後に実施した事業を今後も継続させ、活動を幅広くPRしていく必要がある。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ加入者の減少傾向が改善される</li> <li>老人クラブでの健康づくり、介護予防への取り組みが増加する。 ◆介護予防に取り組む老人クラブ連合会数 H23 7老連 → H27 31老連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ会員が地域で多彩な活動ができ、会員が増加する</li> </ul>
H21	H23	H25																																		
加入率 18.7%	16.5%	15.0%																																		
市町村老連数 32	31	32																																		
会員数 824	785	724																																		
会員数 31,954	29,621	26,545																																		
H21	H23	H25																																		
加入率 18.7%	16.5%	15.0%																																		
市町村老連数 32	31	32																																		
会員数 824	785	724																																		
会員数 31,954	29,621	26,545																																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成20年国勢調査) 全国83.3% 高知県88.5%</li> <li>・平成19年度の県民世論調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどうにしたいか?」の問い合わせに対して「現在の住まいを改造して住みやすくなる」が26.3%で、最も高かった。</li> <li>・介護保険制度の住宅改修は、金額的にも工事内容的ににも制約が多く、ニーズに応えることが困難</li> <li>・都部では昔ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、台所が土間など、バリアフリー化にかなりの経費を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>【住宅等改修支援】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業: ①在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれかと認定された方が居住する建物の改修や改築を行う場合 ②地域での総合的な住宅生活支援等に必要な建築物の改修や改築を行う場合</li> <li>・平成27年度から一般の高齢者も対象者とするなど、対象の拡充となつたことに際し、これまでの制度とあわせての周知を積極的に行う。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村による住宅改修事業への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する住宅改修事業への助成の継続</li> <li>・適切な改修・改築について、担当者やケアマネジャーに知識を深めてもらう必要がある。 →アドバイザーについてさらに周知する必要がある。</li> <li>・市町村説明会での広報必要事例への活用勧奨</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる</li> </ul>																														

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何が上手(進まなかった)できなかつたのか)	これからの対策 (今まで何が上手(進まなかった)できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり  (1)地域包括ケアシステムの構築  ・医療・介護・福祉のネットワークづくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>○H22県民世論調査 介護が必要になっても約6割の方が自宅や住まいでの生活したいと答えている。</li> <li>※H19県民世論調査 地域や住まいで安心安全に生活するために必要なことは? 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること」との回答が最も多い。</li> <li>○地域ケア体制整備の推向した市町村・各種団体での取組に対する補助金の創設</li> <li>○H20～H23:シングボジウム、住民説明会の開催</li> <li>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及啓発</li> <li>○在宅での医療と介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の建立 病院の医師や、在宅医療を扱う医師、訪問看護師、ケアマネジャー等による在宅生活継続に向けた検討体制の構築が必要。 徐々に県内各地域に広がってきているが、全域には至っていない。</li> <li>○医療・介護・福祉ネットワークづくり奨励金 ・H24＝1団体1事業 ・H25＝4団体4事業 ・H26＝3団体3事業</li> <li>○在宅医療の充実強化 ・高齢者の在宅医療を支える訪問看護ステーションが報酬傾向にある。 (H12: 53事業所→ H27.3: 52事業所)</li> <li>○在宅医療の充実強化 ・高齢者の在宅医療を支える訪問看護ステーションが報酬傾向にある。 (H12: 53事業所→ H27.3: 52事業所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養病床数が全国で最も多く、施設への依存度が高い。(介護施設合計も全国9位)</li> <li>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、包括的・系統的ケアマネジメントが十分できていない場合がある。</li> <li>○ケアマネジャーは、医師の教訓が高いと感じており、高齢者の状態等に関する相談がしにくい。</li> <li>○医療処置が必要な場合、「病院内で対応すべき」との意識が医療及び利用者にあり、訪問看護を選択することが考えられていない。</li> <li>○地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。 (※次頁参照)</li> <li>○自己負担が高額となることから、訪問看護サービスの必要があるにもかかわらず利用していない場合がある。また、ケアプランを作成するケアマネジャーに訪問看護に関する十分な認識がない場合がある。</li> </ul>	高齢者とその家族	<p>市町村や医師会等各種団体が行う医療・介護の連携の取組を地域へ広げていくための当該団体の連携体制づくりへの支援</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション連絡会を活用した在宅復帰の事例検討(医療・介護施設・利用者等の連携)</li> <li>・福祉保健所による、医療・介護・福祉の連携体制整備の推進(講演会、研修会等の開催)</li> <li>・地域医療連携体制整備モデル事業の活用(中央西国圏域)</li> </ul> <p>・現在実施している地域は、近隣の地域へ普及する活動を実施し、これから実施する地域は、先行事例を参考し、地域に相応しい仕組みづくりを検討し、根付かせる。</p> <p>取組の進まない状況、課題を次年度の事業に反映</p> <p>高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画との三段階の推進</p> <p>(高齢者の「もしも」と「いつも」をサポートする体制づくり)</p> <p>高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画</p> <p>県民への啓発・意識改革 ⇒ 住民説明会等の開催</p> <p>自分たちが住み慣れた自宅や住まいでの人らしい生活ができるようにしていくために、ご自身の暮らし方(理想)、地域の現状はどうか?一人ひとりの力を合わせて出来ることはいか?住民と一緒に考える機会として実施。 ※各福祉保健所ごとに開催</p> <p>訪問看護支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関と訪問看護ステーションの連携の支援</li> <li>・訪問看護の普及啓発、ケアマネへの利用促進</li> </ul> <p>新 訪問看護フォーラムの開催</p> <p>新 訪問看護普及啓発グッズの作成 等</p> <p>訪問看護サービスの必要な人に必要な訪問看護を提供できる体制を整備し、在宅医療環境を充実していく。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンター支援事業(利用者や関係者からの相談対応、訪問看護ステーションへのコンサルテーションの実施、訪問看護の普及啓発ステーションの業務の効率化・能力向上支援、訪問看護の利用促進)</li> <li>・研修事業(ケアマネジャーに対する、訪問看護への理解を深めるための研修一ヶアブランにおける訪問看護の利用促進)※～H24</li> <li>・訪問看護マニュアル作成事業(ステーションが共通で使用する業務マニュアルの作成～ステーションの業務の効率化)※～H24</li> </ul>	<p>【短期的な視点】</p> <p>各團域で、医療・介護・福祉の連携体制が根付き、各團域で新たな連携の仕組みが構築されている。</p> <p>【中長期的な視点】</p> <p>中山間地域でも医療・介護・福祉の資源が充実し、高齢者が介護が必要になっても、県内各市町村のどの地域でも住み慣れた自宅や住まいでの介護や医療のサービスが受けられる。</p>				
・療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進  ▶ 入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。  ▶ 住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという県民の希望にできる限り応える。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養病床数 (H27.3月現在) 医療病床 4,116床 介護病床 2,015床 計 6,131床</li> <li>○国への提案・要望</li> <li>-介護療養病床からの転換はない。</li> <li>転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換) ⇒4医療機関97床 (平成26年度末)</li> <li>○介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設</li> <li>○療養病床の転換意向等アンケート調査(平成26年9月時点)の結果、1医療機関がH28に8床、1医療機関がH30に29床転換予定(県内90の病院・診療所を対象)</li> <li>・介護療養病床廃止は平成29年度末まで延期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等</li> <li>⇒H24年度の介護報酬改定で介護療養型老健がプラスされるとともに、介護療養型医療施設の単位は減らされ、介護療養型医療施設の報酬差は小さくなっている。 ⇒医師不足によりやむを得ず老健へ転換する動きも見られる。</li> <li>○特別養護老人ホームへの転換は、社会福祉法人でなければ設置できないため、社会福祉法人立ち上げを要する医療機関は、時間的余裕を持った対応が必要となる。</li> <li>○介護療養病床の廃止期限が、H30年3月末まで延期となつたため、様子見の傾向が一層高まっている。</li> </ul>	療養病床を有する医療機関及び市町村	<p>医療機関の転換意向調査を基準とした転換支援の実施</p> <p>医療機関の転換実施計画の確認と、国の動向を注視する。</p> <p>必要に応じて、転換施設種別が未定・検討中の医療機関との個別面談</p> <p>療養病床転換に関する国の動向の情報収集及び提供</p>	<p>○急性期病院から医療ニーズの高い患者の受け入れ、介護施設からの急性増悪の患者の受け入れ機関としての役割を担う。</p> <p>○退院後に円滑に地域での生活へ移行することができるよう、関係の職種が連携して治療や退院調整に取り組むことができる。</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかつてできなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進mなかつてできなかつたのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき事				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口、要支援者数の増加に伴い、介護予防支援業務が増加している</li> </ul> <p>第一期高齢者分担報酬事業実績計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号被保険者数 H25 227千人 H26 233千人</td> <td>要支援者数 H25 11,302人 H26 13,658人 (運営状況調査より)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員等の専門職確保が困難</li> <li>・地域包括支援センター業務だけでなく、保健業務等との兼務職員が多く、業務が多岐にわたる</li> <li>・支援困難事例に対する時間が増加しているが、その一方で個別の対応が施設に反映されていない</li> </ul>	第1号被保険者数 H25 227千人 H26 233千人	要支援者数 H25 11,302人 H26 13,658人 (運営状況調査より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防支援業務の簡素化及び効率化</li> <li>・簡素化マニュアルの作成・配布及び研修会の開催</li> <li>○地域包括支援センターの職員の資質向上</li> <li>・地域包括ケアマネジメントリーダー研修の実施(H24年度で終了)</li> <li>・人材育成研修の体系化           <ul style="list-style-type: none"> <li>↑ 研修企画会議の開催</li> <li>・体系化した研修の実施(初級・中級・上級)</li> </ul> </li> <li>○地域ケア会議推進等への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等新たな課題に対する支援</li> <li>・地域ケア会議へのリハビリ等への支援</li> </ul> </li> <li>○困難事例等への専門家のアドバイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員のスキルアップへの支援</li> <li>○地域包括支援センター職員のスキルアップ推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>* PDCAサイクルにより適切で効果的な研修を実施することにより、必要な知識、技術の習得を支援する</li> <li>経験年数等に応じて研修を体系化               <ul style="list-style-type: none"> <li>【初級・中級・上級】</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○地域ケア会議推進に向けた人材育成への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・初級・中級・上級研修</li> <li>・介護予防支援従事者研修</li> </ul> </li> <li>○地域ケア会議推進等への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の実施、研修会を通じて、ケアマネジメント能力、コーディネート機能等の向上を図る。</li> <li>・地域ケア会議マニュアルの作成</li> <li>・会議のコーディネーターのスキルアップ</li> <li>・地域ケア会議へのリハビリ専門職等の派遣</li> <li>・担当職員へのセミナーの開催</li> </ul> </li> <li>○認知症高齢者の支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の業務に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実化」、「生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化」、「全ての市町村における世帯訪問の実施」を図る</li> </ul> </li> <li>○権利擁護業務への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者権利擁護等推進事業(県社協への委託)による支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>H24</p> <p>H25</p> <p>H26</p> <p>H27</p> <p>H28～H33</p>	<p>スキルアップのための効果的な研修の実施</p> <p>研修企画会議による研修の見直しと改善</p> <p>地域ごとに地域ケア会議の実践を支援</p> <p>地域ケア会議の立ち上げの支援</p> <p>全国のコーディネーターのスキルアップ支援</p> <p>地域ケア会議へのリハビリーション専門職の派遣</p> <p>高知県版地域ケア会議マニュアル(リハビリ用)</p> <p>高齢者の権利擁護に関する研修会・事例検討・弁護士等による専門相談の実施</p> <p>地域ケア会議</p> <p>地域包括支援センター(次)レベルでの会議 (地域ケア会議会議)</p> <p>○地域包括支援センターが開催 ○複数ケア(問題解決例題)の支援内容を通じた ①高齢者の権利支援に関するケアマネジメント支援 ②地域支援ネットワークの構築 ③地域問題の把握</p> <p>＜主な南国市＞ 自治体職員、市民組織、ケアマネジャー、介護事業者、医療機関、看護師、歯科医師、薬剤師、精神科医、精神保健士、精神衛生士等の会議に参りて参加 被服業者(サービス提供に当たらぬ専門職も参加)</p> <p>地域課題の把握</p> <p>地域づくり・資源開発</p> <p>政策形成 会議実務者会議等の位置づけなど</p> <p>地域版マニュアル(次)レベルでの会議</p>	<p>スキルアップのステージに対応した研修を受けることができる体制が整い、必要な知識、技術を身に付けることができる。</p> <p>すべての市町村で地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント能力や地域資源のコーディネート機能向上に向けた取組ができる。</p>	<p>社会資源の有効活用や業務の効率化により、地域包括支援センターの対応力が高まっている。</p>	
第1号被保険者数 H25 227千人 H26 233千人	要支援者数 H25 11,302人 H26 13,658人 (運営状況調査より)									

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿 中長期的な視点 (平成27年度末)
											短期的な視点 (平成27年度末)
・中山間地域における介護サービス等の確保対策	<p>高知県の老人人口比率は、県全体で29.0%だが、町村部では37.1%にも達しており、地域での支え合いも限界。 (H24.4末 住民基本台帳)</p> <p>サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約7割の19社協が赤字。(制度導入時)</p> <p>住み慣れた地域で暮らしても、必要とするサービスを受けられないため、城外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。</p> <p>中山間地域における介護サービス確保のため、条件不利地域へサービス提供する事業者への支援を開始(H23～)</p> <p>平成26年度実績 (H26.4～11) 17市町村 104事業所(実数) 実利用者数 609名</p> <p><b>【実施効果】</b> (H26.4～H26.11) ・利用者の30.5%でサービス充実 ・サービスの維持 101事業所(16市町村) ・サービス提供地域の拡大 2事業所(2市町村) ・雇用の増 12事業所:16名(5市町村)</p>	<p>○市町村社協の事業活動の実態把握(経費、移動時間等の調査実施)</p> <p>○市町村、社協等の関係機関と、中山間地域での課題整理、支援方法について協議。</p> <p>↓</p> <p>H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望</p> <p>○県独自の支援策検討: ・中山間地域における介護サービスの現状把握のため調査実施(H22.6～9月)</p> <p>・調査内容: →訪問、通所サービスの提供状況、課題 →介護職員雇用状況</p> <p>・調査方法: →中山間地域の7市町村の在宅介護事業所にアンケート、ヒアリング等を実施</p> <p>↓</p> <p>○県独自の中山間地域での介護サービスの維持継続のための支援策開始 ・H23年度:13市町村 ・H24年度:16市町村 ・H25年度:18市町村 ・H26年度:17市町村</p> <p>○事業実施に向けたフォロー: ・市町村への事業説明会、意見交換等実施 ・事業実施効果検証調査実施(H23年度～年3回)</p> <p>○国へ政策提言実施 ・中山間地域における在宅サービスの強化</p>	<p>○背景: 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における中山間地域の取組に基づき、関連する施策を実施</p> <p>○背景: 少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難</p> <p>○中山間地域介護サービス確保対策: ・事業実施が見込まれる市町村があるが、一部では実施できていない。 (理由) ・実施状況をみてから。 ・補助要件の設定に時間を要した。 ・対象者がいない。 など</p> <p>○国への提言: 制度化には財源確保が必要</p>	<p>中山間地域において、ヘルパー養成に取り組む市町村への助成を引き続き実施</p> <p>○中山間地域介護サービス確保対策: ・市町村に対する事業の必要性の理解促進 ・補助対象となる事業者へ、遠距離地域での十分なサービス確保の働きかけ ・報酬改定に応じた補助制度の見直し調査検討</p> <p>○国への提言: 財源確保も含めた制度提案が必要</p>	<p>中山間地域の高齢者、家族介護者、介護・福祉サービスを行なう事業者</p>		<p>中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施</p> <p>調査結果等により、必要に応じて制度見直し検討</p> <p>報酬改定影響調査</p> <p>効果検証・分析</p> <p>高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における位置づけ ・中山間地域における在宅介護サービスを充実させ、医療・介護・福祉のネットワークづくりを推進し、介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう取り組んでいく。</p> <p>課題解決の進捗状況把握 次期計画へ対応方針反映</p> <p>第6期計画</p> <p>・次期計画における中山間地域での介護サービスの充実・確保 ・中山間地域における医療・介護・福祉のネットワーク化の推進</p>	<p>全市民で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができており、中山間地域でもほとんどの地域で、高齢者の身体状況や生活環境に応じた迅速で的確な介護・医療のサービスが受けられ、介護が必要になっても、安心して暮らせるようになっている。</p>			

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

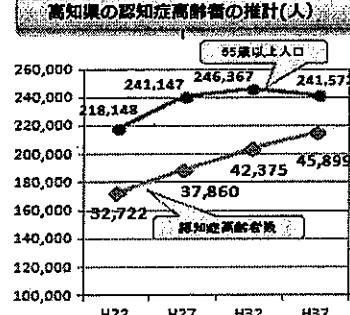
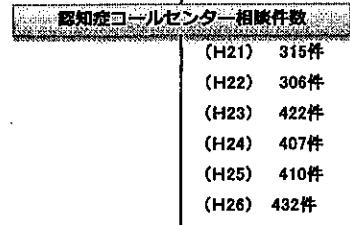
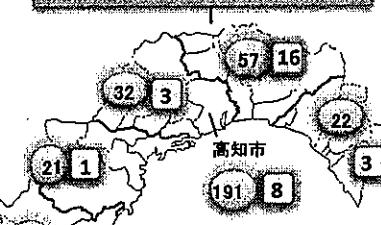
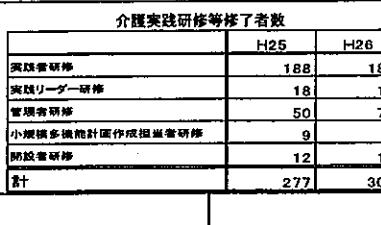
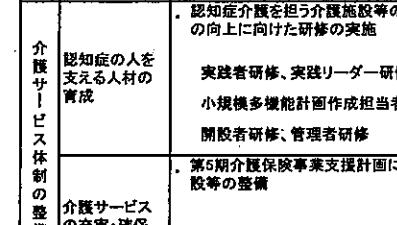
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分・年齢	H24 H25 H26 H27 H28～H33					目標すべき姿	
							H24	H25	H26	H27	H28～H33		
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (2) 介護サービスの基盤整備 施設サービスの充実	◆県内特別養護老人ホームの待機者 H26年10月末で、2,872人(うち在宅621人)  ◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国33位 介護老人保健施設 全国45位 介護療養型医療施設全国 1位 (平成23年3月末現在)  ◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 20.0%(H26. 12)  ◆介護コストへのねり返り ◇一人当たりのサービス費 全体 209.0千円 (全国 2位) 居宅 121.3千円 (全国 16位) 施設 318.1千円 (全国 1位)  (新想定H24.12.10) 浸水予想区域内の高齢者施設数 92施設(30.5%)(H26.5)	○高知県高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画の着実な推進  <計画>(H24～H26)891床(養護老人ホーム含め 921床)  <実績>(H24～H26)558床 (内訳) 広域型特別養護老人ホーム 220床 小規模特別養護老人ホーム 58床 認知症高齢者グループホーム 120床 広域型特定施設 140床 地域密着型特定施設 20床  《県の取組》 広域型特別養護老人ホームの整備 【平成24年度】 ・広域型での公募を行うことについて、市町村に意見照会を実施(7月、11月) ・H24.12月発表の津波浸水予測や、H25.3月発表の被災想定を受け、事業者公募要綱等を検討  【平成25年度】 ・広域型施設の事業者公募を実施(6月) →施設整備の補助金交付手続きの開始  【平成26年度】 ・広域型特別養護老人ホームの整備を実施  ○その他の取り組み ◇個室・ユニット施設の整備(再掲) 259床  ◇スプリンクラー等防火安全設備の整備※スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機器通報設備 <実績> H24年度:9カ所 H25年度:4カ所 H26年度:3カ所  ◇グループホーム等防災改修整備 <実績> H24年度:7カ所 H25年度:1カ所  ◇特別養護老人ホームユニット化改修整備 <実績> H25年度:1カ所(20床)	●特養入所待機者の解消 ○高知県高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業支援計画の着実な推進(H27～H29) 広域型特別養護老人ホーム 164床 介護老人保健施設 83床 認知症高齢者グループホーム 54床 広域型特定施設 59床 養護老人ホーム 30床  ●バランスの取れた施設整備 ◇個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供 ◇地域の実情に応じた施設整備 ◆「介護基盤緊急整備等事業費補助金」の活用 ●施設の居住環境の向上 ◇スプリンクラー等防火安全設備の整備 ◇個室・ユニット化の推進  ○防火安全設備の整備の推進 ◆「地域介護福祉空間交付金」の活用  ○個室・ユニット化の推進 ◆「介護基盤緊急整備等事業費補助金」の活用 ◆プライバシーに配慮										・老人福祉施設や居住系サービスが整備され、重度の要介護者等優先入所が必要な人所希望者が、長期に待機しなければならない状況は解消されている。  ・全ての入所系施設の防火安全設備が整備されている。  ・全ての入所系施設の耐震補強等が完了している。
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

#### 【 課名：地域福祉政策課、高齢者福祉課 】

子算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分	H24 H25 H26 H27 H28~H33					自指すべき点 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
							年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33		
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (3) 介護サービスの充実と質の向上 福祉・介護人材の確保対策	<p>◆今後さらなる高齢化の進行により介護ニーズの増大が見込まれ、将来にわたって質の高いサービスを安定的に提供するため福祉・介護を支える人材の安定的な確保、定着が必要。</p> <p>◆介護分野の仕事は、きつくり、收入も少ないといったネガティブなイメージが先行している。</p> <p>◆介護分野の有効求人倍率は平成24年度まで減少傾向であったものの、平成25年度に再び1.04倍まで上がり、その後も徐々に人手不足感が大きくなっている。(平成26年12月1.36倍)</p> <p>◆職種や雇用形態によって求人難の状態があり、特に訪問介護事業所のパート職員が不足している。</p> <p>◆地域により求職状況に偏在があり、中山間地域の事業所の職員確保が課題となっている。</p>	<p>1 福祉・介護の仕事のイメージアップを図るための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・介護の仕事広報・調査事業啓発イベント実施、啓発パンフレット配布、広報番組制作放送、介護福祉士養成校の体験入学への支援、介護事業所等の実態調査を実施</li> <li>・福祉・介護人材確保推進協議会の立ち上げ(21年度) 関係機関が連携して啓発等を実施</li> </ul> <p>2 質の高いサービスを安定的に提供するための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業 事業所が職員を外部研修等に派遣する場合に代替職員を派遣</li> <li>・キャリア形成訪問指導事業 養成校の教員等が事業所を訪問し、研修を実施</li> </ul> <p>3 多様な人材確保のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善対策事業 21年10月～24年3月までの間、処遇改善交付金により、介護職員の給料を月額平均1万5千円改善→24年4月～介護職員処遇改善加算に移行</li> <li>・潜在的有資格者支援事業 再就労支援のための研修開催に対する補助(38名が職場体験を実施、うち10名が就職内定)</li> <li>・障害者就労・キャリアアップ支援事業 障害者の就労を支援するための研修や職場外研修参加が困難な事業所の従事者のキャリアアップ研修への補助</li> <li>・複数事業所連携事業 福祉人材センター(県社協)にコーディネーターを配置するとともに、複数事業所が共同で行うキャリアアップのための研修等に対して補助</li> <li>・進路選択学生等支援事業 養成校の専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の説明や相談、指導をする費用への補助</li> <li>・福祉・介護人材マッチング支援事業 福祉人材センターに支援専門員を配置し、職場の開拓や事業所と求職者とのマッチングを実施</li> <li>・職場体験事業 福祉・介護の仕事に興味がある者に対して職場体験の機会を提供助(35名が職場体験を実施、うち5名が就職内定)</li> <li>・緊急雇用創出「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業</li> <li>・中山間地域等福祉・介護就職面接(相談会)開催 (H26:県内7か所 参加者95名のうち採用者25名) ・介護!はじめの一歩セミナー (H26:県内2か所 参加者60名)</li> <li>・中山間地域ホームヘルパー養成事業 中山間地域の市町村が実施するヘルパー養成研修への支援 (H23.5市町 71名養成) (H24.7市町村 99名養成) (H25.3町 36名養成) (H26.2町 18名養成)</li> <li>・外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業</li> </ul>	<p>◆国の基金事業がH26年度末で終了するため、必要不可欠な取組は国の医療・介護の提供体制改革のための新たな財政支援制度を活用して継続する必要がある。</p> <p>・福祉・介護の仕事のイメージアップ</p> <p>・県民に仕事の内容や魅力を伝えるため、福祉・介護の仕事広報事業を継続。 イベント、広報番組、パンフレット</p> <p>・福祉・介護人材確保推進協議会の定期的な開催</p>	<p>・県民</p> <p>・福祉・介護の仕事広報事業</p> <p>・福祉・介護人材確保推進協議会</p>	<p>・新規人材の確保に向けた普及啓発の促進 ・若年層等への広報の充実 ・平成27年度からは新たな財政支援制度(地域医療・介護総合確保基金)を活用</p>									
													<p>・福祉・介護サービスの仕事が少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会的な認知が広がっている。</p> <p>・若い世代を中心に、福祉・介護サービスの職業を選択する人材が増加している。</p> <p>・中山間地域でも必要な福祉・介護人材がほぼ確保できている。</p> <p>・中山間地域でも必要な福祉・介護人材がほぼ確保できている。</p>	

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿											
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)										
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4)認知症高齢者対策の推進-1	認知症高齢者が年々増加している ・H27.3月末 キヤラバン・メイト 1,737人 認知症サポート 34,827人	認知症に関する正しい知識の普及 地域の支援体制構築	認知症キャラバン・メイトの養成 企業向け認知症サポート養成講座の実施 テレビ・ラジオ等による啓発 啓発パンフレットの作成と配布 (市町村、病院、コンビニ等へ配布)	地域でのサポートの活動の活性化が必要 スーパー、コンビニ、金融機関以外の企業からもサポート養成講座の希望があり、様々な業種での実施が必要 テレビ番組の放送やパンフレット・リーフレット等を活用した啓発	サポートを対象とした活動活性化への啓発イベントの開催 企業で活動するキャラバン・メイト養成への支援 テレビ番組の放送やパンフレット・リーフレット等を活用した啓発		キャラバン・メイト・サポートの養成(H20～)		新 サポートを対象としたイベントの開催		認知症サポートの養成講座を開催する市町村が増え、正しい知識を持つ県民が増える。 *認知症サポート H23 12,849人 →H27 30,000人以上	認知症に関する正しい知識が普及し、それぞれの地域で認知症の方とその家族を支える体制が構築される										
	 高知県の認知症高齢者の推計(人) 55歳以上人口 250,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 H22 H27 H32 H37 241,147 246,367 241,572 218,148 42,375 45,899 37,860 32,722 認知症高齢者数 20,000 10,000	介護家族の負担軽減のための支援	コールセンターの設置、運営 アルツハイマー記念講演会の実施 家族の交流の場づくり 定例の集いの開催 地域ごとの家族の集いの場づくりへの支援 在宅介護サービス職員への介護家族支援のスキルアップのための研修の実施	相談件数の増加に向けて、さらなる広報が必要 講演会の実施等が、新たな集いの場や参加者への増加に向けた講演会等の実施	様々な広報媒体を活用したコールセンターの広報 新たな集いの場や参加者への増加に向けた講演会等の実施	※H26年度から国庫補助事業により市町村が実施	広報・啓発	パンフレットによる啓発	新 番組・リーフレット作成			地域の家族の集いの場が増える *家族の集いの場 すべての市町村または福祉保健所で年1回以上開催	介護家族が身近な場所で気軽に集うことができる 認知症コールセンターが活用され、相談から支援へつなぐことができる									
	 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 407件 (H25) 410件 (H26) 432件	認知症疾医療の充実 認知症医療体制の整備	高知錦川病院に認知症疾医療センター地域型の設置(H23.4.1) 県立あき総合病院、一陽病院、波川病院に地域型認知症疾医療センターの設置(H25.10.1) 高知大学医学部附属病院の基幹型認知症疾医療センターの設置(H26.2.1)	基幹型センターを中心とした、県内の認知症疾医療連携			中央圏域に「基幹型」認知症疾医療センターを設置					認知症疾医療センターが全ての圏域に設置され、専門医療機関として相談応対、鑑別診断を行い、かかりつけ医等へ緊密な連携の役割を果たしている。 基幹型1 地域型5	認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活をできるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築									
	 かかりつけ医・サポート医の都道府県別入数 57 16 32 3 22 3 191 8 53 4 1 1 高知市 H27.3月末 認知症対応力向上研修修了者 376 認知症サポート医 35名	認知症疾医療の充実 認知症医療体制の整備	認知症専門医の養成支援 サポート医の養成 かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の実施 歯科医師等を対象とした認知症対応力向上研修の実施	養成には時間がかかり、長期的な取組みが必要 人材育成を中核的に行う機関の位置付けがなかった	認知症専門医の養成支援を継続 基幹型認知症疾医療センターによる人材育成 サポート医の養成 こうちオレンジドクター登録制度の県民への周知 フォローアップ研修の実施 多職種を対象とした認知症対応力向上研修の実施	おおむね六十五歳以上	他の圏域に地域型認知症疾医療センターを設置	中央圏域に地域型認知症疾医療センターを設置	新 「こうちオレンジドクター」登録制度	認知症サポート医の養成(H17～)	新 かかりつけ医認知症対応力向上研修(H18～)の充実	専門医の養成	「こうちオレンジドクター」登録制度	認知症サポート医の養成(H17～)	新 かかりつけ医認知症対応力向上研修(H18～)の充実	専門医の養成	「こうちオレンジドクター」登録制度	認知症サポート医の養成(H17～)	新 かかりつけ医認知症対応力向上研修(H18～)の充実	専門医の養成		
	 介護実践研修等修了者数 H25 H26 実践者研修 188 184 実践リーダー研修 18 19 管理者研修 50 75 小規模多機能計画作成担当者研修 9 7 開設者研修 12 17 計 277 302	介護サビス体制の整備 介護サービスの充実・確保	専門医療機関とかかりつけ医の連携バス(医療情報バスを作成) 南国市・香美市・香南市において、医療と介護の連携体制の構築に関するモデル事業を実施	かかりつけ医、専門医等の連携のためのツールが必要 認知症の早期発見、早期対応に向けた医療と介護の連携体制の整備が必要	地域連携クリティカルバスの作成 認知症初期集中支援連携体制整備モデル事業の実施(香美市ほか8市町) 医療と介護の連携強化や相談支援体制整備の中心となる地域支援推進員を養成	モデル事業の実施	地域連携クリティカルバスの作成	地域ごとに連携のための連絡会等を実施	新 初期集中支援連携体制整備モデル事業の実施	新 認知症地域支援推進員の養成	一般病院の医療従事者への研修の実施	一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施	認知症介護実践者研修等の実施	新 地域で活躍できる人材の育成	新 フォローアップ研修の実施	施設等の整備	実態調査の実施	若年性認知症の方と家族への支援	意見交換会を実施	相談窓口の設置・成年後見制度等の普及啓発	新 年後見制度講演会の開催	新 権利擁護担当者プロック別意見交換会の開催
	 高齢者の権利擁護の推進	若年性認知症の人への支援	若年性認知症に関する実態調査実施	地域の実情に応じた支援が必要 若年性認知症の人とご家族の交流会を実施 若年性認知症講演会を実施	第6期介護保険事業支援計画に基づく、施設等の整備																	
			高齢者の権利擁護の推進	高齢者総合相談窓口の設置 虐待防止に関する研修会の開催 権利擁護連携会議の開催 権利擁護担当者プロック別意見交換会の開催	今後認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度のさらなる活用に向けた啓発が必要 権利擁護担当者プロック別意見交換会の開催																	

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何をやった（できなかった）のか)	これからの対策 (今また何をやるべきか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき事									
1ともに支えあう地域づくり ○自殺・うつ病対策の推進	事業名	■県内の自殺者数は、平成10年以降200人前後で推移しており、人口10万人当たりの自殺死亡率では、全国的にも高い水準にある。 ■平成21年の状況(人口動態統計) 自殺者数:233人 前年比32人増 自殺死亡率:30.5 (全国第5位) ■平成22年の状況(人口動態統計) 自殺者数:197人 前年比36人減 自殺死亡率:26.9 (全国第9位) ■平成23年の状況(人口動態統計) 自殺者数:197人 前年比同数 自殺死亡率:26.0 (全国第8位) ■平成24年の状況(人口動態統計) 自殺者数:194人 前年比3人減 自殺死亡率:25.9 (全国第3位) ■平成25年の状況(人口動態統計) 自殺者数:180人 前年比4人減 自殺死亡率:21.6 (全国第17位) ■自殺者数(警察庁統計) 平成21年:282人 平成22年:224人 平成23年:224人 平成24年:214人 平成25年:190人 平成26年:177人 ■精神保健福祉センターにおける自殺に相談した相談件数は、平成19年度電話3件、面接4件の合計7件。平成20年度電話11件、面接3件の合計14件。 ■平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センター相談件数 平成21年度 電話484件、来所29件 合計513件 平成22年度 電話665件、来所61件 合計726件 平成23年度 電話695件、来所21件 合計716件 平成24年度 電話448件、来所78件 合計524件 平成25年度 電話460件、来所42件 合計502件 平成26年度 電話582件、来所47件、合計629件 ■高齢いのちの相談件数 平成20年 4,911件 平成21年 6,498件 平成22年 8,203件 平成23年 10,043件 平成24年 13,087件 平成25年 12,552件 平成26年 13,303件	◆自殺・うつ病対策の推進 【自殺対策行動計画、自殺対策連絡協議会】 ○福祉保健所モデル事業の実施(H18～20) ○自殺対策連絡会及び市内連絡会の設置(H19～) ○高知県自殺対策行動計画の策定(H21.4) ○地域自殺対策緊急強化基金積立金13,558千円(H21～23年度) ○高知県自殺予防情報センターの設置(H21.5～)  【思春期の自殺・うつ病対策】 ・思春期精神疾患対応力向上研修(H23～) ・教育等関係者心のケア対応力向上研修(H23～)  【うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり】 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修(H20～) ・認知行動療法研修会の実施(H23～) ・かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業、一般科医から精神科医への紹介システム(G-Pネットこうち)の構築・拡充(H22～)及び医師相互交流会(H23～)  【アルコール関連の問題に対する取組】 ・普及啓発(H24～) ・断酒会への支援(H24～)  【多重債務の相談相談と連携した取組】 ・多重債務相談と連携した心の健康相談会の開催(H20～) ・らしとこころつながる相談会(H25～)  【高齢者と在宅介護者に対する支援】 ・高齢者と在宅介護者に対する養成(H22～)  【自殺未遂者及び自死遺族支援】 ・自殺未遂者の再度の自殺を防ぐための支援体制づくりの検討(H22～) ・自死遺族の分がち合いの金の開催(H20～)、日曜開催(H21.9～) ・自死遺族のための講演会の開催(H23)  【相談・支援体制の充実】 ・自殺予防情報センターへの専門員の配置 ・自殺予防情報センターを核としたネットワークの構築 ・いのちの電話活動強化のための支援(H21～) ・自殺予防関連連絡調整会議 ・民生委員や行政機関担当者等対象の人材養成研修の実施(H19～) ・ボランティア(H21～) ・相談対応のための手引き作成(H22)  【シンボルグム、パンフレット、マスメディア活用等による普及啓発】 ・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ・シンボルグムの開催(H19～) ●基金事業を活用し、自殺予防週間(3月)を中心とする普及啓発の促進 ●電話895件、来所21件 合計716件 ●自殺対策シンポジウム ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・携帯電話設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎) ・各種媒体を活用した啓発 ・自殺予防街頭キャンペーン  ■自殺対策緊急強化基金を活用した市町村、民間団体等の取組に対する支援 ・地域自殺対策緊急強化支援事業による支援 市町村(H21～) H21:1か所 H22:13か所 H23:17か所 H24:19か所 H25:15か所 H26:16か所 ・民間団体(H22～) H22:5団体 H23:5団体 H24:8団体 H25:9団体 H26:11団体	○自殺死亡率が全国的にみて高い状況が続いている。 ○改訂後の自殺対策行動計画に基づく自殺対策の一層の推進 ○年代に応じた取組が必要 ○思春期・若年層の自殺・うつ病対策 ○自殺の大きな要因となる、うつ病対策・強化が必要 ○自殺のハイリスク者に対する支援 ○高齢者と在宅介護者に対する支援 ○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ○身近な地域における関係機関等の連携強化や相談支援体制づくりが必要 ○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の人材養成が必要 ○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見 ○自殺やうつと関連のある生活習慣等についての正しい知識の普及 ○市町村及び民間団体における自殺対策の充実強化が必要	精神障害者等 全年齢	新計画に基づく自殺対策の一層の推進 自殺対策行動計画の見直し ・かかりつけ医思春期精神疾患対応力向上研修 ・教育関係者心のケア対応力向上研修 ・自殺の早期発見・早期治療の体制づくり ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修(200名)(受講者累計631名) ・認知行動療法研修会(100名)(受講者累計200名) ・G-Pネットこうちの拡充 ・医師相互交流会 ・多重債務と心の健康のネットワークづくりの充実強化 ・多量債務と心の健康相談会の開催(自殺予防週間) ・心の健康相談・法律相談会の開催(自殺対策月間) ・くらしとこころつながる相談会の開催 ・高齢者こころのケアサポートー養成研修の実施 ・自死遺族の分がち合いの金の開催 ・自死遺族のための講演会(東部、情多) ・自殺未遂者支援事業:支援体制づくり ・自殺予防情報センターと福祉保健所を中心とした相談支援体制の充実・強化 ・自殺予防関係機関連絡調整会議 ・関係機関合同研修会 ・福祉保健所園域における関係機関のネットワークづくりと人材育成 ・自殺予防・アルコール関連問題研修会及び相談会(中央西WHO) ・相談支援を行える人材の育成 ・いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成 ・自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見 ・自殺やうつと関連のある生活習慣等についての正しい知識の普及 ・市町村及び民間団体における自殺対策の充実強化が必要									・自殺死亡率が「高知県自殺対策行動計画」(H21年4月策定)の目標である、成17年比20%以上減少に近づいている。 【数値目標】 自殺死亡率(人口10万人当たり) H17: 29.7 →H28: 23.7以下 自殺者数 H17: 236人 →H28: 176人以下 ◆生きざらさを感じる様々な問題を抱えた人が、近隣で相談支援を受けられるようになり、自殺以外の解決方法を選択できるようになっている ◆全国でトップクラスの自殺死亡率の低い県になっていっている ○うつ病の予防、早期発見・早期治療～社会復帰まで適切な医療サービスを提供できる連携体制が構築され、自殺者がさらに減少している ◆自殺の原因として最も多くいうつ病の早期発見・早期治療の体制整備が進んでいる ○多量債務等経済的に行き詰った人に対し、関係機関が連携してサポートする仕組みができる、再起できるようになっている ○県民一人ひとりが自殺予防の主役となって、自殺対策に取組んでいる ◆県民が身近な地域で多量債務に関する問題を相談でき、深刻な状態に陥る人が減少する。 ◆高齢者や在宅介護者の心の健康づくりとうつ病の早期発見の体制が充実している。 ◆再発防止に向けた支援体制の整備が進んでいる。 ◆自殺予防情報センターや福祉保健所を中心とした地域における関係機関のネットワークの構築により、重層的な相談支援体制が充実している。 ◆行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の質問向上により相談支援体制が充実している。 ◆いのちの電話の24時間体制での電話相談が実施できている。 ◆全市町村で自殺対策事業への取組ができる。 ◆各団体の特徴に応じた様々な自殺対策が実行されている。						
2ともに支えあう地域づくり ○自殺・うつ病対策の推進	事業名	■自殺死亡者数の年次推移 自殺者数:厚生労働省 人口動態統計	合計 男 女	○自殺死亡者数の年次推移 自殺者数:厚生労働省 人口動態統計	自殺死亡者数の年次推移 自殺者数:厚生労働省 人口動態統計	年齢別割合(H26)	いのちの電話相談件数推移(年度別)	いのちの電話活動強化支援事業 (支援内容) ・相談環境整備 ・相談員養成講座開催事業 ・相談員スキルアップ研修 ・相談員マニュアル作成 ・セミナー開催 ・中四国大会(高知大会)開催 ・パンフレット、相談機関カードの作成、配布等 ・相談時間の延長	いのちの電話活動強化支援事業 (支援内容) ・相談員養成講座開催事業 ・相談員スキルアップ研修 ・相談員マニュアル作成 ・セミナー開催 ・中四国大会(高知大会)開催 ・パンフレット、相談機関カードの作成、配布等 ・相談員養成定員50名×8年(H24～26年度)	いのちの電話活動強化支援事業 (支援内容) ・相談員養成講座開催事業 ・相談員スキルアップ研修 ・相談員マニュアル作成 ・セミナー開催 ・中四国大会(高知大会)開催 ・パンフレット、相談機関カードの作成、配布等 ・相談時間の24時間化 月1回～月2回 (H27～)	自殺予防関連事業を活用して県民参加による普及啓発活動の展開 ・自殺対策緊急強化基金を活用したテレビ・ラジオCM、新聞広告及び自殺予防キャンペーン事業等 ・アルコールとうつ、自殺の関連についての啓発 ・市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への支援 (地域自殺対策緊急強化基金(～H26)、地域自殺対策強化交付金(H27))										

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 講名：障礙保健福祉課 】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

### 【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	対象者	H24	H25	H26	H27	H28~H33	目標すべき姿										
事業名				区分 年 齢						短期的な視点(平成2 7年度末)	中長期的な視点(平成 33年度末)									
1 障害福祉サービスの確保・充実																				
(1)中山間地域のサービス確保 ①中山間地域におけるサービス拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスが不足している地域(H27.3現在)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施設がない地域 8町村</li> <li>東洋町、中芸5町村(素半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)、大川村、大月町</li> </ul> </li> <li>・障害者施設が1箇所のみの地域 8町村</li> <li>芸西村、大豊町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町、三原村</li> <li>・市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域           <ul style="list-style-type: none"> <li>いの町、仁淀川町など</li> </ul> </li> <li>●都市部に比べて高い入所率 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県独自の補助制度の創設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域小規模拠点事業所支援事業</li> </ul> </li> <li>送迎付きサービス事業を行う事業への助成           <ul style="list-style-type: none"> <li>H21 1ヶ所(大豊町)</li> <li>H22 1ヶ所(大豊町)</li> <li>H23 1ヶ所(大豊町)</li> <li>H24 2ヶ所(大豊町、中芸広域連合)</li> <li>H25 1ヶ所(四万十市)</li> <li>H27 1ヶ所(香美市)</li> </ul> </li> <li>●国への要望等           <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の少ない中山間地域にもサービス事業所が設置され、かつ事業継続ができる支援策の実施を要望</li> </ul> </li> </ul> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中山間地域の事業所に係る報酬単価の大幅引き上げ(H21.4~)</li> <li>②多機能型事業所の最低定員及び職員配置基準の緩和(H21.7~)</li> <li>③県独自の補助制度が地域生活支援事業「特別支援事業」として採択(H21.9)</li> <li>④報酬改定において、送迎加算の要件緩和(H27.4~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者の採算性           <ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。</li> </ul> </li> <li>●利用者の交通手段           <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅から事業所まで通う交通手段が乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。</li> </ul> </li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間地域にある事業所への支援などを通じて、いつでも身近な地域で必要なサービスがほぼ利用できるようになっていく。</li> <li>◆通所系サービス定員 H23:2,709人→H27:3,600人</li> <li>◆グループホーム定員 H23:905人→H27:1,400人</li> </ul>										
(2)中山間地域における居宅サービスの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎居宅介護事業所の現状(H27.3現在)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護事業所がない町村→5町村(安田町、北川村、馬路村、大川村、三原村)</li> <li>・居宅介護事業所が1の町村→11町村(東洋町、田野町、芸西村、大豊町、本山町、土佐町、中土佐町、津野町、橋原町、黒潮町、大月町)</li> <li>・居宅介護事業所が0又は1の町村は34市町村中16町村</li> <li>・全150事業所のうち73事業所が高知市に集中</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国の取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>H21.4の報酬改定で、振興山村、特定農山村、過疎地域などについて、15%の特別地域加算の制度を創設</li> </ul> </li> <li>◎県の取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉課が本山町などの町村をメンバーとして検討会を立ち上げ、対応策を検討(H22)</li> </ul> </li> </ul>	中山間地域における居宅サービスの確保対策事業の定着。						<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援センターを拠点として、各地域で、看護師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等の多職種の職員が連携した支援体制が整備され、専門的な療育支援が行われている。</li> <li>◆障害児通所支援事業所 H23:10か所→H27:24か所</li> </ul>											
(2)重度障害児への支援の充実	<table border="1"> <caption>重度障害児数</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6歳未満</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>6歳以上16歳未満</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>18歳以上65歳未満</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	数	6歳未満	274	6歳以上16歳未満	14	18歳以上65歳未満	65	65歳以上	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な重度障害児者が在宅生活を維持するために必要なサービスを提供することで、家族の介護負担を軽減するとともに、周産期医療機関などから円滑な在宅療養への移行を促進する。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的なケアを必要とする重度障害児者へのショートステイ利用への助成</li> <li>見守りが必要な重度障害児者のヘルパー利用支援事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>H27年度より補助対象を拡大 保護者が通所事業所へ送迎を行う際にガイドヘルパーなどの付き添いサービスを利用した場合にも助成</li> </ul> </li> </ul>	
年齢層	数																			
6歳未満	274																			
6歳以上16歳未満	14																			
18歳以上65歳未満	65																			
65歳以上	1																			
(3)障害児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援又は放課後等デイサービス 16ヶ所</li> <li>・児童発達支援センター(医療型を含む) 4ヶ所</li> <li>・児童発達支援又は放課後等デイサービス 3ヶ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遠隔型の障害児施設は高知市やその周辺に集中している。</li> </ul>		障害者						<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的なケアを必要とする重度障害児者へのショートステイ利用への助成</li> <li>見守りが必要な重度障害児者のヘルパー利用支援事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>H27年度より補助対象を拡大 保護者が通所事業所へ送迎を行う際にガイドヘルパーなどの付き添いサービスを利用した場合にも助成</li> </ul> </li> </ul>										
(4)障害特性に応じたきめ細かなサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアの必要な方へのサービスがない。</li> <li>・小規模作業所「オープンハート」への支援 ⇒H27.4.1 新体系移行完了</li> <li>・強度行動障害のある人への支援体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自傷や他害といった不適応行動の見られる準強度行動障害者も助成の対象にする。</li> <li>・強度行動障害者手帳の対象となる軽度・中等度難聴児の聞きこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成を行つ。</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的ケアの必要な障害者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模作業所「オープンハート」への支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>新体系移行</li> </ul> </li> <li>強度行動障害者のショートステイ利用への助成               <ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム等に拡大</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>強度行動障害支援者養成研修の実施</li> <li>軽度・中等度難聴児の補聴器助成</li> </ul>											

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
	<p>(高次脳機能障害者支援) ・県内の新規高次脳機能障害者発生件数 158人(推計)</p> <p>・県内の高次脳機能障害者数の推計 1,222人(推計)</p> <p>※いざれも「第2回高次脳機能障害者支援体制資源調査(24年度実施)」を元に推計</p>	<p>(高次脳機能障害者支援) ・平成19年3月 第1回高次脳機能障害者支援体制資源調査の実施</p> <p>・平成20年11月 支援拠点「高次脳機能障害相談支援センター」を高知ハビリテーリングセンターに設置</p> <p>・平成24年6月 第2回高次脳機能障害者支援体制資源調査の実施</p>	<p>(高次脳機能障害者支援) ①障害についての理解が不十分(医療機関、福祉サービス提供機関、県・市町村職員)</p> <p>②支援のための社会資源の不足</p> <p>③支援センターと行政機関を含む各種関係機関との支援ネットワークが不十分</p>	<p>(高次脳機能障害者支援) ・支援センター(支援拠点)の機能充実、強化を図る。 ・各種支援機関の人材養成のための研修の実施。 ・地域ごとの支援ネットワークの充実、強化を図る取組の検討・実施。</p>						<p>●高次脳機能障害相談センター職員の専門性の向上による相談支援の充実が図られている。</p> <p>●支援ネットワークの充実・強化により、身近な地域で支援・サービスの利用が可能となっている。</p>		

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

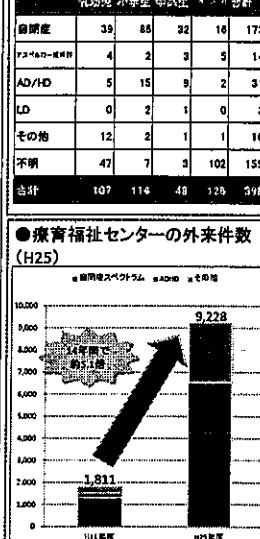
予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点(平成2 7年度末)	中長期的な視点(平成 33年度末)
3. 障害者の就労促進と工質アップ (1)障害者の就労支援 ①障害者就労支援対策事業費 ②障害者職業訓練費												●様々な分野で障 害者がそれぞれの 能力を活かして働 いている	●障害の程度や態 様に応じた働く場 が確保され、経済的 な自立ができる。

## 【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	対象者	区分 年齢	H24					H25		H26		H27		H28~H33		目指すべき姿
3 障害者の就労促進と工賃アップ (2)障害者工賃アップ ②障害者生産活動支援事業費																				

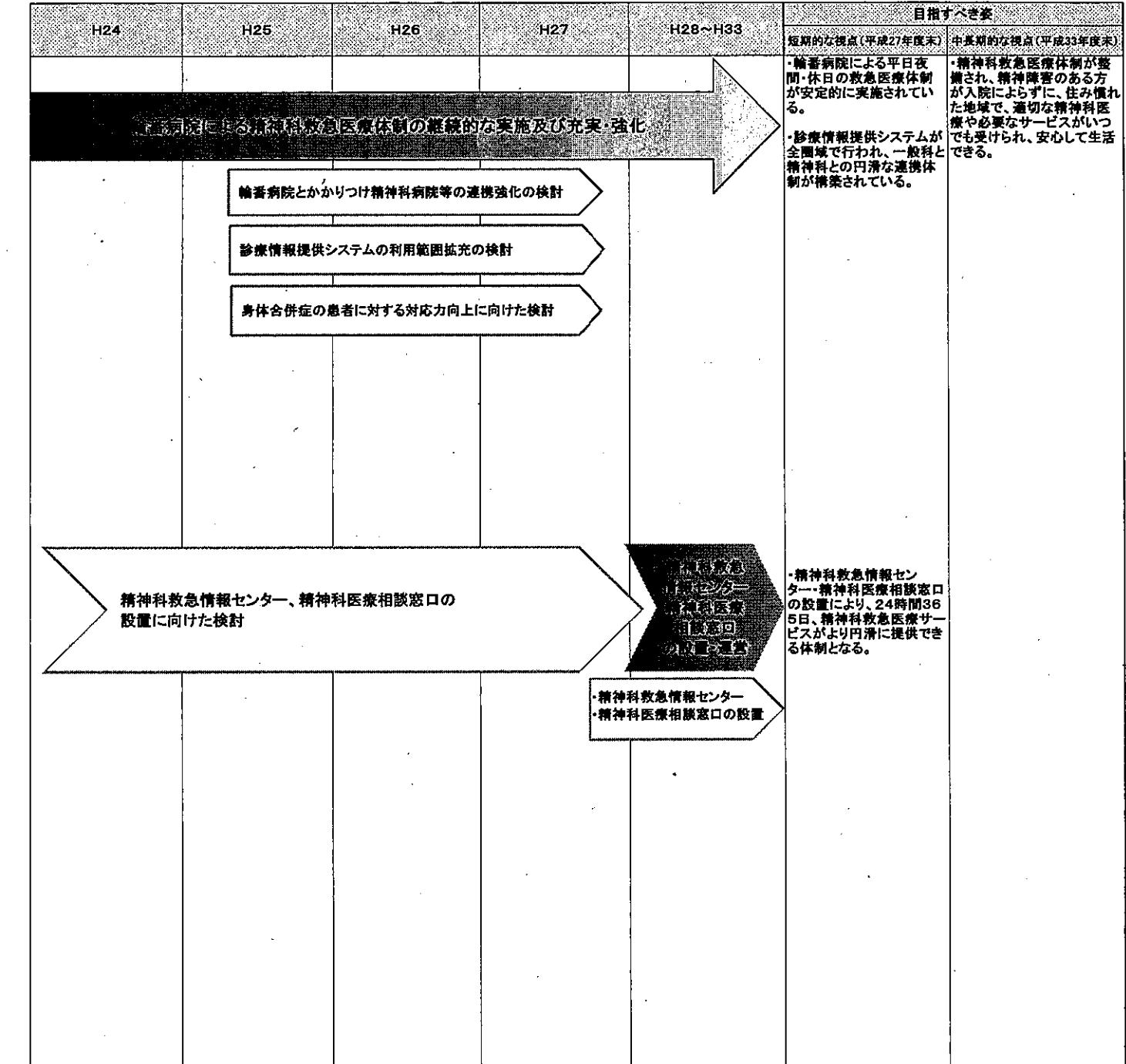
## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	これからの対策 対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿																										
										短期的な視点(平成27 年度末)	中長期的な視点(平成 33年度末)																									
4 早期発見・早期療育の支援体制づくり	●発達障害者支援センターの実績(H25)  【診断名別の対象者(実人数)】 <table border="1"><tr><th>乳幼児 小学生 中学生 合計</th><th>自閉症</th><th>ADHD</th><th>LD</th><th>その他</th><th>不明</th><th>合計</th></tr><tr><td>19 45 32 10 173</td><td>4 2 3 5 14</td><td>5 15 9 2 31</td><td>0 2 1 0 3</td><td>12 2 1 1 16</td><td>47 7 3 102 159</td><td>318</td></tr></table> ●発達障害センターの外来件数(H25)   <table border="1"><tr><th>年</th><th>件数</th></tr><tr><td>2011年</td><td>1,811</td></tr><tr><td>2012年</td><td>2,512</td></tr><tr><td>2013年</td><td>3,228</td></tr><tr><td>2014年</td><td>6,525</td></tr><tr><td>2015年</td><td>9,228</td></tr></table> ●発達障害センターの発達障害の受診者数が、14年間で約51倍に増加  ●小中学校児童・生徒の約6.4%に何らかの発達障害がある可能性(H24年県教育委員会調査)  ●国の動向 ・発達障害者支援法(H17.4～) ・障害者自立支援法の改正 「発達障害が障害者自立支援法における障害者の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H22.12.10～) ・児童福祉法の改正 「発達障害が児童福祉法における障害者の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H24.4.1～)  知的障害を伴わない発達障害児も、児童福祉法のサービスの対象となる。	乳幼児 小学生 中学生 合計	自閉症	ADHD	LD	その他	不明	合計	19 45 32 10 173	4 2 3 5 14	5 15 9 2 31	0 2 1 0 3	12 2 1 1 16	47 7 3 102 159	318	年	件数	2011年	1,811	2012年	2,512	2013年	3,228	2014年	6,525	2015年	9,228	●発達障害者支援センターを設置するための準備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等	①発達障害を診断できる専門医師が少ない。(初診の予約が6ヶ月先になる。)  ヨーテボリ大学との共同研究や留学といった取り組みを通じて、児童精神医学を志す全国の若手医師を受け入れ、発達障害や児童虐待などの児童問題に対応する専門医師を養成し、早期の診断や心理的なケアを行うことができる体制を構築する。	H24	H25	H26	H27	H28～H33	①発達障害に関する専門医師が、県内で20名程度となり、早期診断が実施されている。 ◆専門医師 H23:4人 → H27:20人	○発達障害の可能性がある児童生徒をフォローできる専門医が確保されている。
乳幼児 小学生 中学生 合計	自閉症	ADHD	LD	その他	不明	合計																														
19 45 32 10 173	4 2 3 5 14	5 15 9 2 31	0 2 1 0 3	12 2 1 1 16	47 7 3 102 159	318																														
年	件数																																			
2011年	1,811																																			
2012年	2,512																																			
2013年	3,228																																			
2014年	6,525																																			
2015年	9,228																																			
(1)発達障害者支援の推進	●発達障害者支援事業費	●発達障害児の早期発見・早期療育の体制づくり  【内容】 ①乳幼児健診による早期発見 ⇒二回問診票を使用したスクリーニング ②早期発見後の親カウンセリング ⇒保護者からの相談 ③早期療育親子教室 ⇒受診までの療育の場 ・実施主体 ①H11～:香美市 ②H22～:高知市、土佐市、いの町 ③中央・中央西福祉保健所  ●「個別の支援計画」の普及  【内容】 ①「個別の支援計画」のフォーマットを作成 ②モデル地域内の支援会議における検証 ③つながるノートによる個別の支援計画の普及と支援内容を引き継ぐ仕組みづくり  ●就労支援  【内容】 ①就労支援セミナーの開催(H22～、年2回程度) ②発達障害の理解に関する企業向けリーフレットの作成(H24)、事例ポイント集の作成	②児童発達支援事業所への支援  現在、診断後に、専門的な療育支援を行なう障害児通所支援事業所が、高知市やその周辺に集中していることから、利用者の少ない地域でも児童発達支援事業所が整備されるよう、新たに開設する事業所の運営費の助成を行う。 障害児支援に関する専門性の高い人材を育成するため、児童発達支援事業所や保育所などの職員に対する専門的な研修を実施する。	発達障害児者 全年齢	児童発達支援事業所等への支援  児童発達支援事業所等の助成 児童発達支援事業所等の職員に対する専門研修	プロジェクト1【研究活動】医学的方法論に基づいた神経発達障害の臨床研究を実施 プロジェクト2【教育活動】セミナーの開催等を通じて専門的な人材を育成 プロジェクト3【政策企画】臨床研究の成果を高知県の障害者施策に活かす。障害者の多様な分野での就労を実現するための政策企画	サービス確保など疫学的研究の結果を今後の施策へ反映	②診断後の療育支援を行う場(児童発達支援事業所等)が各地域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援事業所等 H23:11か所 → H27:24か所	○高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと、スウェーデンのヨーテボリ大学との共同研究を通じて、本県の実情に合ったより効果的で効率的な支援方法が開発されている。新たな支援方法を通じて、支援機関が整備され、医師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等のチームアプローチの体制が各地域に整備されている。																											
●発達障害者支援センターの設置(H18～) ◇精神科医師 1名 ◇ソーシャルワーカー 2名 ◇心理判定員 5名 ◇教員 1名 ◇保育士 7名	●発達障害研究プロジェクト(H20～) 高知大学医学部・教育学部と県発達障害センター等との連携	③ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築  【取組1】早期発見・早期療育の支援体制づくりを行う市町村を拡大 調査結果を踏まえ、スクリーニングが適切となる市町村の選定 DVDなどを用いた早期発見支援を実施する研修会を開催  これまでの取り組みについての検証 今後の取り組みに反映	④つながるノートを使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。	③つながるノートを使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。	④発達障害者の特性に応じた雇用の場が創出されている。 ・発達障害に特化した就労支援事業所 ・発達障害者を雇用するモデル事業所																															
（ウ）障害福祉サービス事業所における発達障害者への理解の促進、支援方法の普及が必要。 特に、就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積が少ない。	（ウ）就労セミナーの開催 障害特性に応じた職種による雇用の創出を高知大学、企業等と共同研究 特別支援学校のキャリア教育と連動して、長く働き続ける雇用モデルを創出	【取組2】つながるノートにより支援内容を引き継ぐ仕組みづくり つながるノートの作成 マニュアルの作成 個別支援計画の作成に関する研究会を開催 就労移行支援事業所が就労に適した支援方法をより多くとることを目指す取り組みを進め 就労者の意見が職場に反映され、職場がより良いものと感じられるよう職場内の研修会を開催	【取組3】障害特性に応じた働く場の確保と定着支援 県の産業構造(次第に次産業)に適した発達障害者の職業教育の適用開拓(高知発展障害研究プロジェクト)																																	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何に取り組めなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
							H24	H25	H26	H27	H28～H33
5 保健・医療の充実 精神保健医療福祉の充実	精神科救急医療体制の確保 ・中央圏域の輪番制による365日、24時間体制の確立	精神科救急医療事業による24時間365日の診療体制 ・平日夜間1病院+土日休日輪番6病院  診察依頼・診察・入院 (件数) H22 1,108 368 115(2) H23 1,307 467 149(1) H24 1,255 442 176(3) H25 1,232 429 142(3) H26 1,334 496 166(3)  ※ 入院の( )は緊急措置入院の再帰	●精神科救急医療システムによる調整  [委員の構成] 精神科救急医療事業実施医療機関、高知大学医学部、高知市消防局、県警察、救急医療情報センター  ●診療情報提供システムの実施(H24.5～) ・平日夜間及び休日に、通院中の医療機関を受診できない患者の外来、入院(救急)対応を行う場合に必要な診療情報の交換、提供を円滑に行うもの  ●救急業務における「精神疾患を有している者及び精神疾患有していると疑われる者」に関する実態調査の実施(平成26年6月) ・1ヶ月間の全搬送件数は2,595件 ・「精神疾患を有している者及び精神疾患有していると疑われる者」の救急対応は120件で、うち搬送件数は97件(3.7%)	・精神科救急医療体制の充実 ・精神科救急医療体制の充実・強化(輪番病院とかかりつけ病院等との連携強化)が必要。  ・精神科病院間の連携、身体合併症のある患者さんへの対応など一般科と精神科間での連携体制の拡充が必要。  ・診療情報提供システムの利用範囲が少ない。	●精神科救急医療体制の充実 ・中央圏域における輪番制による365日24時間診療体制の継続的な実施及び充実・強化(輪番病院の連携強化による補完体制の確保)  ・身体合併症のある患者さんへの対応の強化  ・診療情報提供システムの利用範囲拡充の検討						



## 【課名:児童家庭課】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
事業名					

## IV 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり

## 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

～ 保 護 を 要 す る こ ど も を 守 る 環 境 づ くり	児童相談所の組織・運営体制の強化					
	◎児童虐待への迅速・適切な対応	◆児童及びその家族について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判断を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。	◆中央児童相談所の職員の増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22 ・児童虐待対応チームの設置(H21)拡充(H22:7人→11人) ・警察OBの配備	◆職員の専門性の確保と向上 ◆福祉専門職のキャリア形成プランの検討 ◆スーパーバイズ機能の強化や遂行管理等のマネジメント力の向上 ◆児童養護施設等との連携の強化 ◆個々の職員の専門性とチーム対応力の向上 ◆関係機関との更なる連携強化 ◆常勤又は非常勤の医師の確保	児童 18歳未満	
	◎児童福祉諸費	◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。				
	◎中央児童相談所費					
	◎幡多児童相談所費					
	◎家庭支援相談等事業					
	◎中央一時保護所費					

◆幡多児童相談所の職員の増員 6人→7人→8人 H19 H20 H22  
・管轄区域の変更 (H22:四万十町)  
・庁舎の改築

児童虐待相談対応件数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
受付件数	302	270	312	282	299	288	383
対応件数	184	155	142	116	153	161	235
全国の対応件数	42,664	44,211	58,064	59,919	68,807	73,802	—

※平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により福島県分が除かれている。

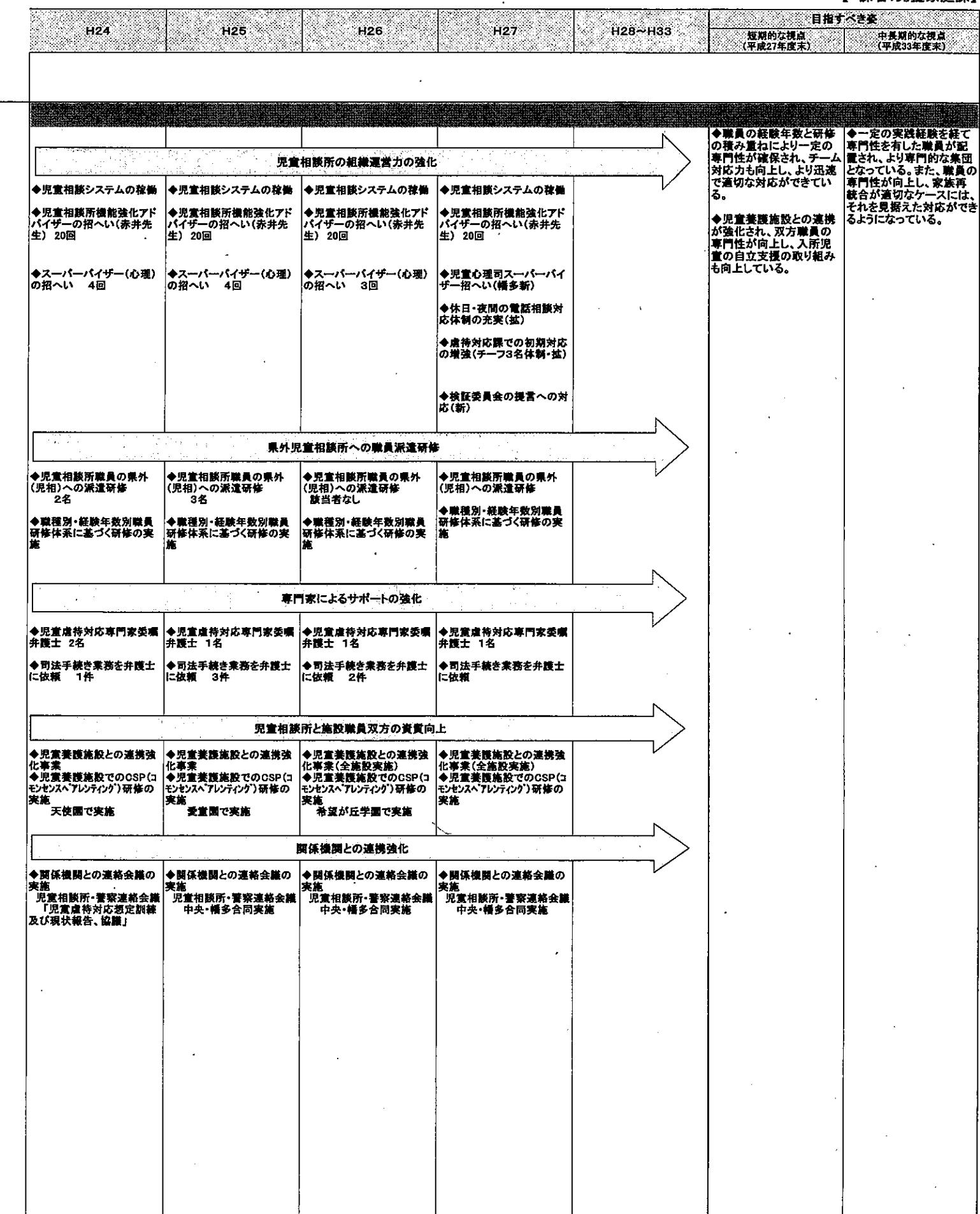
一時保護の状況	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
受付件数	260	229	262	205	193	203	221
うち虐待	103	77	102	69	78	68	82

- ◆実施手順の見直し
- ◆毎月の定期点検
- ◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂
- ◆アセスメントシート改訂
- ◆計画的人材確保
- ◆外部専門家の招へい (機能強化アドバイザー、心理職員に対するスーパーバイザー)

- ◆法的対応力の強化  
弁護士による法的対応の代行とサポート
- ◆児童相談システムの開発
- ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修
- ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施
- ◆施設職員とワーキングチームを設置しての課題検討
- ◆関係機関との連絡会議の開催  
・警察・女性相談支援センター
- ◆児童相談所長権限の積極的行使  
・子どもの安全と最善の利益を優先し、必要な場合には職権による一時保護を実施など

◆平成26年12月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会」を設置。

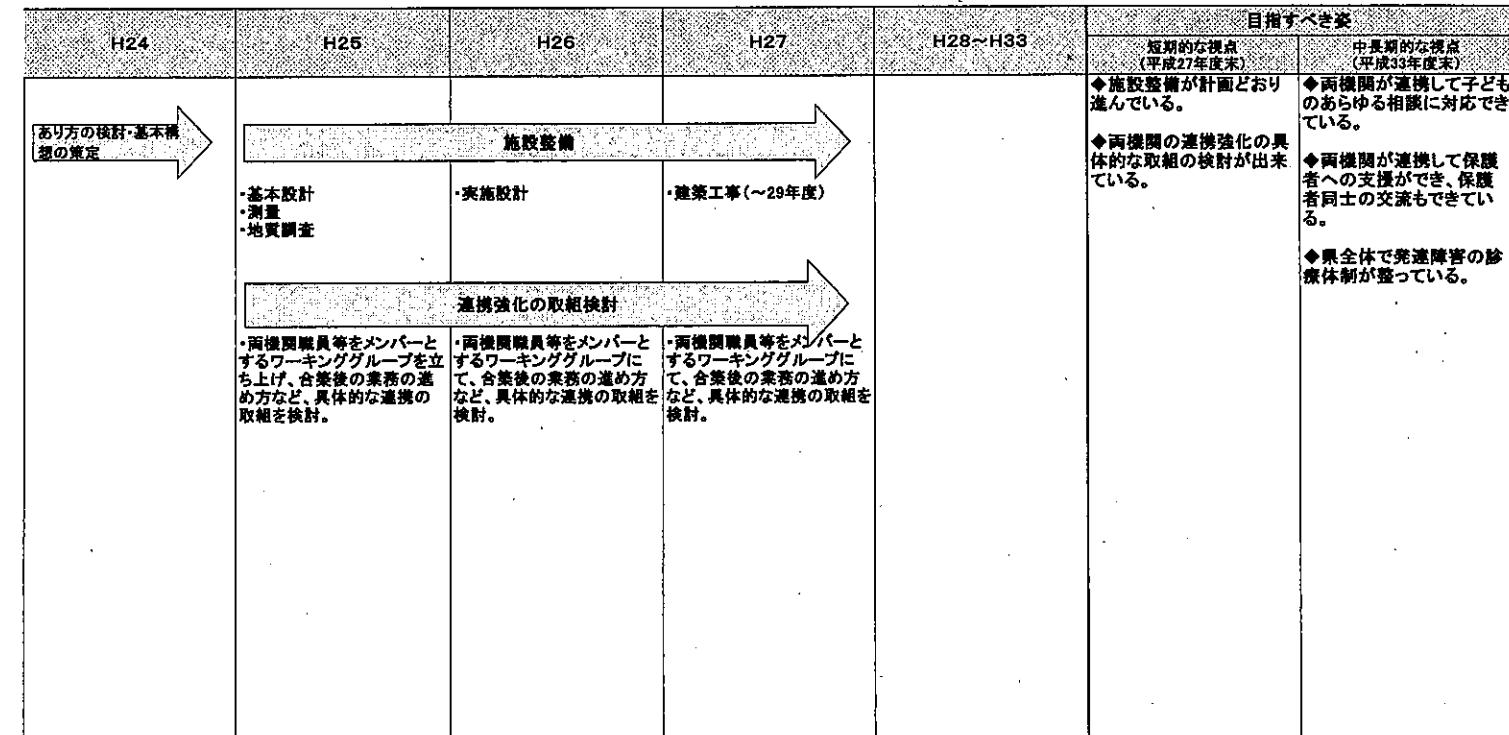
◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組の継続



## 【課名:児童家庭課】

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまくまわらなかったのか)	これから対策 区分 年齢	対象者
					区分	年齢
◎療育福祉センター・中央児童相談所施設整備事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中央児相・癡育障害相談件数(25年度)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護 540件</li> <li>・非行 153件</li> <li>・育成 78件</li> <li>・麻痺 1,282件</li> <li>・保健その他 0件</li> </ul> </li> <li>◆一時保護(25年度)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・延2,719日(延123回)</li> </ul> </li> <li>◆一時保護委託(25年度)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・延2,342日(延80回)</li> </ul> </li> <li>◆療育福祉センター外来患者数(24年度)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・整形外科 6,152件               <ul style="list-style-type: none"> <li>(リハ再診含む)</li> </ul> </li> <li>・小児科 5,894件</li> <li>・精神科 6,537件</li> </ul> </li> <li>◆癡育障害の外来患者数(小児科・精神科)           <ul style="list-style-type: none"> <li>8,618件</li> </ul> </li> <li>◆児童癡達支援センター契約児童数(24年度)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・難聴児 13人</li> <li>・肢体不自由児 12人</li> <li>・自閉症児 80人</li> </ul> </li> <li>◆短期入所等利用者数(24年度)           <ul style="list-style-type: none"> <li>延利用日数 4,425日</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害の種別を問わず総合的に相談に応じ、早期療育の支援を行うことなどを目的に、障害のある子どもの相談・医療・施設等の機能を併せ持った総合的な施設として、療育福祉センターを設置(平成11年)以後、障害相談は療育福祉センターで、養護、児童虐待、非行相談などは中央児童相談所で対応</li> <li>◆右記のような課題に対応するため、利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討する「今後のあり方を考える会」(保護者、有識者(計15名)を設置し、両機関の『ありたい姿』を検討(H22.3～H24.12)(検討経過)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・あり方を考える会 H22.3.26(第1回)～H24.12.5(第21回)</li> <li>・医療部門(小児科・整形外科)専門委員会 H23.6.7(第1回)～H23.7.28(第4回)</li> <li>・分科会 H24.7.4(第1回)～H24.8.8(第3回)</li> </ul> </li> <li>◆「考える会」の報告書(H24.12)を受け、更に検討を重ね、「(仮称)高知県子ども総合センター整備基本構想」を策定(H25.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童虐待や非行などの問題に発達障害などが複雑に関係するなど、子どもや家庭をめぐる問題は、より複雑多様化</li> <li>◆両機関が密接に連携し、それぞれの専門性をさらに発揮できるような体制とする必要</li> <li>◆癡育障害の専門医師が少なく、療育福祉センターに受診が集中(受診者は12年で4倍に増加)</li> <li>◆子どもが癡育障害の診断を受けた際などに保護者への支援が求められている</li> <li>◆一時保護所では、非行児童と被虐待児童を同じスペースで生活させざるを得ない混合処遇の問題</li> <li>◆夜間緊急保護スペースが確保できない問題</li> <li>◆両機関の建物は老朽化が著しく、南満地盤に備え、安全確保の対策が必要※ 療育福祉センター本館(昭和49年度建築)、中央児童相談所本館等(昭和55年度建築)</li> </ul>		



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

### 【課名：兒童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

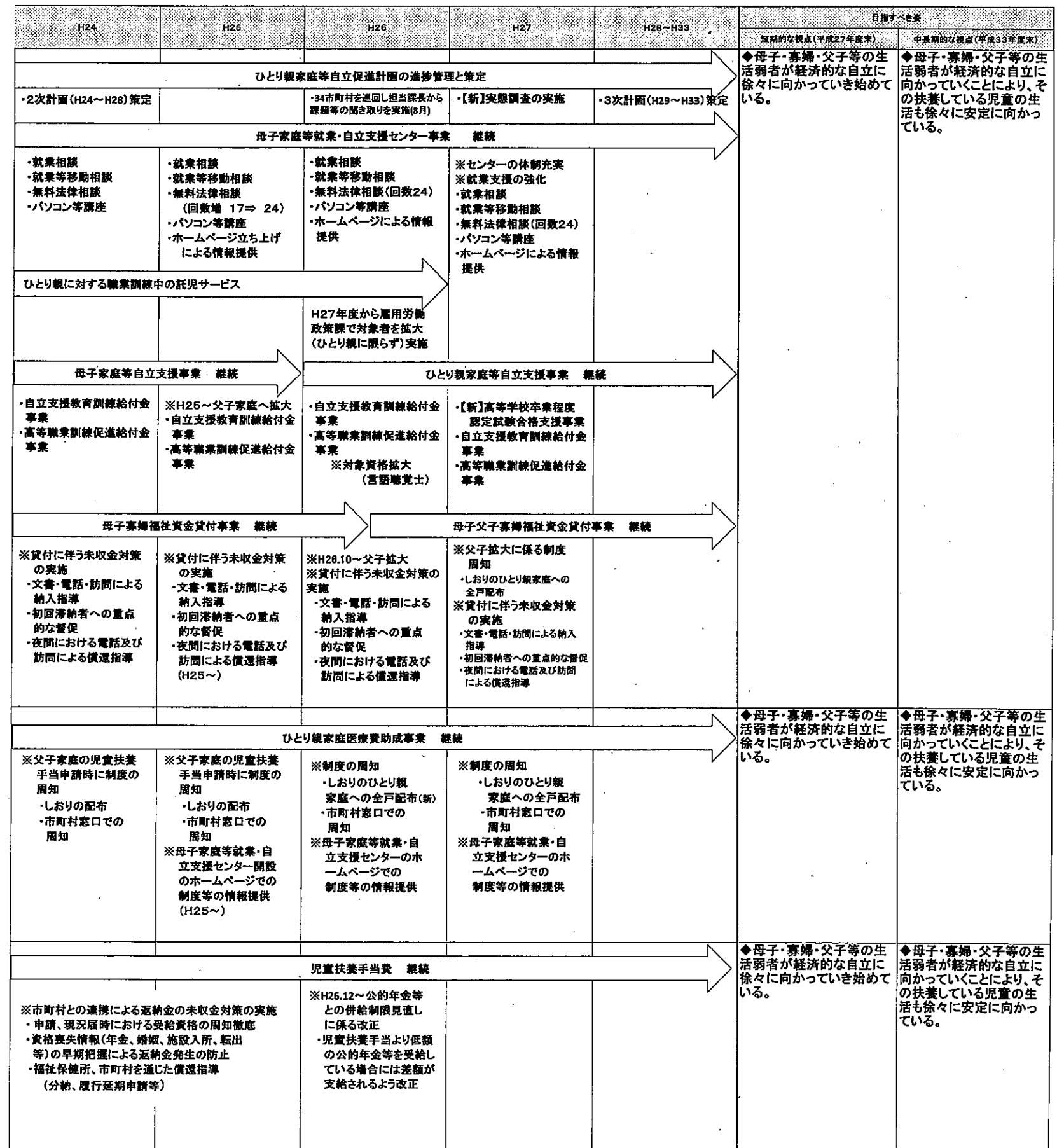
【課名:児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった・できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった・できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	目標すべき姿					
					H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)
◎家庭支援相談等事業	■要保護児童対策地域協議会の活動強化	◆要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の整理などは一定できたが、個別ケースの見立てや対応力に課題がある ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援・市町村職員向け研修会の開催 ◆地域支援者会議への支援 ◆施設入所児の家庭復帰に向けた地域での取り組み ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議上への支援	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化の働きかけ(H21.3.31全市町村で設置) ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援・「実務者会議」の機能強化・虐待ケース以外の進行管理(非行など)の実施 ◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援(児童相談所の参画) ◆学校や民生委員・児童委員などへの早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援	児童 18歳未満	■要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施	■要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施	■要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・地域支援者会議の設置への働きかけ 香南市 6/7-10/10実施	■要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・地域支援者会議の設置への働きかけ ・民生・児童委員研修会等での協力等の要請 ◆検証委員会の提言に対応した支援強化(新)	◆学校や民生委員・児童委員などの関係機関の連携によって、地域の中で、要保護児童等の早期発見と、きめ細かな対応に向けた取り組みが確立され、高齢者が子育て家庭などへの支援者として活躍するなど、地域の中で、要支援児童等の早期発見・支援ができる。
① 保 護 を 要 す る こ ど も を 守 る 環 境 づ くり	◎児童虐待防止対策事業 ◎家庭支援相談等事業	■児童虐待予防等の取り組み ◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりになり、子どもを取り巻く状況は厳しい状況にある。 ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・パレード及び街頭キャンペーンの実施 ・啓発用チラシ・ポケットティッシュ・風船・オレンジリボン等の配布 ・啓発用オレンジリボンのマグネットを配布し、虐待防止の意識啓発のために、県や市町村等の公用車等に貼付 ・講演会の実施 ・トーク＆コンサートの実施 ・スタッフジャンパーの作成 ・高知城のライトアップ ・県庁に横断幕を掲示 ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビラジオによる虐待通告義務等の広報 ◆カラー電車広告の実施 ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)・保健師や保育士を対象にした、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修)の実施	◆事業効果が目に見えにくい ◆保健師署との連携など児童虐待予防への取組が十分でない ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの継続と拡充	児童 18歳未満	■少ない費用で有効な啓発方法の検討 ■高知オレンジリボンキャンペーンの拡充 ・高知市内以外に県東部・西部でのキャンペーンの実施 10/27 四万十市 11/10 高知市 11/17 安芸市 ・高知城のライトアップ ・カラー電車広告の実施(11月)	■高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・「たすきリレー」の実施 11/10 雨天により中止	■高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・幡多地域:10/25講演 ・中央地域:11/9たすきリレー(雨天により中止)	■高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ◆虐待防止や通告義務の啓発活動が広く行われることで、早期発見されるケースが増えている。 ◆妊娠健診や乳児家庭全戸訪問事業などにより把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などに繋がれ、適切な支援と虐待予防につながっている。	◆県民の虐待予防に対する意識の高まりと、地域住民の連携や支え合いの意識が醸成され、地域活動を通じて虐待の予防につながっている。 ◆地域の保健・医療・福祉・教育の有機的連携により、子育て支援などが必要な家庭の早期発見・早期対応と、妊娠期からの継続的な家庭支援がシステム化され、迅速かつ適切な支援が実施されている。また、こうした連携が虐待の予防につながっている。	
		■児童虐待予防等の取り組み ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)・保健師や保育士を対象にした、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修)の実施	■児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)・保健師や保育士を対象にした、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修)の実施	児童 18歳未満	■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知	■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知	■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ■県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知	■児童虐待予防推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター) 11月実施 ■児童虐待予防推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター含む。) 11月実施 ■児童虐待予防推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター含む。) 11月実施 ■児童虐待予防推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター含む。) 11月実施	■児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)・保健師や保育士を対象にした、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修)の実施所 土佐市・須崎市・香南市	■児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)・保健師や保育士を対象にした、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修)の実施所 土佐市・須崎市・香南市

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

子具体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつたか、できなかつたのか)	対象者
	事業名				区分	年齢
①ひとり親家庭等の自立支援	◎ひとり親家庭等自立支援事業費	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態である。 23年度高知県ひとり親家庭実態調査 就労収入 0~150万円 53.2% ※H21年度 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (通常保証人が不要など) ※平成21年4月～ 自立支援給付金の制度拡大 103,000円(1ヶ月) →141,000円(全期間) ※平成24年4月～ 自立支援給付金の制度改正 141,000円(全期間) →160,000円(上限3年) ※平成25年4月～ 自立支援給付金の制度改正 100,000円(上限2年) →100,000円(上限2年) 父子家庭への拡大 ※平成26年4月～ 自立支援給付金の対象資格 (言語聴覚士)拡大 ※H26年10月～ 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (父子家庭へ拡大) ⇒母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援の実施。 25年度3月末現在 就業相談件数 1495件 就職決定者 123人 (常用雇用 47%) 26年度3月末現在 就業相談件数 1283件 就職決定者 80人 (常用雇用 48%) ◆ひとり親家庭の親が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等。 25年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件 26年度3月末現在 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 14件 ◆母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等への各種資金の貸し付による、経済的自立と生活意欲の助長の促進。 S28年度～実施 25年度 貸付件数 79件 貸付額 42,755,815円 26年度3月末 貸付件数 70件 貸付額 38,507,321円	◆就業自立支援 ・雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、直面、パート雇用が多く、更なる雇用への就職が困難。 ◆職業訓練を受けるための環境整備としての託児サービスの実施 ⇒雇用労働政策課で拡充して実施 ◆高等学校卒業程度認定試験の合格支援	母子・父子・寡婦等	
	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	◆父子家庭も母子家庭同様、経済的に厳しい状態である。 22年度高知県ひとり親家庭実態調査 就労収入 0~150万円 29.8% 150万円～350万円 44.6%	◆貸付金事業における未収金対策 ・生活が厳しい母子家庭等では、返済が滞りがち。 ・未収金が約36,000千円余。 ・償還回数が困難なケースへの対応。 (未収金) 22年度末現在 42,388,239円 23年度末現在 39,985,550円 24年度末現在 37,107,101円 25年度末現在 36,308,545円 26年度末現在 36,059,518円	◆母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 ◆父子拡大にかかる制度の周知		
◎ひとり親家庭医療費助成事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	◆母子・父子家庭への医療費を助成する市町村への補助 25年度 受給者数 16,817人 補助額 271,029,000円 26年度 受給者数 16,576人 補助額 263,018,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭の利用が少ない 利用割合 父子家庭 母子家庭 22年度 3.2% 96.8% 23年度 4.5% 95.5% 24年度 4.9% 95.1% 25年度 5.1% 94.9% 26年度 5.1% 94.9% ◆制度の周知不足	◆父子家庭への制度の周知 ◆福祉のしおりのひとり親家庭への全戸配布の継続(H26～) ◆制度の周知 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知 ※母子家庭等就業・自立支援センター開設のホームページでの制度等の情報提供(H25～)	母子・父子・寡婦等	
◎児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給 ※平成26年12月～ 公的年金等との併給制限の見直し	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 25年度 受給資格者数 1,450人 給付額 620,911,080円 26年度 受給資格者数 1,372人 給付額 601,432,830円 実施時期 S37.1～	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ・生活が厳しい母子家庭等では、返済が滞りがち。 ・未収金が約16,500千円余。 ・償還回数が困難なケースへの対応。 (未収金) ◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ◆市町村との連携 ・資格喪失情報による返納金発生の防止 ・福保健所、市町村を通じた償還指導(履行延期申請等)	母子・父子等		



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

事業系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ たのか)	これからの対策 (これまでに何に取り組んでき たか)	対象者 区分	年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき事		
												定期的な検査(平成27年度末)	中長期的な検査(平成33年度末)	
③ 健全育成への環境づくり	◎青少年対策推進委員会による青少年の防止に向けた抜本強化策の策定と推進	◆H25刑法犯少年:518人 ◆再非行率:40.0%(207人)	◆教育委員会、警察本部、知事部局においてそれぞれが少年非行の防止対策に取り組んできたが、依然として厳しい状況が続いている。	◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、更に充実した取組や県民挙げての活動が必要 ◆青少年の問題は複雑多様化しており、各種相談機関等の連携による対策が必要	◆青少年の問題に携わる関係機関が来る非行防止対策ネットワーク会議で情報共有しながら、しっかりと連携体制を構築して、より効果的な取組にしていく。 ◆学校、警察、行政などの関係機関と家庭を含む地域社会が一体となった総合的な取組として進めいく。	青少年			○少年非行の防止に向けた抜本強化策の策定と推進 ●非行防止対策ネットワーク会議の開催 ●取組指針(抜本強化策)の検討 →高知家の子どもを見守りプランの策定(6/10) ●PDCAサイクルでの進捗管理				◆非行少年を支える仕組みづくりが強化され、少年の非行率・再非行率などが減少している。	
	民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進	◆県内の民生委員・児童委員及び主任児童委員数約2,400人	◆高知市内の小学校11校での就学時健診時の民生・児童委員等の紹介 ◆各市町村教育長及び民児協担当課長への事業の趣旨説明及び取組打診 ◆各市町村民児協への事業説明及び協力依頼	◆地域で子どもを見守り、育む仕組みづくりの各市町村でのコーディネーターの育成	◆養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や支援が行える体制を小学校単位で作る。 ◆H26、H27で県内に定着・普及させるため、各市町村での取組体制づくりを支援する。 ◆H25に県が実施した時のノウハウを市町村に伝え、活かしてもらう。	小保育者			○民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進 ●高知市内の小学校11校で就学時健診の際に民生委員・児童委員及び主任児童委員を保護者に紹介を実施(見込み)(3/31現在) ●県内全公立小学校:112校/196校(うち児童数100人以上: 74校/91校) →その後の地域での見守り活動や少年非行の芽の早期発見につなげる				◆学校で民生委員・児童委員及び主任児童委員が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みができている。 ◆H26、H27で県内に定着・普及	◆県内の全学校で民生委員・児童委員及び主任児童委員が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みができる。
	少年見守り・声かけ事業	◆H25深夜徘徊で捕導された少年の人数:2,837人 →ぐ犯・不良行為少年の総数の6割超	◆先進県(福井県)の視察 →21～23時の繁華街等(高知市内)の状況把握 ◆教委、県警、当課の三者で県外の民間活動団体からの聞き取り →万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動の実施へ			青少年			○少年見守り・声かけ事業の検討 ●現場での実態調査や聞き取り調査を実施 ●福井県の夜間巡回事業を視察調査					
	コンビニ等の店員による万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動の実施と参加店舗の拡大	◆H25万引きで検挙された人數:189人 →刑法犯少年の総数の4割弱 ◆H25深夜徘徊で捕導された少年の人数:2,837人 →ぐ犯・不良行為少年の総数の6割超	◆コンビニ5社と万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動に関する協定締結(H25.12.24) ◆コンビニ巡回して実施状況の聞き取り →一聲運動の啓発テレビCMの放映(H26.3月・28本)	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在 ◆夜間の子どもたちの実態の把握が十分でなかった。	◆夜間コンビニに来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一聲運動対応シートの活用)を行う。 ◆参加店舗をコンビニ以外に拡大する。	青少年			○コンビニ等の店員による万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動の実施と参加店舗の拡大 ●ローソン、スリーエフ、ファミリーマート、サークルK、サンクス(5社)と協定締結(H25.12月) ●テレビCM放映(H26.10月) ●各市町村少年捕導育成センターとの連携による一聲運動の定着・普及 ●カラオケパックス協会との連携 ●テレビCM放映(H27.10月) ●参加店舗:230店舗(拡大) ●参加店舗:354店舗(拡大)			◆万引きによる検挙・捕導人數が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が維持している。 ◆深夜徘徊による捕導人數が前年比5%減を達成している。 ◆子どもたちを地域で見守り、非行に向かわせない環境ができる。	◆万引きによる検挙・捕導人數が目標以上に減少している。 ◆深夜徘徊する少年が目標以上に減少している。	
	万引き防止リーフレット	◆H25万引きで検挙された人數:189人 →刑法犯少年の総数の4割弱	◆非行防止教室等の実施 ●県内全小中学生及びその保護者へのリーフレットの配布	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。 ◆学校授業計画に組み入れてもらうなどリーフレットを活用した啓発を推進する。	小保育者			○万引き防止リーフレット(小学校低学年用・高学年用・中学生用・保護者用)を活用した啓発 ●三者面談時に保護者に配布(7月)、県内全小中学校 ●学校での非行防止教室等で活用 ●ホームページに載せて、ダウンロード可能とする			◆万引きによる検挙・捕導人數が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が維持している。	◆万引きによる検挙・捕導人數が目標以上に減少している。	
	万引き防止テレビCM	◆H25万引きで検挙された人數:189人 →刑法犯少年の総数の4割弱	◆非行防止教室等の実施 ●テレビCMの放映(H25.7月・88本)	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。	保護者・高県生民			○万引き防止テレビCMを活用した啓発 ●テレビCM放映(H25.7月) ●学校での非行防止教室等で活用 ●ホームページに載せて、ダウンロード可能とする			◆万引きによる検挙・捕導人數が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が維持している。	◆万引きによる検挙・捕導人數が目標以上に減少している。	
	無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくり	◆高校中退者:H24:448人 中退率:2.2%(全国:1.5%) 全国ワースト1位 ◆H25不良行為による捕導された無職少年:1,062人 →ぐ犯・不良行為少年の総数の23%	◆それぞれの機関が別々に対応し、自立を支援していた	◆これまで、この課題にどの機関も積極的に取り組んでいなかったという実態があった。	◆無職の非行少年の就労に向けてのきっかけづくりとするため、見守り雇用主の事業所での職場体験を実施する。 ◆更生保護サポートセンター(保護司)と協力しながら、見守り雇用主の登録を増やす。 ◆更生保護サポートセンターや若者サポートステーション等と連携し、無職非行少年の就労支援等を行うための仕組みづくりを進め ◆就労支援連絡会を開催する。	青少年			○無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくり ●無職非行少年の就労支援に向けた仕組みづくりの協議 ●見守り雇用主の拡大・登録 ●就労支援連絡会の開催 ●見守り雇用主への説明			◆見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習の受講実績が増加している。 ◆無職少年による捕導や犯罪が減少している。	◆見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習を通じての就職実績がある。	
	◎希望が丘学園での自立支援	◆入所児童(初日在籍平均)H24:13人 H25:17人 ◆暴力行為件数H24:6件 H25:4件 ◆無断外出件数H24:19件 H25:16件	◆様々な課題や問題を抱える児童に対して、個々の状況に応じた教育や指導を行い、児童の自立を支援	◆若い職員が多いことによる専門性の不足 ◆入所児童の問題の多様化 ◆児童への心理的ケアの必要性	◆職員の児童処遇力の向上 (1)専門性の向上 (2)児童支援のノウハウの伝承できる中核職員の育成 (3)入所児童に対するカウンセリングの充実	児童			○希望が丘学園での自立支援 ●職員の専門性の向上 ●個々の児童の状態に応じた自立支援 ●ステージ別支援システムの導入(具体的項目のチェック表で、日々の進度をポイントに置き換えて積算) ●効果評価への効果 ●学園職員の意識改革 ●個別支援(省・自立)の全実績一覧			◆安定した施設運営で子どもが安定した生活ができる。	◆個々の児童の状況に応じたきめ細かな支援が実践されている。	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	調査	これまでの取組 （今まで何に取り組んできたか）	課題 （今までなぜ上手く進まなかつたのか）	これからの対策 （今まで何に取り組んできたか）	対象者		
							区分	年齢
（4）子育て家庭への支援	◎児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育てにかかる費用が大きい</li> <li>◆子育て環境の不備</li> <li>◆子どもの貧困</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童手当実施時期 S47年1月～</li> </ul> <p>21年度 支給対象児童数 65,728人 食担金 1,409,370,292円 (H21.2～H22.1月分)</p> <p>24年度 支給対象児童数 81,998人 食担金 1,617,777,791円 (H24.2～H25.1月分) うち 246,052,498円は、子ども手当(H24.2～3月分)</p> <p>26年度 支給対象児童数 80,987人 食担金 1,623,218,122円 (H25.2～H26.1月分)</p> <p>28年度 支給対象児童数 79,360人 食担金 1,590,363,128円 (H26.2～H27.1月分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆繰り返される制度見直し</li> <li>・H22.4月から児童手当に代わり子ども手当として支給開始</li> <li>・H23.4～H23.9月までは、22年度の制度(つなぎ法)</li> <li>・H23.10月以降は、「平成23年度における子ども手当支給等に関する特別措置法」が成立</li> <li>・H24.4月から子ども手当に代わり、児童手当として支給開始</li> <li>「児童手当法の一部を改正する法律(平成24年4月1日施行)」が成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国の動向に注視し24年度以降の制度設計についての情報収集と対策</li> <li>◆制度の変更に伴う市町村事務に対する支援</li> <li>◆制度の周知徹底</li> </ul>	0歳～15歳になつた年の3月31日までの子ども		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども手当 繰り返される制度見直し 每の制度周知とシステム改修の実施</li> </ul>	<p>22年度 支給対象児童数 86,343人 食担金 1,451,577,909円 (H22.2～H23.1月分) うち、245,144,965円は、児童手当分(H22.2～3月分)</p> <p>23年度 支給対象児童数 82,684人 食担金 1,433,910,212円 (H23.2～H24.1月分)</p>					

H24	H25	H26	H27	H28～H33	日進すべき策
児童手当費 継続					◆子育ての経済的負担が少し軽減されるようになってい。 ◆同左
※手当額	※手当額	※手当額	※手当額	※手当額	※手当額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで 10,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円</li> <li>・中学生 10,000円</li> <li>・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで 10,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円</li> <li>・中学生 10,000円</li> <li>・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで 10,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円</li> <li>・中学生 10,000円</li> <li>・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで 10,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円</li> <li>・中学生 10,000円</li> <li>・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳以上 小学校修了まで (第3子以降) 15,000円</li> <li>・中学生 10,000円</li> <li>・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円</li> </ul>	※制度の周知徹底
※制度の周知徹底	※制度の周知徹底	※制度の周知徹底	※制度の周知徹底	※制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しおりの配布</li> <li>・市町村窓口での周知</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センター開設のホームページでの情報提供 (H25～)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しおりの配布</li> <li>・市町村窓口での周知</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センターのホームページでの情報提供</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しおりのひとり家庭への全戸配布</li> <li>・市町村窓口での周知</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センターのホームページでの情報提供</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しおりのひとり家庭への全戸配布</li> <li>・市町村窓口での周知</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センターのホームページでの情報提供</li> </ul>

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何が上手く進まなかった、できなかつたのが)	これからの対策 (今まで何を取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿		
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)	
IV 次世代を担う子ども達を守り育てる環境づくり  ①子どもの健やかな育ちを支える環境づくり  (3)健全育成への環境づくり 子どもの環境づくり事業費	◆子ども条例の制定(H18.8施行) ◆条例の認知度 ・シールアンケートの結果 H23 知っている:33% 知らない:64% H24 知っている:35.8% 知らない:64.2% ◆条例の改正(H25.4.1施行) ※「高知県子ども条例」に名称変更	◆子どもの環境づくり推進委員会・委員会の設置(H17.3) ・委員会の開催(H17.1) ◆子ども条例の広報・啓発 ・子ども条例記念日フォーラムの開催(H19～H24) ・「子ども条例パネル展示・シールアンケートの実施(H20～) ・新小学校生へのパンフレットの配布 ・中学校への出前事業(H23) ・子ども条例フォーラムの開催(H25～) ◆子どもの環境づくり推進計画に基づく取組の推進 ・第一期計画の策定(H19.3) ・第二期計画の策定(H24.3) ・第三期計画の策定(H25.12)	◆子どもの環境づくり推進委員会の啓発 ・委員会の開催 ◆子ども条例と連携した子どもの環境づくり推進計画の策定 ◆子どもの環境づくりの実施 ・子ども条例の広報・啓発 ・子ども条例記念日フォーラムの開催(H19～H24) ・新小学校生へのパンフレットの配布 ・中学校への出前事業(H23) ・子ども条例フォーラムの開催(H25～) ◆子どもの環境づくり推進計画に基づく取組の推進 ・第一期計画の策定(H19.3) ・第二期計画の策定(H24.3) ・第三期計画の策定(H25.12)	◆子どもの環境づくり推進委員会・委員会の開催 ◆子ども条例の啓発 ・子ども条例記念日フォーラムの開催(H19～H24) ・新小学校生へのパンフレットの配布 ・中学校への出前事業(H23) ・子ども条例フォーラムの開催(H25～) ◆子どもの環境づくり推進計画に基づく取組の推進 ・第一期計画の策定(H19.3) ・第二期計画の策定(H24.3) ・第三期計画の策定(H25.12)	区分 例 改 正 H25 4 1 第 行	●第4期委員の委嘱	●高知県子どもの環境づくり推進委員会・委員会の開催	●第5期委員の委嘱			○子どもの環境づくり推進委員会と連携による周知・啓発の取組により、子ども条例の認知度がアップしている	○子ども条例が広く県民に周知され、条例の理念を踏まえた地域等での活動が広がっている	
2. 少子化対策の推進  (1)少子化対策の推進 少子化対策推進費 安心こども基金積立金	◆次世代育成支援対策推進法の一部改正(10年間の延長) ◆平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行 ・小規模保育等地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の創設など →地域の実情に応じた保育や事業等の選択肢が拡大	◆こうちこどもプラン(後期計画)の策定(H22) ・計画期間:H22～H26 ◆次世代育成支援行動計画(高知家の少子化対策総合プラン 前期計画)の策定(H23) ・計画期間:H27～H31 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定(H21.3) ・計画期間:H27～H31 ◆「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設(H26.7)	◆各部局による当事者意識を持つ事務の推進、進行管理 ◆少子化対策推進本部などを通じた適切な進行管理	◆次世代育成支援行動計画のプランに沿った取組の推進 ◆子ども・子育て支援事業支援計画に基づく事業の円滑な実施 ◆結婚から子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行うための仕組みの構築 ・子育て相談等において、具体的に助言できる専門性が必要		●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理	●H26年度で計画期間満了	●新計画の策定	●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理	●子ども・子育て支援事業支援計画との調整	●子ども・子育て支援新制度スタート	●「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ・ライフケースティージュに応じた相談へのワンストップでの情報提供 ●母子保健の専門知識を持つ相談員の配置 ・市町村及び子育て支援センター等の現状把握 ・切れ目ない支援につなげるための出張子育て相談の実施 ・市町村の子育て支援の取り組みをバックアップ ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーでの相談業務	○各部局が責任を持ってプランに沿った取組を策定、推進している
(2)少子化対策の東北運動の推進 少子化対策県民運動推進事業費	◆人口減少率高齢化 ・人口自然減(平成2年～) ・少子高齢化の進行 ・出生数 12,403人→5,518人 ・出生率(千人あたり) 13.5→7.2(全国45位) ・合計特徴出生率 2.03→1.32(全国70位) (人口動態統計1974→2010) ◆子育てへの不安・負担感の増大による夫婦の持つ子供数の減少 ・子どもの数の複数と検査のギャップ 理屈の数 2,42人 予定の数 2,07人 ・完結出生児数 1,96人 ※統計15～19年の夫婦の平均出生子ども数 ・夫婦の最終的な平均出生子ども数 ※初めて2人を下回った (2010年第14回出生動向基本調査)	◆高知県少子化対策推進県民会議を中心とした企業・団体と連携した取組 ・高知県少子化対策推進県民会議 設立:H20.2 ・構成:県内各分野33団体 ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン(H23～25) ・子育て応援呼びかけがかり ・子育て応援川柳の募集(H23) ・企業・団体等の行動支援 ・広報・啓発グッズの作成(H24.25) ・子育て応援1日1接」アチャコの募集(H25) ・子育て応援フォーラム(H20～) ・県民会議の構成団体等の参画により実施 ・家庭の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ・ごとのひとこと宝物(H19～21年度) ・家庭の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ・ごとのひとこと宝物(H19～21年度) ・家庭の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ・ごとのひとこと宝物(H19～21年度) ・テレビCMの制作・放映 21年度 制作放送 15秒×252本 22年度 放送 (15秒×2 328回) ・テレビ番組制作放送 23年度 3分 46回 ○身近な地域での取組の推進 ・子育て応援の店(企業等の協力により、オムツ替えスペースの提供など子ども連れにやさしい設備や商品割引・プレゼントなどの優待サービスの実施) 第一期 H19.10.1～ 第二期 H21.10.1～ 第三期 H23.10.1～ 第四期 H25.10.1～ ○企業・団体の取組の後押し ・県民会議の各構成団体が「応援宣言」に基づいた取組を推進 H22県民会議活動促進事業費補助金(定額上限100万円 実施3団体)	◆県民運動の広がり ・県民一人一人の少子化対策への関心を高め、身近な地域で当事者の出会いと結婚の応援や子育て応援に取り組む気運の醸成が必要 ・少子化対策(出会いと結婚の店舗、子育て応援等)に積極的に取り組む企業・団体が少ない ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン(H23～25) ・子育て応援呼びかけがかり ・子育て応援川柳の募集(H23) ・企業・団体等の行動支援 ・広報・啓発グッズの作成(H24.25) ・子育て応援1日1接」アチャコの募集(H25) ・子育て応援フォーラム(H20～) ・県民会議の構成団体等の参画により実施 ・家庭の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ・ごとのひとこと宝物(H19～21年度) ・家庭の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ・ごとのひとこと宝物(H19～21年度) ・家庭の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ・ごとのひとこと宝物(H19～21年度) ・テレビCMの制作・放映 21年度 制作放送 15秒×252本 22年度 放送 (15秒×2 328回) ・テレビ番組制作放送 23年度 3分 46回 ○身近な地域での取組の推進 ・子育て応援の店(企業等の協力により、オムツ替えスペースの提供など子ども連れにやさしい設備や商品割引・プレゼントなどの優待サービスの実施) 第一期 H19.10.1～ 第二期 H21.10.1～ 第三期 H23.10.1～ 第四期 H25.10.1～ ○企業・団体の取組の後押し ・県民会議の各構成団体が「応援宣言」に基づいた取組を推進 H22県民会議活動促進事業費補助金(定額上限100万円 実施3団体)	●子育て応援の気運の醸成や子育ての楽しさや喜びを伝える取組 ・県民会議の構成団体等がそれぞれの特色を活かして取組 ・県民へのPR ○県民への広報・啓発 ・構成団体の会報誌やHPの活用 ・県の広報紙や広報番組の活用 ・県のHPの活用 ●登録店舗数の伸び悩み 制度OPR不足 登録事業所のOPR不足 (メリットが見えにくい)	●出会い・結婚～子育て応援の機運の醸成 ・少子化対策県民運動推進フェアの開催 ●子育て応援キャンペーン ●子育て応援フォーラム ●県民への広報・啓発の充実 ・構成団体の会報誌やHPの活用 ・県の広報紙や広報番組の活用 ・県のHPの活用 ●各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 ブラマネット等 ●子育て応援の店への取組 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 (H25地図版) チラシの配布 ★第四期スタート H25.10～ ●高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 ・県と連携した取組の推進 ●企業・団体の取組の伸び悩み ・企業・団体の取組の推進 ・県民会議の各構成団体の応援宣言に基づく取り組みの推進 →地域的な働きかけ ・県と連携した取組の推進	●出会い・結婚～子育て応援の機運の醸成 ・少子化対策県民運動の強化(キャンペン・フォーラムの実施等) ●子育て応援の店の増への取組 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 (H25地図版) チラシの配布 ★第五期スタート H27.10～ ●応援宣言の見直し	○高知県少子化対策推進県民会議を中心に、県内の多くの企業・団体に少子化対策の取組が広がるとともに少子化対策に関する県民の理解、関心が一層高まっている	県民の多くの少子化を自らのこととしてとらえ、県民ぐるみでの少子化対策が進んでいる					

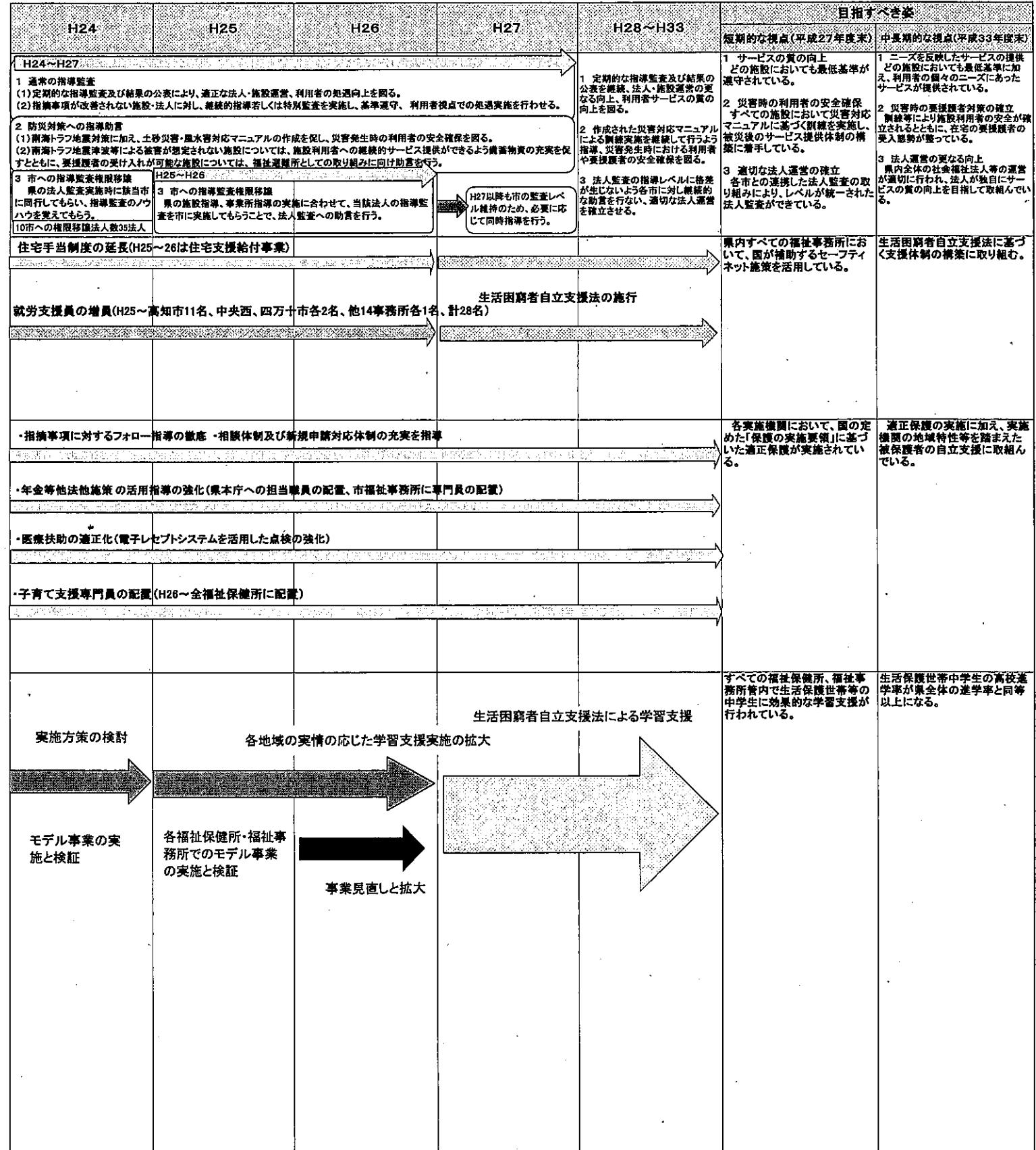
## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までどうしてうまくいかなかったか)	これからの対策 (これから何に取り組むのか)	対象者 区分 年齢	短期的な視点(平成27年度末)					中長期的な視点(平成33年度末)	
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
(3)地域の子育て支援 地域子育て推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の労働力率が高く、共働き世帯が多い。</li> <li>女性の年齢階級別労働力率 (H17国勢調査)           <ul style="list-style-type: none"> <li>25～29歳78.4% (全国平均74.9%)</li> <li>30～34歳74.5% (同63.4%)</li> <li>35～39歳75.0% (同83.7%)</li> </ul> </li> <li>共働き世帯の状況(H17国勢調査)           <ul style="list-style-type: none"> <li>全世界に占める共働き世帯の割合 48.6% (全国平均44.4%全般20位)</li> <li>6歳未満の子どもがいる世帯に占める共働き世帯の割合 53.2% (全国平均38.5%全国9位)</li> </ul> </li> <li>働きながら子育てするために望む支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>育児に関する制度の充実、職場の理解、職場への寄附など</li> </ul> </li> <li>家族変遷化が進み、三世代同居が少ない。</li> <li>扶養家族世帯の状況(国勢調査)           <ul style="list-style-type: none"> <li>6歳未満の子どもがいる世帯に占める扶養家族世帯 H12年: 82.2% (全国78.6%) H22年: 84.7% (同 83.7%)</li> </ul> </li> <li>三世代同居世帯の割合(国勢調査)           <ul style="list-style-type: none"> <li>6歳未満の子どもがいる世帯に占める三世代同居世帯 H12年: 17.1% (全国20.9%) H22年: 14.3% (同 15.6%)</li> </ul> </li> <li>支援センターや子育てサークルからの離脱           <ul style="list-style-type: none"> <li>(支援センター)               <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問や出張相談の充実、専門的な支援が必要</li> <li>活動について相談できる人や他のサークルの情報がほしい</li> <li>後継者づくり、継続性が課題</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等の取組への支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の子育て支援の取組への助成(H21～H23)</li> <li>地域子育て支援センター職員への研修</li> <li>初任者1回、現任者1回</li> <li>子育て支援アドバイザーの派遣</li> <li>助産師11名 年38回</li> <li>助産師11名 年39回</li> <li>助産師12名 年47回</li> <li>子育て講座の委託</li> <li>委託団体 対象35回</li> <li>委託団体 対象47回</li> <li>家庭教育サポーターの活動支援</li> <li>～地域子育てサポーターに名前変更</li> <li>子育て応援情報紙「大きくなれ!」の発行(H21～)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>H24 4回発行</li> <li>H25 4回40,000部発行</li> <li>H26 4回40,000部発行</li> </ul> </li> <li>「こうちプレマnet」の運営</li> <li>市町村での子育て出前講座の実施</li> <li>新任、現任研修</li> <li>H25 4回実施</li> <li>子育てや団体が行う従業員の子育て支援等の取組への助成 (H23～)</li> <li>子育て支援ポータルサイトの開設 (H22～)、運営</li> <li>子育て家庭や子育てサークル等へのアンケート等 (H23)</li> </ul> </li> <li>働きながら安心して子育てができる環境づくりに向けて               <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な働き方に応じた保育サービス等の充実</li> <li>子育てしやすい環境環境の充実</li> </ul> </li> <li>子育ての孤立感や不安感の軽減に向けた               <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て家庭に楽しい、交流できる場づくりの充実</li> </ul> </li> <li>市町村等の取組への支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等が地域の実情に応じて行う子育て支援の取組への助成 (H24～県補助金)</li> <li>地域子育て支援センターが実施する独自事業への助成 (H27～県補助金)</li> <li>子育て支援アドバイザーの派遣、支援の充実</li> <li>企業での子育て出前講座の実施</li> <li>企業が行う子育て支援に資する取組への支援</li> <li>法の義務規定を超える就業規則の整備等への助成 (県補助金)</li> <li>地域子育てサポーターの活動支援</li> <li>名簿等の情報提供</li> <li>研修会の開催</li> </ul> </li> <li>県全域での子育て支援の仕組みづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てサークル等のネットワークづくり</li> <li>子育てサークル等の登録、交流の促進、従事者の研修など</li> <li>登録している子育てサークルが開催する子育て家族を対象とするイベントへの助成</li> <li>地域子育て支援センターのネットワークづくりや職員等の専門性の向上                   <ul style="list-style-type: none"> <li>新任、現任研修の実施(委託)                       <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック別研修交流会</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>NPO等による子育て講座の実施</li> <li>サークル等との連携、サークル向け講座の実施</li> </ul> </li> <li>子育て家庭に役立つ情報の提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て応援情報紙「大きくなれ!」の発行、配布</li> <li>「こうちプレマnet」の運営</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等の取組への支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>県補助金による市町村、企業等への支援</li> </ul> </li> <li>子育て支援アドバイザーの派遣               <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てサークルも対象に追加</li> </ul> </li> <li>企業での子育て出前講座の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の履歴と派遣回数の増加</li> </ul> </li> <li>地域子育てサポーターの活動支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣回数の増加</li> </ul> </li> <li>県全域での子育て支援の仕組みづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てサークル等のネットワークづくり</li> <li>子育てサークル等の登録、交流の促進、従事者の研修など</li> <li>登録している子育てサークルが開催する子育て家族を対象とするイベントへの助成</li> <li>子育て支援センターのネットワークづくりや職員等の専門性の向上                   <ul style="list-style-type: none"> <li>新任、現任研修の実施(委託)                       <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック別研修交流会</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>NPO等による子育て講座の実施</li> <li>サークル等との連携、サークル向け講座の実施</li> </ul> </li> <li>子育て家庭に役立つ情報の提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報紙の定着、充実</li> </ul> </li> <li>子育て応援情報紙の発行               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報紙の定着、充実</li> </ul> </li> <li>「こうちプレマnet」の運営               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の充実、利便性の向上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等による地域の実情やニーズに応じた子育て支援の取組が広がっている</li> <li>企業等による従業員の子育て支援の取組が充実し、働きながら子育てしやすい環境が整っている</li> <li>県全域での子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークを通じて、県全域で子育てを支援する取組が活発に行われている</li> <li>子育て家庭に必要な情報が広く行き渡り、子育てに関する不安が軽減されるとともに、子育てを楽しむ人が増えている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等による子育て支援施策が充実し、どこに住んでいても安心して子育てができるようになっている</li> <li>企業等による従業員の子育て支援の取組が充実し、働きながら子育てしやすい環境が整っている</li> <li>県全域での子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークを通じて、県全域で子育てを支援する取組が活発に行われている</li> <li>子育て家庭に必要な情報が広く行き渡り、子育てに関する不安が軽減されるとともに、子育てを楽しむ人が増えている</li> </ul>								
(4)未婚化・晩婚化対策の推進 出会いのきっかけ応援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚化・晩婚化の進行           <ul style="list-style-type: none"> <li>平均初婚年齢(H22 高知県)               <ul style="list-style-type: none"> <li>男性 30.3歳(全国15位)</li> <li>女性 28.7歳(全国10位)</li> </ul> </li> <li>平均初婚年齢の推移(高知県)               <ul style="list-style-type: none"> <li>(男性) (女性)</li> <li>1970年 26.4 23.8</li> <li>1980年 27.7 25.1</li> <li>1990年 28.3 26.0</li> <li>2000年 28.2 26.7</li> <li>2010年 30.3 28.7</li> </ul> </li> <li>(人口動態統計)             </li> <li>生涯未婚率(H17～H22 国勢調査)               <ul style="list-style-type: none"> <li>男性 18.7 → 22.1</li> <li>女性 9.04 → 12.4</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>出会いのきっかけ応援事業費           <ul style="list-style-type: none"> <li>出会いのきっかけ応援団制度               <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度～                   <ul style="list-style-type: none"> <li>実施団体数 H19 7</li> <li>H20 11</li> <li>H21 11</li> <li>H22 8</li> <li>H23 11</li> <li>H24 10</li> <li>H25 14</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>出会いのきっかけ交流会               <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度～                   <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者数 998人(約5倍)</li> <li>1,303人(約3.6倍)</li> <li>2,418人(約3倍)</li> <li>1,943人(約2.3倍)</li> <li>2,033人(約2.5倍)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>出会い応援団制度               <ul style="list-style-type: none"> <li>H21年度～                   <ul style="list-style-type: none"> <li>全員団体数 68 (H26.3月末現在)</li> <li>応援団体数 27 ( " )</li> <li>イベント数 H22 5回</li> <li>H23 3回</li> <li>H24 1回</li> <li>H25 0回</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>地域のお世話焼きの仕組みづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>(婚活サポーター) H22.11～93人(H26.3月末現在)</li> </ul> </li> <li>専用ホームページでの情報発信(出会いのきっかけ応援サイト) H22.10.1～</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独身者の多様なニーズをふんだんにした出会いの場の創出</li> <li>市町村や企業・団体と連携した取組</li> <li>出会いのきっかけ応援事業費補助金               <ul style="list-style-type: none"> <li>H19年度～                   <ul style="list-style-type: none"> <li>実施団体数 H19 7</li> <li>H20 11</li> <li>H21 11</li> <li>H22 8</li> <li>H23 11</li> <li>H24 10</li> <li>H25 14</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>効果的な情報提供</li> <li>引き合せ               <ul style="list-style-type: none"> <li>婚活サポーターの活動推進</li> <li>婚活サポーターへの支援</li> <li>新たなサポーターの養成</li> <li>サポーターの交流・研修会</li> </ul> </li> <li>情報提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営</li> <li>県内のさまざまな情報の収集及び一元的な情報提供</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出会いのきっかけとなりイベントへの助成               <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等が実施する出会いのイベントへの助成</li> </ul> </li> <li>出会い応援団の活動促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>官民連携による独身者の出会いの場づくり</li> <li>団体の登録促進、イベント開催</li> </ul> </li> <li>県主催の出会いのきっかけ交流会の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>県主催の交流会の開催</li> </ul> </li> <li>婚活サポーターの活動推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>婚活サポーターの養成</li> </ul> </li> <li>効果的な情報提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営、メールマガジン</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知の出会いと結婚応援団                   <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の見直し                       <ul style="list-style-type: none"> <li>参加資格を団体外の独身者に拡大</li> <li>専用サイトによるイベント案内・申込</li> <li>応援団体登録をイベント助成の条件とする</li> <li>応援内容の拡大(イベント開催以外の応援も可能)</li> <li>応援団への支援の拡大                           <ul style="list-style-type: none"> <li>企画等の人的支援や、会場費等の助成など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>県主催の出会いのきっかけ交流会の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催(月1回)</li> </ul> </li> <li>定期交際会の開催(月1回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>定期交際会の開催(月1回)</li> </ul> </li> <li>婚活支援窓口               <ul style="list-style-type: none"> <li>7月7日開設</li> <li>きめ細かな相談対応・支援</li> </ul> </li> <li>独身者のスキルアップ研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎研修</li> <li>・総合力研修</li> <li>・パーティー事前講座</li> </ul> </li> <li>7月7日「高知で恋しよ! 応援サイト」(再構築)               <ul style="list-style-type: none"> <li>★マッチングシステムの機能追加</li> </ul> </li> <li>広報の拡充               <ul style="list-style-type: none"> <li>出会いと結婚を応援するリーフレットの作成・配布</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援団(県や市町村、民間団体等)に対する支援を行うことにより、応援団による独身者の多様なニーズに対応した出会いの機会が多く提供されている。</li> <li>イベント等で独身者を支援するボランティアを養成することにより、出会いを交際・結婚へつなげるための支援を行っている。</li> <li>多様な出会いの場を提供するため、趣味や年齢などの条件で相手を検索し、引き合わせをするシステムの導入ができ、窓口開設の準備が進んでいる。</li> <li>県内のさまざまな団体・個人(婚活サポーター等)が連携して、独身者の出会いを地域ぐるみで応援するようになっている。</li> <li>独身者を応援する気運が一層高まり、それぞれの地域で、婚活サポーターや市町村、企業・団体が連携して、それぞれの地域にあった独身者支援が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内のさまざまな団体・個人(婚活サポーター等)が連携して、独身者の出会いを地域ぐるみで応援するようになっている。</li> <li>独身者を応援する気運が一層高まり、それぞれの地域で、婚活サポーターや市町村、企業・団体が連携して、それぞれの地域にあった独身者支援が行われている。</li> </ul>							

## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

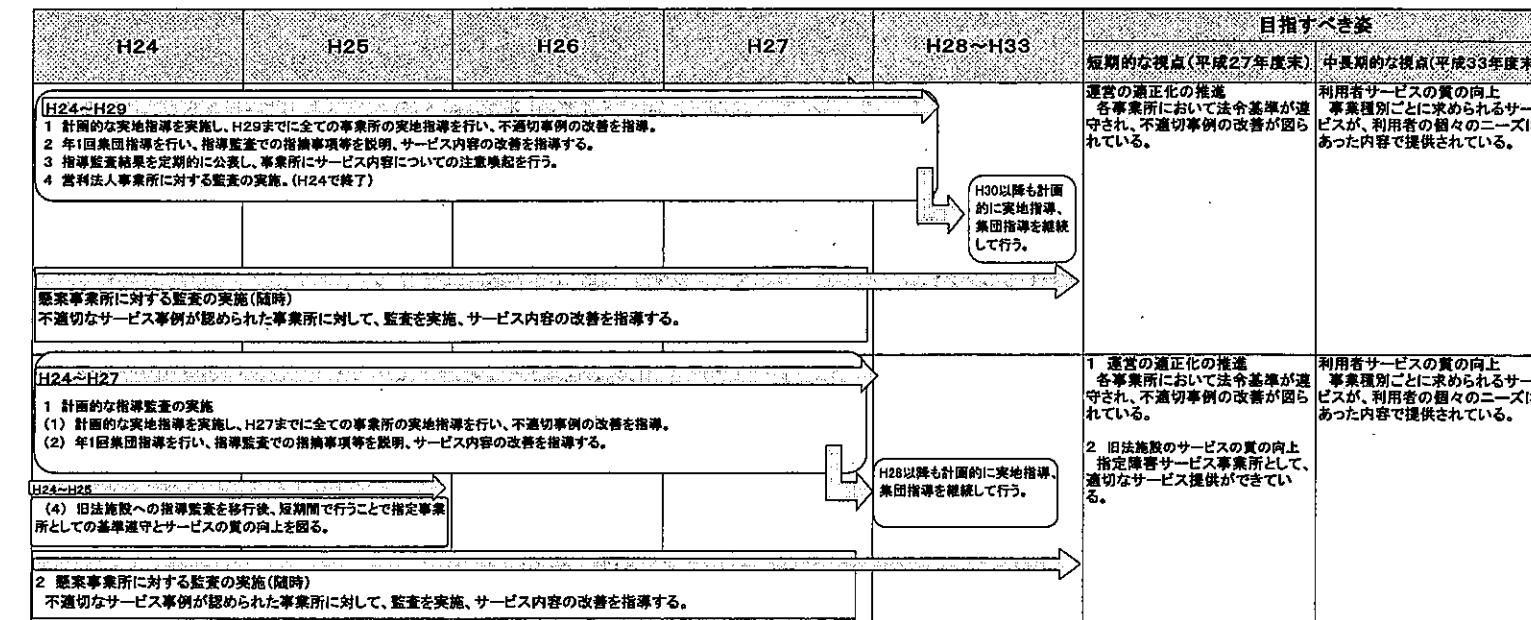
予算体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これから対策 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	対象者 区分 年齢
事業名						
1ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる 支え合いの仕組みづくり	・指導監査を下記施設等に 対して定期的に実施している	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び法令違反等の是正 指導	定期的に指導監査を実施していく にもかかわらず同じ指導事項が繰り返されるなど指導が活かされていない。	1指導事項が改善されるまで指導を徹底して行うとともに、指導監査結果を公表することで適正な法人・施設運営を目指すとともに、主幹職と情報共有を行い、特に運営に著しい不備等が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める。 2近い将来免責が予想される消防トラップ地図や、風水害・土砂災害に対応するマニュアルの作成を促し、災害発生時の利用者の安全向上を図るとともに、津波等の被害を受けない施設については、施設運営所としての取り組みを行ってていく。 3指導監査結果の公表		
(5)施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査実施	社会福祉施設 252施設 高齢者 71 児童 12 保育所 162 幼保連携型認定こども園7 社会福祉法人 38法人	実施回数 原則2年に1回(児童 祉施設は1年に1回)	・指導監査結果の公表			
3 セーフティネット施策の充実・強化	・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数:309人(H27.2月末計)	H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・住宅手当緊急特別措置事業の延長(H25から住宅支援給付事業に名称変更H26まで延長) ・就労支援員28人(H26.3末現在) (内訳)県福祉保健所 6人 市福祉事務所 22人	・就労支援に関するノウハウの蓄積が不十分で、効果的な支援ができていない ・住宅手当緊急特別措置事業(H25からは住宅支援給付事業への移行) ・各市への就労支援員の増員要請 ・就労支援員への研修 ・無料職業紹介所の開設	1ハローワークと連携したセーフティネット施策の実施 2就労支援員のスキルアップを図るための研修や、無料職業紹介所の開設等実施機関との支援体制を確立する。 3生活困窮者自立支援法に対する仕組みを構築することなる。		
(1)低所得者の生活支援の充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費(住宅手当緊急特別措置事業費)(緊急雇用援用扶助金)対策事業費補助金緊急雇用創出臨時特例基金積立金	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10:15.1%→H27.3:28.2%(全国17.0%,第3位) ・被保護世帯数 H10:9,004世帯→H27.3:15,598世帯 ・被保護人員 H10:12,276人→H27.3:20,824人 ・高齢者世帯の割合が高い(H27.3:高知県52.5%,全国47.5%) ・稼働年齢受給者の増加(その他世帯の割合、H10:3.8%→H27.3:17.1%)	・16実施機関に対する事務監査の実施 ・適正保護実施のため、CWやSVへの研修等を実施 ・就労支援員等による被保護者の自立支援 ・貧困の連鎖の防止(福祉保健所に子育て支援専門員を配置) ・電子レセプト管理システムの導入による医療扶助の適正化(H23~)	・急激な被保護世帯の増加への対応 特に高知市の増加が顕著であり、慢性的なケースワーカー不足やそれに伴う適正保護の実施に影響が出始めている。 ・長引く不況により、稼働年齢層の保護受給者が増えている。 ・より一層の実施機関の体制強化やCWの質の向上が必要である。	1実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2漏れ防止 ・保護を要する方の見発への取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3漏れ防止 ・届出業務の指導の徹底 ・福祉事務所の調査の徹底 ・年金等他法他施策の活用指導 ・医療扶助の適正化(電子レセプトシステムを活用した点検の強化) 4貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員 5生活保護法改正の趣旨の徹底		
(2)生活保護対策 行旅病人死亡人取扱市町村交付金生活保護費生活保護事務費	・本県における生活保護世帯の高校進学率は、H26.3卒業生で、99.0%と、県全体の98.3%より8.9ポイント低い。 ・生活保護世帯の子どもやその親が、日常的な生活習慣を身につけるための支援や、子どもの進学に関する支援等を行うための子育て支援員を福祉事務所に配置。 11人(H27.4現在) (内訳) 県福祉保健所 5人 市福祉事務所 7人	・県福保健所では、平成23年度で階層多様化を除く全福祉保健所にて子育て支援員を配置し、主として日常生活を身につけるための支援のほかで、子どもに学習習慣を身につける支援を実施。 ・H26.4から黒潮町及び大月町において生活困窮者世帯(生活保護受給世帯を含む)の子どもに対し、週1回～3回、1～2時間程度の学習教室を実施	・中卒では安定した仕事に就きにくく、生活保護世帯の子どもが将来も生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るために、生活保護世帯の子ども達の進学率を上げることが重要。 ・県福保健所の管内町村は複数に分かれ、また、一町村当たりの生活保護世帯中学生が多いない又は少ないといった事情があり、一律に塾形式の学習支援を実施するには困難。	○各福祉保健所、福祉事務所管内の実情に応じた学習支援方式(塾方式・個別訪問形式等)を検討し、市町村教育委員会との連携のもと、事業の推進を図る。		
・高知市、南国市では平成23年度から、市町村では平成24年度から生活保護世帯の中学生に塾形式で学習支援を行い、成果を上げている。 平成25年3月卒業者の実績 高知市 参加者43名のうち41名が高校進学 南国市 参加者5名全員高校進学 室戸市 参加者2名とも高校進学	・高知市、南国市では平成23年度から、市町村では平成24年度から生活保護世帯の中学生に塾形式で学習支援を行い、成果を上げている。 平成25年3月卒業者の実績 高知市 参加者43名のうち41名が高校進学 南国市 参加者5名全員高校進学 室戸市 参加者2名とも高校進学	・高知市福事務所では、「チャレンジ塾」を市内5地区(H25からは10地区に拡大)で開催。生活保護世帯の中学生の希望者に学習支援を実施。(福事務所・子育て支援員OBや学生による学習支援員派遣)	・高知市、南国市、須崎市を除く市福事務所には子育て支援員の配置がなく、学習支援への取り組みも低調。	・高知市福事務所では、平成23年度から、生活保護世帯の中学生生を対象に子育て支援員が学習支援を実施。平成24年度には、対象を中学校2年生まで拡大。		
		・室戸市は平成25年1月から就学支援の非常勤を履用し、塾方式の学習支援を実施。 ・香南市福事務所は、平成25年10月から塾方式による学習支援を開始。		・県福保健所、福事務所のいすゞにあっても、学習支援を推進するためには市町村教育委員会との連携が不可欠。		



## テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

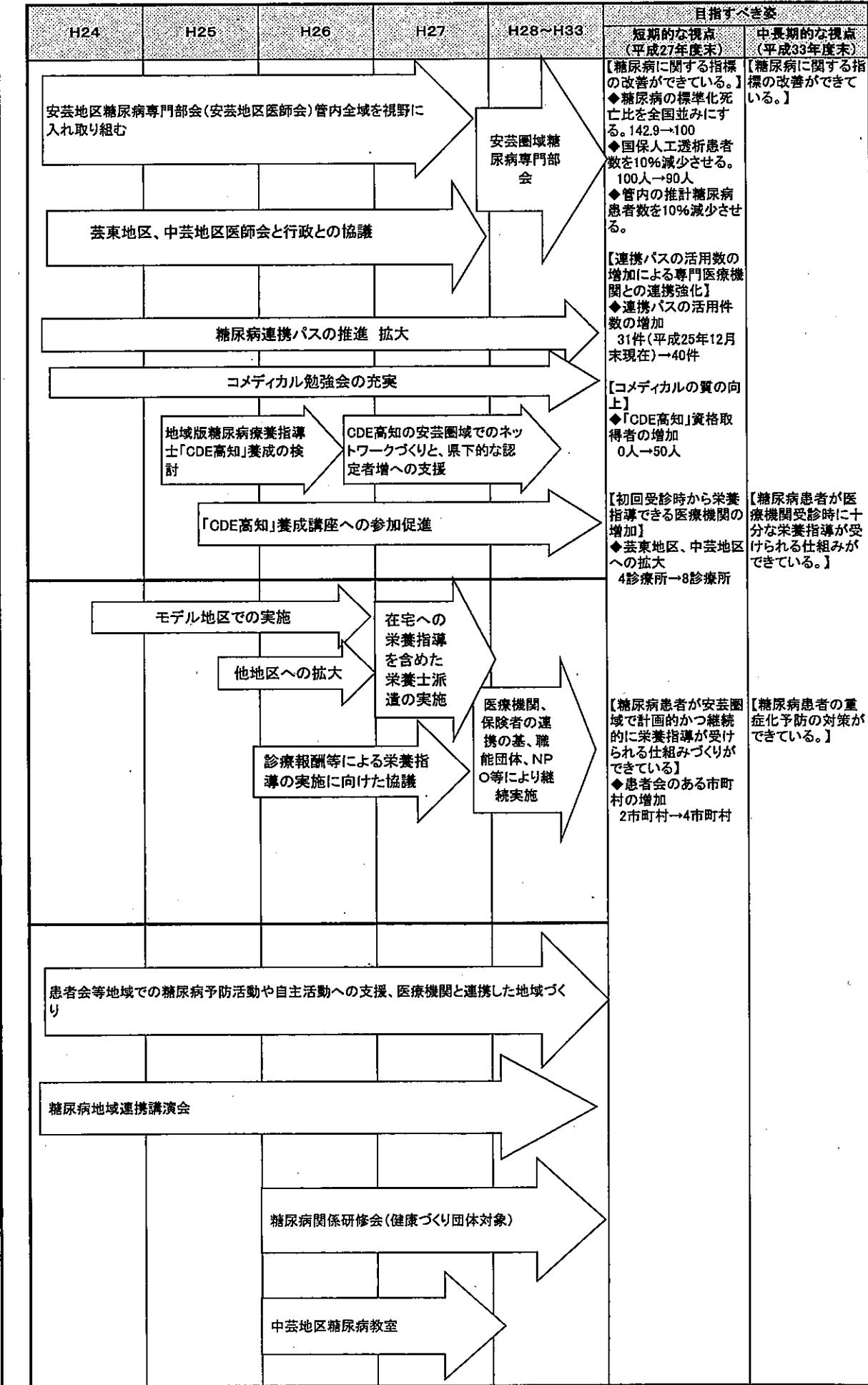
【 課名: 福祉指導課 】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	対象者	
				区分	年齢
II 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 1,225 内訳・施設系 95 ・居宅系 1,130 (H27.5.11現在 高知市分除く)	介護保険施設等指導・監査網に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 ③受託法人監査(書面)(H20～24) 【実施状況】 実地指導 監査(内當利) H20 89 141(11) H21 153 213(206) H22 161 601(586) H23 224 337(334) H24 249 111(108) H25 195 0(0) H26 170 0(0) 指導・監査結果の公表	これまで介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供が多く、その対応のため計画どおりの実地指導ができない。 2 法令や基準等を十分に理解していない事業者がある。 3 年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守の徹底を図る。	高齢者	65歳以上
III 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり 1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (2)施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導監査費	指定障害福祉サービス事業所数 451 (内訳) 障害介護 77 重度訪問介護 69 訪問介護 28 行方探視 2 相談支援(一般) 15 障害児入所 5 障害児就学支援 40 共通支援活動(OH) 29 障害児入所(2-1スクイ) 37 生活介護 44 療養介護 2 自立支援 4 就労移行支援 7 就労継続支援 61 施設入所支援 25 (H27.2末現在 高知市分除く)	指定障害福祉サービス事業者等指導委員制・監査要綱に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 【実施状況】 実地指導 監査 H21 8 2 H22 104 2 H23 102 7 H24 11 0 H25 147 0 H26 130 0 指導・監査結果の公表	これまで計画的な指導が行われていなかったため、法令が遵守されているかの確認が進んでいない。 (1)年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守を指導する。 (2)定期的な実地指導を行うことで、法令等の遵守、適切なサービス事業の提供が行われているかの確認を行う。 2 施設事業所に対する監査の実施 施設事業所に於ける指導内容が遵守されていない事業所や、基準違反が認められた事業所については、必要に応じて監査を実施、是正指導を行う。	障害者 (JR)	全



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

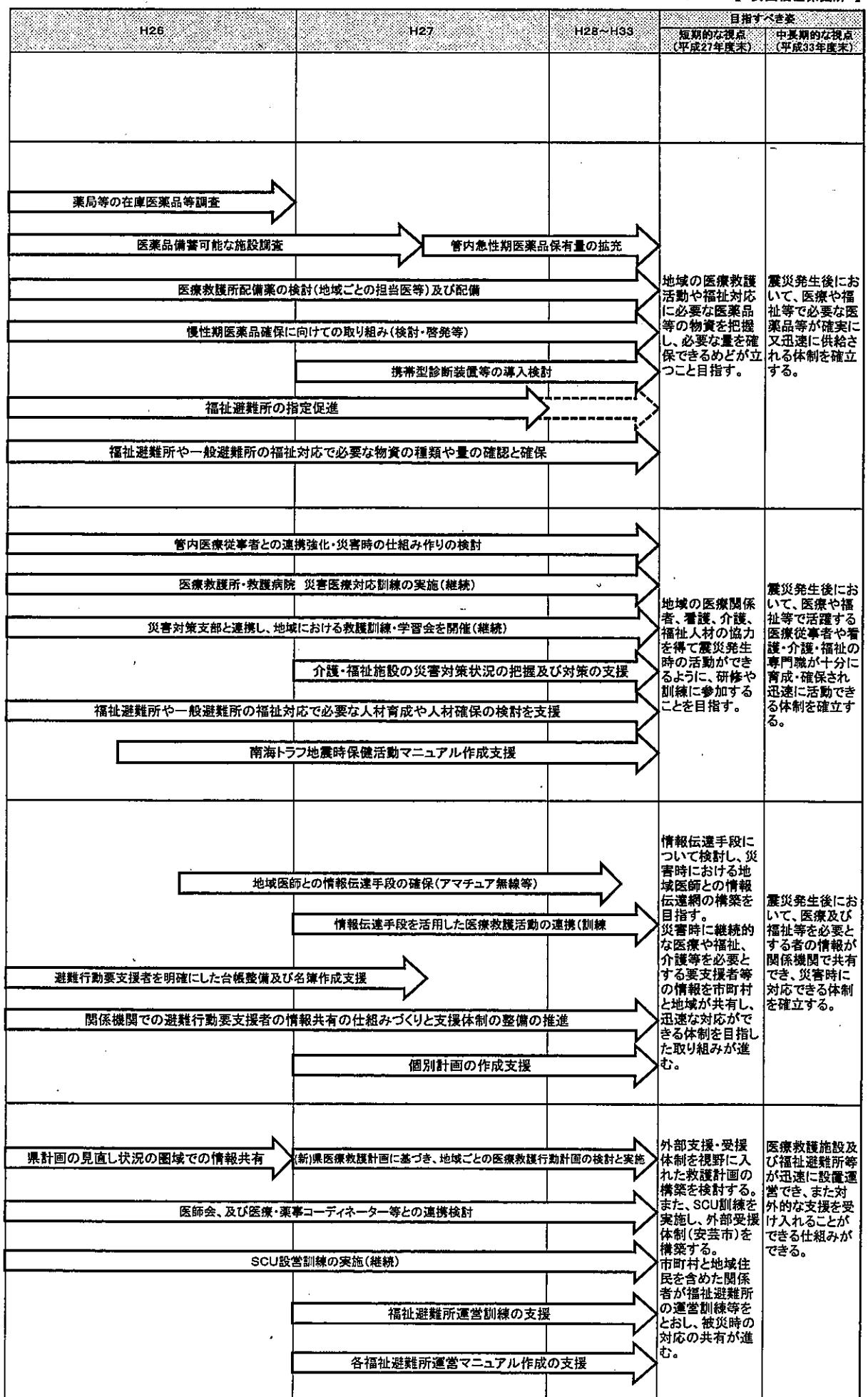
分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢
保健医療連携により取組む糖尿病重症化予防対策事業	<p>■管内糖尿病標準化死亡比(SMR) 管内の糖尿病SMR(2009～2013年)は138.2で、高知県の糖尿病SMR(2009～2013年)98.1と比べて高い。 対策前後では、管内糖尿病SMR139→108(2005年～2009年→2010年～2012年)と、近年改善している。 管内9市町村中、6市町村は糖尿病SMR(2009～2013年)が100を超えている。そのうち2市町村は糖尿病SMRが200を超えていている。</p> <p>■管内腎不全標準化死亡比(SMR) 管内の腎不全のSMRは125.9であり、高知県の(2008～2012年)116.5と比べて9.4ポイント高い。 対策前後では、管内腎不全SMR139→131(2005年～2009年→2010年～2012年)と、近年改善しつつある。 管内9市町村中、腎不全SMR(2008～2012年)が県平均を超えてるのは8市町村ある。</p> <p>■管内の推計糖尿病患者数は5,124名で働き盛りの患者数は2,024名である。(数値は平成19年国民健康・栄養調査からの推計)</p> <p>■栄養士のいない診療所が多く、特定健診、事業所健診により受診勧奨され、医療機関を受診しても初回から必要な栄養指導が十分に実施されていない。</p>	<p>■平成20年度に安芸圏域糖尿病専門部会(医療機関、医師会、行政の委員8名)を立ち上げ糖尿病患者の重症化予防や糖尿病予備群の発症予防対策について、人材育成、連携体制の仕組みづくり、地域ぐるみの予防活動について検討を始め、平成22年度から安芸圏域糖尿病連携バスの運用を始めた。さらに、平成24年度からは、栄養士の雇用されていない診療所に栄養士を派遣し、栄養指導を開始した。併せて、検討会を持ち栄養指導マニュアルを作成し、栄養指導の研修会も実施。医療機関からの依頼を指導者(地域栄養士等)へつなぎ、定期的に医療機間に派遣する形で行った。栄養士の派遣は平成25年度から公益社団法人高知県栄養士会に委託し、26年度は中芸地区的5診療所で実施が始まった。また、平成25年から高知県糖尿病療養指導士(CDE高知)の取得勧奨を行い、平成26年度に初めて行われたCDE高知の基礎講習会では、安芸圏域から136人が受講した。さらに平成26年度は地域ぐるみの予防活動として、健康づくり団体を対象とした研修会や、中芸地区糖尿病教室を開催した。</p> <p>20年度:糖尿病専門部会立ち上げ 21年度:糖尿病専門部会6回 コメディカル勉強会5回 22年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バスの作成試行、運用 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会2回 23年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バス(13件実施) 関係医療機関6機関 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会3回 24年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バス(15件実施) 関係医療機関6機関 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会3回 栄養士派遣4診療所26回 栄養指導のべ129人 25年度:糖尿病専門部会3回 中芸地区医師会・薬剤師会安芸支部の委員が加わる安芸圏域糖尿病連携バス(3件実施) 関係医療機関2機関 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会3回 栄養士派遣3診療所29回 栄養指導のべ126人 26年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バス(4件実施) 関係医療機関2機関 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会3回 栄養士派遣5診療所74回 栄養指導のべ241人</p>	<p>■連携体制づくりの充実強化 1 コメディカル勉強会の充実及び高知県糖尿病療養指導士のネットワークづくりと県下的認定者の増加 2 安芸圏域糖尿病連携バスの運用の推進及び専門医療機関との連携強化 3 医療機関や市町村等で実施する糖尿病栄養教室の充実と相互活用</p> <p>1 連携体制の充実強化 (1)安芸圏域糖尿病専門部会による取組の検討と連携 糖尿病専門部会で糖尿病重症化予防対策について取り組みの検討を行い、行政、医療、福祉の連携強化を勧めていく。</p> <p>(2)安芸圏域糖尿病連携バスの運用推進及び専門医療機関との連携強化 管内医療機関へ糖尿病治療の状況調査を行い、今後の連携強化への取組を検討する。</p> <p>(3)高知県糖尿病療養指導士(CDE高知)のネットワークづくりと県下的認定者への支援 CDE高知の取得勧奨と併せて、資格を取得した人への安芸圏域でのネットワークづくりを糖尿病専門部会を中心に行なう。また、CDE高知事務局と連携して県下的認定者への支援を行う。</p> <p>■医療機関受診の初回から栄養指導が実施される仕組みづくり 2 糖尿病治療患者が栄養指導を受けられる地域モデルの構築 診療所において、初回受診時から栄養指導が実施できる仕組みについて24年度のモデル地区での取り組みを基に、高知県栄養士会と連携し、27年度は在宅への訪問栄養指導も含めた管理栄養士の派遣を行い、次年度以降の事業を踏まえた診療報酬等による栄養指導の実施に繋げる。さらに、糖尿病栄養指導について評議委員会を立ち上げ、栄養指導の研修会と併せて、栄養指導の質の向上を図る。</p> <p>■市町村による糖尿病患者会や糖尿病予備群の保健、医療と連携をもつた地域での自主的な活動の推進 3 地域ぐるみの予防活動 管内の芸東地区・中芸地区・安芸地区のうち既に2地区において、糖尿病患者や地域住民が定期的に集い勉強会、食事会等を実施している。残りの中芸地区において自主グループ化への支援を行う。 さらに、健康づくり関係団体を対象に糖尿病に関する研修会を開催することで糖尿病の知識の普及を進め、自主的な活動に向け支援するとともに、他地区へ拡大する。</p>		



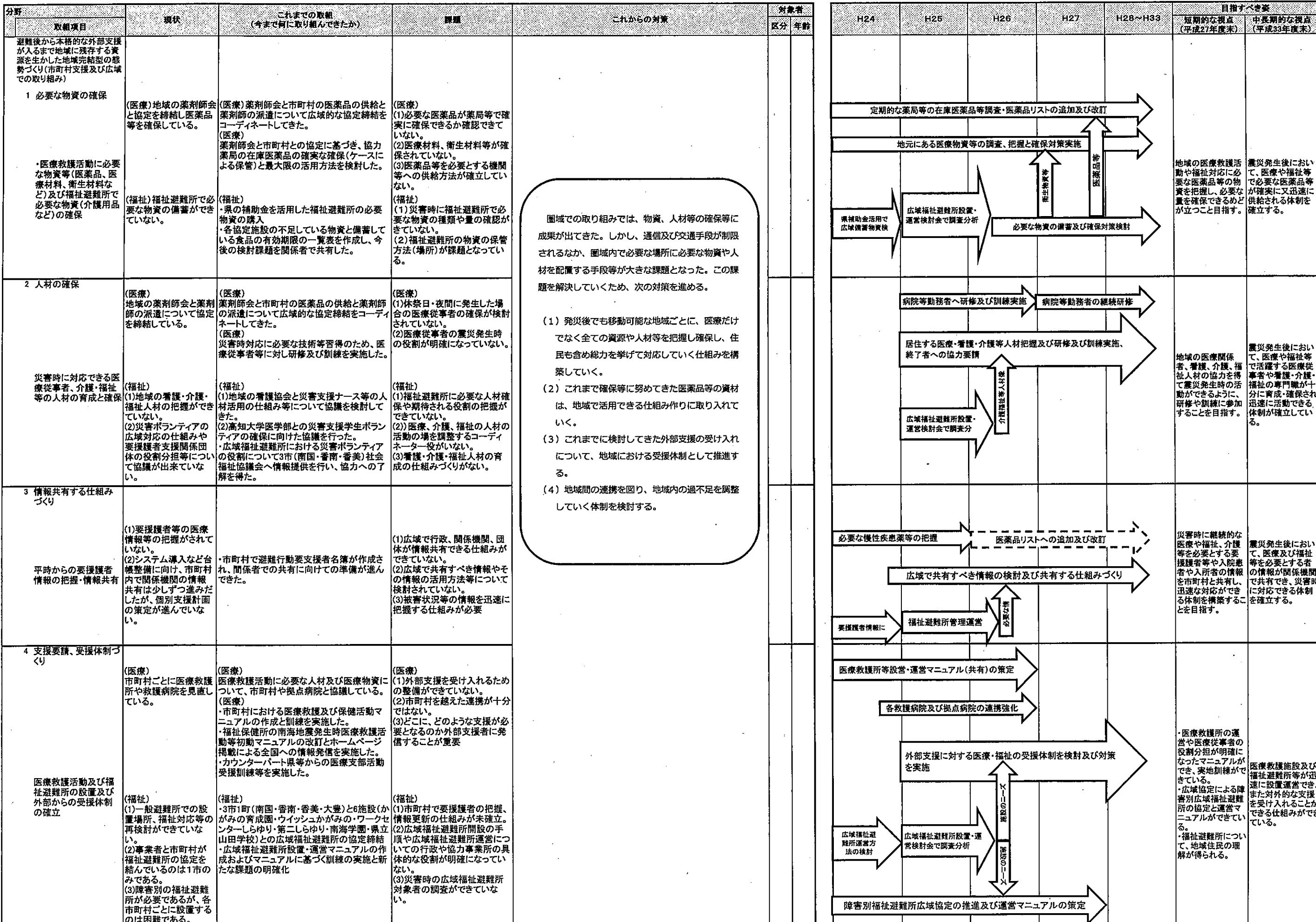
テーマ【外部支援が入るまでの地域完結型災害支援体制の整備】

【 安芸福祉保健所 】

分野	現状	これまでの取り組み(今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策		
	避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした地域完結型の態勢づくり(市町村支援及び広域での取り組み)。					
1 必要な物資の確保	(医療) 津波により、管内の医療機関や薬局の多くが被災することで医療機器や医薬品の確保が困難となり、急性期における医療救援活動が困難などなることが想定される。  (福祉) 福祉避難所の指定や物資確保を積極的に進めている市町がある一方、指定済みであっても物資確保の検討が十分に行えていない市町村もあり、取組状況に差がある。	(医療) 管内9市町村と薬剤師会安芸支部が締結した「災害時の医療救援活動等の協定」について、具体的な運営方法について調整した。(医薬品の保有量情報提供、医薬品の管理方法、発災時における持参医薬品の検討)  (福祉) 先駆的に取り組んでいる安芸市、各市町村でも物資確保の確認が十分に行えていない。 (2)災害時に福祉避難所で必要な物資の種類や量の確認ができるない。  各市町村において福祉避難所の指定を進め、8市町村で1施設以上の指定がなされている。(馬路村は平成27年度当初に指定の予定)	(医療) (1)救護病院や医療救護所等に必要な急性期医薬品(輸液・点滴セット等)について、流通備蓄可能な医療機関等と連携し、各市町村内での拡充を目指す。 (2)医療救護所に必要な医薬品の確保について、各市町村と医療救護所担当医との意見を調整し、必要最小限の保有から備蓄を目指す。 (3)管内医療機関に受診している住民に対する慢性疾患医薬品については、医師会等と協力し、各患者毎に一定量確保させることができないか検討する。 (4)医師会・関係機関等と検討し、電源喪失下でも有効に使用できる医療機器の導入について検討する。  (福祉) (1)福祉避難所指定の促進への協議と、計画的な物資備蓄のために、県補助等を活用した、市町村の予算確保と備蓄確保を検討していく。 (2)福祉避難所や一般避難所の福祉対応で必要な物資の種類や量の確認と確保を進める。	(医療) (1)管内医療從事者との連携強化・災害時の仕組み作りの検討 (2)管内医療從事者等に対し、発災時における医療救援活動の協力依頼や災害医療研修を行い、災害時に最大限対応出来る仕組みづくりを進めていく。 (3)地域診療所の医師については、内科系の診療科が多く、災害医療に対する経験が少ないため、今後、継続した研修等が必要と思われる。 その他の医療従事者においても、具体的な災害時における要請ができるおらず、今後、効果的な協力依頼を実施できるかが課題である。  (福祉) 市町村において、災害時の福祉介護連絡の支援に必要な人材について検討ができるない。		
2 人材の確保	(医療) 当所管内は医療機関(病院7施設、診療所41施設)が少ないうえ、近年の人口減少の影響により、今後もさらに減少する傾向がある。 そのため、医療従事者の高齢化や当所管外からの通勤者が多いなど、発災時、医師等による医療提供が行えない可能性が高いと考えられる。  (福祉) 市町村において、地域の看護・介護・福祉人材の把握ができない。	(医療) 発災時、薬剤師会の会員に対して、市町村が指定する医療救護所等に速やかに参集するよう申し込みされ、了承を得た。  (福祉) 平成25年度から中芸広域連合の地域災害支援ナース等の人材活用の仕組みづくり検討も含めた保健活動マニュアル作成準備への協力	(医療) (1)管内在住の医療従事者数が非常に乏しい。 また、地域診療所の医師については、内科系の診療科が多く、災害医療に対する経験が少ないため、今後、継続した研修等が必要と思われる。 その他の医療従事者においても、具体的な災害時における要請ができるおらず、今後、効果的な協力依頼を実施できるかが課題である。  (福祉) 市町村において、災害時の福祉介護連絡の支援に必要な人材について検討ができるない。	(医療) (1)管内医療従事者との連携強化・災害時の仕組み作りの検討 (2)管内医療従事者等に対し、発災時における医療救援活動の協力依頼や災害医療研修を行い、災害時に最大限対応出来る仕組みづくりを進めていく。 (3)地域住民に対して、応急手当、患者搬送訓練に参加していただき、災害時に応急手当、患者搬送訓練に参加していただき、災害時に対応できる仕組みづくりを目指す。  (福祉) 福祉避難所や一般避難所の福祉対応で必要な人材育成や人材確保の検討を支援		
3 情報共有する仕組みづくり	(医療) 管内医療資源(病院、診療所)を最大限に活用するためには、地域病院や診療所と行政機関との情報伝達は不可欠であるが、現在、救護病院以外の医療機関との連絡手段等が確立できていない状況がある。  (福祉) (1)要配慮者の医療情報等の把握がされていない。 (2)市町村内での関係機関の情報共有は進みましたが、個別支援計画の策定が進んでいない。	(医療) 「こうち医療ネット」への参画依頼を行なう数社が登録がされている。(ただし、平成27年度からEMISへ移行したため、現在、登録されている救護病院、拠点病院以外の医療機関はない。)  (福祉) 市町村の要配慮者台帳整備に向けての取組を支援	(医療) 大規模災害が発生した場合、固定電話や携帯電話が寸断されることが想定される。 医療支部や市町村、災害拠点病院等については、防災無線、衛星携帯電話により通信手段は一定確保できているが、その他の医療機関との通信が遮断され、必要な情報交換が行えない状況となってしまう。  (福祉) 行政、関係機関、団体が情報共有できる仕組みができていない。	(医療) 現在、医師会がアマチュア無線を会員に配付して、災害時における情報伝達手段の確保に向けた取り組みを行っている。 このため、行政機関においてもアマチュア無線等の配備を検討し、管内医師との連絡手段を確保し、災害時における相互協力の体制強化を検討する。  (福祉) (1)市町村ごとに共有する必要な避難行動要支援者情報を明確にして、台帳整備及び個別計画作成を進める。 (2)市町村ごとに、自主防災担当と保健衛生担当、地域福祉担当機関が連携した情報共有の仕組みづくりを進める。 (3)小地域ごとに、避難行動要支援者の支援体制の整備を進める。	(医療) 地域医師との情報伝達手段の確保(アマチュア無線等)  情報伝達手段を活用した医療救護活動の連携(訓練)  避難行動要支援者を明確にした台帳整備及び名簿作成支援  関係機関での避難行動要支援者の情報共有の仕組みづくりと支援体制の整備の推進  個別計画の作成支援	
4 支援要請、受援体制づくり	(医療) 安芸支部地域は、主要道路が海岸線にあるため、津波により寸断された場合には、外部からの受援までに相当の時間がかかることが想定されている。  (福祉) (1)津波被害が想定される沿岸部が7市町村と多くの事業者と市町村が福祉避難所の協定を結んでいるが、具体的な運営方法の検討には至っていない。 (2)市町村ごとの福祉避難所指定だけでは解決しない課題がある。	(医療) 災害対策安芸支部と連携し、早急な避難開港や自衛隊早期派遣等については、災害規模等の要因によって異なるため、受援体制の確保について方針についての検討を実施。 また、広域搬送訓練を実施し、外部支援受入体制の訓練を実施した。  (福祉) (1)福祉避難所設置への支援は行えていない。	(医療) (1)災害対策安芸支部と連携し、各市町村における医療救援活動計画を構築し、効率的かつ効果的な支援を目指す。(外部支援体制や受援体制の構築状況を基に計画する。) (2)SCUについては、定期的な物品動作確認訓練を実施し災害時に備える。  (福祉) (1)福祉避難所運営訓練マニュアル(県作成)を活用し、市町村と事業所の連携した取組を進める。 (2)各福祉避難所の運営マニュアル作成を支援する。	(医療) 県計画の見直し状況の周辺での情報共有  医師会、及び医療・東京コーディネーター等との連携検討  SCU設営訓練の実施(継続)  福祉避難所運営訓練の支援  各福祉避難所運営マニュアル作成の支援		



テーマ【外部支援に入るまでの地域の総力を挙げた災害対策の推進】



## テーマ【地域包括ケアシステムの構築(在宅療養)】

【中央西福祉保健所】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策 区分 年齢	対象者 区分 年齢	H24 H25 H26 H27 H28~H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	目標すべき姿	
				年齢						
II 県民とともに医療環境を守り育てる II-2-(3) 連携による適切な医療体制の確保	I 在宅医療の推進  III ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現	1)中央西地域保健医療福祉推進会議による在宅療養推進の取組【H21~23】、日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会による在宅療養関係者の情報共有・協議【H24~】 ◆介護職のスキルアップ研修会【H21~22】 ◆在宅医療チーム会議の設置【H21】 ◆在宅療養住民啓発講演会【H21~22】 ◆土佐市退院時カンファレンス勉強会【H21】 ◆在宅支援の有償ボランティア団体の創設【H22】 ◆死生観や望む暮らしを書きとめる中央西地域版「私らしい暮らしの連絡網」の作成と普及【H22~23】 ◆ケアマネのケアマネジメント力向上研修会【H23】	1)在宅療養推進の取組に関する関係者の情報共有・協議の継続	住民が住み慣れた地域で最期まで暮らせるために必要な医療、介護、福祉、地域が連携した「市町村ごとの地域包括ケアシステムの構築」に以下の事業により取組む。  1)日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会による関係者の情報共有・協議						医療・介護・福祉の連携、支え合いの地域づくりが進み、安心して在宅療養できる地域になっている。
III-2-(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 医療・介護・福祉のネットワークづくり	◆自宅で介護を受けたいというニーズが高い。(仁淀川広域44.9%、高岡北広域52.9%、県平均41.5%)【H22県民世論調査】  ◆在宅で最期を迎える人の割合が低い。(管内平均8.2%、県平均12.4%)【H22人口動態調査】  ◆管内の在宅療養支援診療所が3施設と少ない。【H24】  ◆3公立病院の退院支援体制が不十分。 *退院前カンファレンス回数【H21年度】 土佐市民:1回 仁淀病院:34回 高北病院:43回  ◆利用者が入院中に医療機関と十分連携できている介護事業所が26%・30事業所と少ない。【H23香川郡医師会調査】  ◆利用者のかかりつけ医と十分連携出来ている介護事業所が17%・20事業所と少ない。【H23香川郡医師会調査】  ◆地域ケア会議開催市町村なし。  ◆要介護者の重度化が進んでいる。  ◆地域での支合いの力が弱まっていると県民の55.8%を感じている。【H21県民世論調査】  ◆小地域見守りネットワークのある市町村が、佐川町、日高村と少ない。【H23】  ◆小地域見守りネットワークが管内全市町村で1か所以上整備されている。【H25】  7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】  8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆土佐市見守り支援ネットワーク会議の設置・定着 ◆土佐市見守りボランティアの養成・活動拡充  9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】  10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】 ◆薬剤情報提供書の保管を啓発開始【H26~】	2)中央西地域包括ケアシステム構築事業による3公立病院(土佐市民・仁淀・高北)を中心とした退院支援・医療介護の連携等の促進【H22~】 ◆院内プロジェクトチームによる退院支援に関する定期的な協議・検討・院内・プロジェクト研修会の開催【H22~】 ◆介護関係者との連絡会等の開催【H23~】 ◆先進地視察【H23~25】 ◆研修会【H22~25】 ◆訪問看護ステーション派遣研修【H25】 ◆入院時スクリーニングシート、入退院情報提供書等の作成・使用【H23~】 ◆中央西地域医療機関実態調査【H22】 ◆在宅医療・在宅介護を推進するための介護サービス事業所等の実態調査【H23】 ◆患者満足度調査【H23~25】 ◆ケアマネと3公立病院との連携状況等調査【H25】 ◆地域連携室連絡会【H26~】 ◆多職種連携研修会【H26~】	2)仁淀病院での退院支援システムの移動と民間病院への波及、医師を含めた多職種の連携	2)中央西地域在宅療養推進事業の実施【H26~27】 ◆地域・病院協働型退院支援システムの3公立病院での移動と民間病院への波及、医療と介護の連携・多職種連携の促進等を目指した中央西地域在宅療養推進事業を実施  ◆3公立病院による院内会議・研修会 ◆3公立病院による介護との連携会議 ◆中央西地域在宅療養推進協議会 ◆公立病院連絡会 ◆地域連携室連絡会 ◆多職種連携研修会						◆3公立病院で地域・病院協働型退院支援システムが稼働 ◆1民間病院で地域・病院協働型退院支援システムが整備 ◆3公立病院で自宅への退院者数・割合が増加
	3)土佐市地域ケア体制整備事業による在宅移行支援、医療・介護・地域包括支援センターの連携強化【H22~23】 ◆土佐市の市民病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所による円滑な在宅移行支援に向けた事例検討会の開催、在宅移行支援フローチャート・入院時情報提供シートの作成	3)地域ケア会議の定着	3)地域の実情に応じた地域ケア会議の定期的な開催に向けた支援 ◆地域ケア会議担当者会 ◆市町村の状況に応じた支援						◆地域ケア会議を開催する市町村:6市町村(100%) ◆全市町で要支援1・2の認定者数・割合が減少 ◆全市町村で要支援1・2からの改善者が増加	
	4)地域ケア会議等による高齢者の自立支援の促進 ◆いの町での地域ケア会議のモデル開催【H24】 ◆いの町での地域ケア会議の継続開催支援【H25~】 ◆いの町以外の市町村への開催支援【H25~】 ◆管内市町村担当者会議の開催【H26~】 ◆管内全市町村での地域ケア会議の開催【H26】	4)地域ケア会議等による高齢者の自立支援の促進 ◆いの町での地域ケア会議のモデル開催【H24】 ◆いの町での地域ケア会議の継続開催支援【H25~】 ◆いの町以外の市町村への開催支援【H25~】 ◆管内市町村担当者会議の開催【H26~】 ◆管内全市町村での地域ケア会議の開催【H26】	4)地域ケア会議のモデル開催	4)地域ケア会議のモデル開催					◆全市町で要支援1・2の認定者数・割合が減少 ◆いの町の要支援1・2からの改善者が増加	
	5)在宅療養を推進する団体の育成【H20~】 ◆「いの包括ケアネットワーク研究会」発足、同会の研修・講演会開催への支援【H20~21】 ◆「ずっとここで暮らす応援団」発足、応援団の研修会・講演会・出前講座等の開催、啓発資料製作への支援【H21~H26】	5)在宅療養を推進する団体の育成	5)在宅療養を推進する団体の育成	5)在宅療養を推進する団体の育成					◆在宅療養を選択する住民が増加 ◆在宅で最期を迎える人の割合がさらに増加	
	6)在宅療養の住民啓発【H23~】 ◆パネル・ポスター・リーフレットの作成・配布【H23】 ◆民生委員への出前講座【H24】 ◆老人クラブ、健康づくり団体等への出前講座【H25】 ◆リーフレットの作成【H26】 ◆訪問看護ステーションとの啓発イベント【H26~】	6)住民啓発の拡充	6)官民協働による在宅療養の住民啓発 ◆医療・介護の関係機関、団体への啓発ツール(DVD・パネル・リーフレット等)の提供、中高生等の若い世代への出前講座等の実施 ◆訪問看護ステーションとの啓発イベント	6)住民啓発の拡充	6)官民協働による在宅療養の住民啓発 ◆医療・介護の関係機関、団体への啓発ツール(DVD・パネル・リーフレット等)の提供、中高生等の若い世代への出前講座等の実施 ◆訪問看護ステーションとの啓発イベント				◆在宅療養を選択する住民が増加 ◆在宅で最期を迎える人の割合がさらに増加	
	7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】	7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】	7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】	7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】	7)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】				◆小地域見守りネットワークが立ち上がりっている市町村:6市町村(100%) →H25年度末で達成	
	8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆土佐市見守り支援ネットワーク会議の設置・定着 ◆土佐市見守りボランティアの養成・活動拡充	8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆土佐市見守り支援ネットワーク会議の設置・定着 ◆土佐市見守りボランティアの養成・活動拡充	8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆土佐市見守り支援ネットワーク会議の設置・定着 ◆土佐市見守りボランティアの養成・活動拡充	8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆土佐市見守り支援ネットワーク会議の設置・定着 ◆土佐市見守りボランティアの養成・活動拡充	8)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆土佐市見守り支援ネットワーク会議の設置・定着 ◆土佐市見守りボランティアの養成・活動拡充				◆見守りと災害時要配慮者の避難支援を一体化させた取り組みを実施している小地域数がさらに増加	
	9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】	9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】	9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】	9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】	9)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】				◆市町村救急医療情報キット等の活用についての周知が図られ、関係機関の見守りネットワークが有効に機能している。	
	10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】 ◆薬剤情報提供書の保管を啓発開始【H26~】	10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】 ◆薬剤情報提供書の保管を啓発開始【H26~】	10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】 ◆薬剤情報提供書の保管を啓発開始【H26~】	10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】 ◆薬剤情報提供書の保管を啓発開始【H26~】	10)既存の市町村救急医療情報キット等を活用し、医師会・薬剤師会・消防等と連携した見守りネットワークづくりの検討【H25~】 ◆薬剤情報提供書の保管を啓発開始【H26~】				◆市町村救急医療情報キット等の活用についての周知が図られ、関係機関の見守りネットワークが有効に機能している。	

## テーマ【外部支援が入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

【中央西福祉保健所】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	目標すべき姿	
					H26	H27
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした圈域完結型の体制づくり(市町村支援及び広域での)						
1 必要な物資の確保						
医療救護活動に必要な医薬品等の確保	・H24年度に薬剤師会高吾支部と管内市町村で医薬品等供給についての協定が締結されている。	・H24年度 協定締結実施 ・H25年度 薬剤師会高吾支部と市町村とで締結した協定について 管内薬局を対象に説明会を実施 ・H26年度 災害時医薬品等供給体制のあり方検討会の開催(3回) (土佐市をモデル地域とし、マニュアルを策定)	・薬剤師会高吾支部から市町村への医薬品等の供給について、具体的な供給方法が定められていない。 ・土佐市以外の町村で、協定に係る詳細マニュアル作成ができていない。	・薬剤師会高吾支部から市町村への医薬品等の具体的な供給方法について、両者の協議の場を設け決定する。 ・6月7日の災害医療救護訓練でマニュアルを活用後、検証・見直しを行い、管内の町村や薬局に周知。土佐市以外の町村でマニュアル作成の取組み開始	・医薬品等の具体的な供給方法の決定	・医薬品の供給方法の具体案ができる。
福祉避難所で必要な物資等の確保	・福祉避難所での必要な物資等の備蓄状況は、未把握	・福祉避難所の指定に向けての支援と「高知県福祉避難所指定促進等事業補助金」の活用促進	・福祉避難所としての必要な物資等や課題が未把握	・福祉避難所の備蓄状況の把握と必要な物資等の必要量の検討 「高知県福祉避難所指定促進等事業補助金」の活用した必要な物資・器材の備蓄促進	・福祉避難所での必要な物資等の備蓄ができる。	・医療救護活動に必要な医薬品等が薬剤師会高吾支部から市町村へ円滑に供給される。
2 人材の確保						
災害時に応える医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保	・市町村職員等を対象としたトリアージ研修が実施されている。 ・講演会、教説所立ち上げ訓練が実施されている。 ・薬剤師会高吾支部と管内市町村で薬剤師の派遣についての協定が締結されている。 ・2市町で南海地震時に備えた保健活動連絡会の開催 ・H25年度 南海地震時に備えた保健活動連絡会を継続し、市町村防災担当者等と情報共有 ・土佐市及び佐川町の保健活動マニュアル策定への支援を通じた保健師等の人材育成支援 ・H26年度 災害医療救護訓練、トリアージ研修、講演会を実施	・H20年度からH24年度 トリアージ研修、講演会、教説所立ち上げ訓練を実施 ・H24年度 薬剤師会高吾支部と管内市町村で薬剤師の派遣についての協定が締結実施 ・H25年度 南海地震時に備えた保健活動連絡会の開催 ・H26年度 南海地震時に備えた保健活動連絡会を継続し、市町村防災担当者等と情報共有 ・土佐市及び佐川町の保健活動マニュアル策定への支援を通じた保健師等の人材育成支援 ・H27年度 災害医療救護訓練、トリアージ研修、講演会を実施	・トリアージについて、災害医療関係者の理解が十分とは言えない。 ・各公立病院における災害対策マニュアルの職員への周知が十分とは言えない。 ・市町村での活動や地域人材の情報共有が不十分 ・医療救護所の開設・運営訓練を実施していない町がある。 ・医療救護所を運営する医師等の確保(夜間・休日を含む、管内5市町)	・医療従事者等を対象としたトリアージ研修・訓練を実施する。 ・公立病院連絡会を活用し、各病院の災害対策マニュアルの周知方法等について情報共有のうえ、周知を促す。 ・医療救護所の開設・運営訓練の未実施の2町で訓練の実施 ・訓練の事前研修として、2町の医療従事者や市町村職員を対象とした一次トリアージ訓練を開催	・医療従事者等を対象としたトリアージ研修実施 ・災害対策マニュアルの周知 ・活動マニュアルの策定支援 ・活動マニュアルの実践・訓練への支援	・災害対策マニュアルの周知が公立病院職員に囲まれ、トリアージに対する理解が深まる。
3 情報の収集及び情報共有する仕組みづくり						
平時からの要配慮者情報の把握と情報の共有	・各市町村において、要配慮者、避難行動要支援者の範囲について整理し、全体計画を見直し中 ・難病患者(1名)の個別支援計画作成済み	・災害対策基本法の改正に基づく全体計画の見直し、避難行動要支援者の範囲について支援。 ・災害時要配慮者対策担当者会を開催し、防災・保健・福祉の連携の必要性や要配慮者支援と地域活動のつながりの視点での取組みを推進。 ・在宅要医療者災害支援登録票の作成・更新と同意を得た待機医受給者の市町村への情報提供。 ・在宅の人工呼吸器装着患者の個別支援計画の作成及び関係者の役割分担の確認と更新。 ・地域の難病患者支援者への防災研修会の開催。	・市町村によって取組の温度がある。 ・防災対策と地域福祉活動との連携による一體的な取組みを進めるためには、保健福祉部署と防災担当部署との連携が必要。 ・避難行動要支援者名簿の作成、更新の仕組みづくり、支援関係者による「地域」での個別計画策定の作成が重要。 ・在宅要医療者災害支援の取組みを継続。 ・地域の難病患者支援者(介護関係)等への災害の備えに対する啓発、研修の継続実施。	・災害時要配慮者対策として、保健福祉部署と防災部署、市町村社協等が連携して取り組めるよう、担当者会等を通じて共通認識を深める。 ・支援関係者による「地域」での個別計画の作成が進んでいる。 ・支援関係者のネットワークがある。	・市町村で避難行動要支援者名簿の作成と更新の仕組みづくりへの支援 ・支援関係者による「地域」での個別計画の作成への支援 ・地域の難病患者支援者等への啓発	・全市町村で、名簿を活用した避難支援の体制が整備され、実効性のある個別計画の作成ができる。
4 支援要請、受援体制づくり						
医療救護活動及び福祉避難所の設置、及び栄養・食生活支援体制の整備及び外部からの受援体制の確立	(医療) ・医療救護所の立ち上げ等の災害医療救護訓練が実施されている。 ・災害対策中央西地区公立病院連絡会による公立病院の連携強化が開始されている。 ・市町村災害時医療救護計画について、各市町村で見直しが進められている。 ・所内の初動体制の訓練等が実施されている。	(医療) ・市町村や救護病院等とともに医療救護所の立ち上げ等の災害医療救護訓練を実施 ・災害対策中央西地区公立病院連絡会を立ち上げ、管内3公立病院の連携による病院防災マニュアル見直しについての情報共有を実施 ・市町村担当者等を対象とした災害時医療救護計画についての研修会開催等の支援実施。 ・所内の初動体制の訓練、備品の取り扱い方法や安否確認連絡の初動体制訓練の実施。	(医療) ・管内各市町村での医療救護所の立ち上げ等救護病院と連携した訓練実施が必要。 ・災害時の医療を充実させるために、3公立病院の連携の強化が必要。 ・災害医療対策中央西地域公立病院連絡会を活用して管内3病院の連携強化を図る。(26年度は土佐市民病院を中心としたトリアージ訓練、27年度は仁淀川病院を中心としたトリアージ訓練) ・所内初動体制についての訓練の継続実施。	(医療) ・訓練実施佐川町、高北病院 3公立病院の連携強化(26年度:土佐市民病院を中心としたトリアージ訓練実施) ・内初動体制等訓練実施	・各市町村で医療救護所の立ち上げを行えるようになる。	・各市町村で医療救護所等の運営が円滑に実施できる。
	(福祉避難所) 6市町村16カ所設置	(福祉避難所) ・未設置3市町と協議と指定に向けての支援(H25年度当初:3町村8カ所設置) ・広域福祉避難所(日高養護学校)の指定に向けて、6市町村、県教委と調整中	(福祉避難所) ・市町村や福祉施設等が福祉避難所の設置やあり方について理解を深め整備が進むよう支援する。 ・市町村の福祉避難所運営マニュアルの作成を支援。 ・広域福祉避難所の運営体制や備蓄物資、資機材等の整備に向けた支援	・福祉避難所設置・運営に関する協議 ・福祉避難所の設置が進み、運営についての協議検討が進む。 ・福祉避難所について、市町村や民間事業所等の理解が進む。	・災害時の3公立病院の連携が進む。	・3公立病院が災害時に連携した医療活動ができる。
	(栄養・食生活支援) ・「災害時の食の備えあり」管内状況40%(H24)→49%(H26)食育イベント(量販店等)来場者アンケート調査 ・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの内容が管内6市町村のうち土佐市及びいの町(Ver1)の南海トラフ地震時保健活動マニュアルに盛り込まれた。	(栄養・食生活支援) ・「災害時の食の備え」啓発パンフレットを用いて、管内食生活改善推進員(H24)、管内民生委員児童委員(H25)、H26は市町村と連携して乳幼児健診の場で保護者(70回1,344名)等に啓発。 ・炊出し訓練の実施が全市町村で計画的に実施されるまでには至っていない。 ・市町村の食育イベントや食育講座等で「災害食」の試食・展示を行い、住民に啓発(ヘルスマイト協働) ・量販店等での食育イベント時に備蓄状況のアンケート調査(H24→毎年実施:H26:847人) ・ヘルスマイトによる炊出し訓練の支援(H27.2.15災害医療救護訓練時に合わせて佐川町高北病院で実施:120食) ・管内栄養業務検討会で災害時栄養・食生活支援体制等の必要性の確認、共有と取組み状況の情報交換	(栄養・食生活支援) ・災害時に備えて食料備蓄をしている住民は徐々に増加しているが、まだ半分に満たない(49%)状況であり、更なる啓発が必要。 ・市町村の防災訓練等の場を活用した炊出し訓練の継続支援 ・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの趣旨・内容を管内市町村と共有し、市町村が策定する南海トラフ地震時保健活動マニュアルに反映できるよう支援する。	・食の備えの啓発・普及 ・市町村の防災訓練等の場を活用した炊出し訓練の支援 ・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの啓発・市町村における保健活動マニュアルへの反映・活動の支援	・災害時の食の備えに取り組む住民が増え、食備蓄が継続されている。 ・管内全市町村で栄養・食生活支援活動ガイドラインに沿った平常時の取組みが行われている。	・災害時の食の備えに取り組む住民が増え、食備蓄が継続されている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【須崎福祉保健所】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					区分	年齢							
地域と職域が連携した働き盛りの健康づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>■管内の事業所は、小規模などころが多く、労働者の健康管理に十分に取り組めていない。健康づくりのニーズは「たなこ対策」「こころの健康」「体操」に関することが多く、そのための支援としては「健康新教育の講師」「健康管理相談」の希望が多かった。しかし、出前健康教室の実施希望をもつたところ、H24年12月までに10件と実際の応需は少ない状況にある。その背景としては、健康教育の時間確保の困難さがあり、実施には事業所の健康管理に対する理解と対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■H25以前からの取組 ★H26年度の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所での主体的な健康づくりの促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本一の健康長寿県構想高齢地域推進協議会 健康づくり推進部会での協議・調整と進捗管理(年2回)</li> <li>○職場の健康づくり実態調査</li> <li>○事業所の主体的な健康づくり</li> <li>○健康管理行動の定着促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健診の受診促進</li> <li>○保健指導の確保</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>									<ul style="list-style-type: none"> <li>■働き盛りの健康づくりの重要性について事業主の理解を深め、管内の20%以上の事業所が年に1回は健康教育に従業員を参加させる。</li> </ul>
健康管理行動		<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町国保特定健診の、40歳、50歳代の受診率は他の年代に比べ低い傾向にある。 年代別特定健診受診率(H23年度)            </li> <li>■受診者の利便性を高めるため、個別健診の促進に取り組んでいるが、受診者は伸び悩んでいる。 【管内市町国保個別健診受診数】 H21年 約1650人 H22年 約1330人 H23年 約1550人 (国保連合会月例報告から)</li> <li>■被用者保険の受診状況は未把握</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町国保の特定健診受診率が管内全体でH24より10ポイント上昇する。</li> <li>■個別健診受診者数がH22の1.2倍になる。</li> </ul>	
たばこ対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>■喫煙者が減少していない(管内男性H20 27.4%→H22 27.4%)</li> <li>■管内の保育所・幼稚園児の父親の喫煙率は48.8%(H24須崎福祉保健所調べ)と管内男性平均を大きく上回る。喫煙防止を重点的に働きかけている施設(医療機関、薬局等)では、その89%が施設内禁煙を実施しているが、多くの県民が利用する飲食店の実態は把握できおらず、啓発を開始したところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重点取組対象施設の現状把握・啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店(H24～)、宿泊施設(H25～)の実態把握・啓発</li> <li>■食品衛生協会の「衛生教室」で啓発</li> <li>★理美容所禁煙・分煙状況実態把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・合わせて啓発により、禁煙施設を50件増加</li> </ul> </li> <li>■家庭内喫煙の実態把握・啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を持つ父親の家庭における喫煙状況の調査(600件)</li> <li>・乳幼児健診で家庭内受動喫煙の啓発の定着(全市町)</li> </ul> </li> <li>★「空気もおいしい認定店」(24件)「ノンスマーキー応援施設」(53件)の登録数が増加</li> <li>■禁煙サポートアドバイザー養成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25まで(計47名)</li> </ul> </li> <li>★H26健康づくり団体と保育士を養成(141名導入)、地域での禁煙・分煙を進める基盤拡充</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■たばこ対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の環境づくり対策支援</li> <li>○住民自らが取り組む対策支援</li> </ul> </li> </ul>									<ul style="list-style-type: none"> <li>■男性の喫煙者が25%以下になる。</li> <li>■保育所・幼稚園児の父親の喫煙率をH24年度の実態調査結果より5ポイント下げる。</li> </ul>
成人歯科保健対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>■成人期の歯科保健事業は2市町で未実施。</li> <li>■働き盛りの歯科医での定期健診は少なく(40歳以上H24津野町38%、42%)、45歳ごろから喪失歯が増加し、6024達成者は約4割(H24津野町40%、県67%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢地域歯科保健連絡会の設置(年2回開催)</li> <li>■市町歯周病予防事業への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中土佐町:1歳から月児の保護者に対する歯周病健診開始支援(H24～)</li> <li>・津野町:特定健診時残存歯・歯科保健行動全員調査(H24:726名)</li> </ul> </li> <li>★6024歯援隊を結成し須崎市で特定健診、事業所健診で成人の歯科保健行動調査(1992人)、調査結果を基に須崎市と対策検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■成人歯科保健対策の推進</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>■60歳で24本残存歯がある人が60%いる。</li> <li>■歯周病予防のため、かかりつけ歯科医または市町歯科保健相談で年に1回健診を受ける人が30%になる。</li> </ul>	
市町における健康増進戦略		<ul style="list-style-type: none"> <li>■全市町に健康増進計画を策定しているが、PDCAサイクルによる計画評価の体制が不十分、■住民参加の具体的な活動計画が未策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町健康増進計画支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・横原町 H22 第2期策定支援 H23 活動計画策定 H24 進捗支援</li> <li>・須崎市 H23～H24 第2期策定支援 H25～進捗支援</li> <li>・津野町 H23～H24 改定支援</li> <li>・中土佐町 H25 第2期策定支援</li> <li>★・四万十町第2期健康増進計画策定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町における健康増進戦略の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町健康増進計画推進支援</li> </ul> </li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町が主体的に年1回はPDCAで計画の進捗管理ができる。</li> <li>■住民団体等が計画の推進に役割を担うことができる。</li> </ul>	

## テーマ【外部支援に入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

分類	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	H26	H27	H28~H33	目標への道筋						
									短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)					
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした地域完結型の体制づくり(市町村支援及び広域での取組み)			(1)医薬品等の確保 ・市町と薬剤師会支部との「災害時の医療救援活動及び医薬品の供給に関する協定」の締結 ・「災害医療担当者連絡会議」(災害医療対策高機能会議の下部組織)における医薬品等の確保に係る検討	(1)医薬品等の確保 ・市町と薬剤師会支部との協定締結に係る総合調整 ・医療救援所における輸液等を中心とした急性期医薬品の確保(参考) ・内服薬については、地域内に一定の備蓄があること、また、協定に基づき薬剤師会支部からの供給が見込まれることから、医療救援所等において中等及び重症患者の命をつなぐための、輸液を中心とした急性期医薬品の確保について検討する。 なお、災害時の医療救援計画が策定済み(医療救援所の設置場所が確定)の中土佐町・四十万町をモデルとして検討する	(1)医薬品等の確保 ・医療救援所ごとの医薬品の必要量の推計(須崎WHC) ・四十万町災害医療実務担当者ネットワーク会議(中土佐町、薬剤師会支部も構成員)にて以下の課題について検討する ・備蓄の主体 ・備蓄の方法 ・保管、管理方法(法的問題を含む) ・供給方法など					定期的な震局等の在庫医薬品等調査、医薬品リストの作成及び改訂					
1 必要な物資の確保 (1)医療救援活動に必要な医薬品の確保 (2)福祉避難所で必要な物資(介護用品など)の確保			(2)福祉避難所における物資の確保 ・高機能域の障害者が地域で暮らすためのネットワーク会議(年4回)における避難所における障害者等への配達の検討 指定数H25末17施設→H26末29施設 収容数H25末555人→H26末784人 ・指定福祉避難所のうち2施設は津波浸水想定区域内	(2)福祉避難所における物資の確保 ・高機能域の障害者が地域で暮らすためのネットワーク会議(年4回)における避難所における障害者等への配達の検討 ・津波浸水想定区域内の福祉避難所の指定や収容数の絶对的不足 ・県福祉避難所運営訓練等支援事業(中土佐町)を通じた福祉避難所の課題把握	(2)福祉避難所における物資の確保 ・各福祉避難所設置主体のBCP策定状況と備蓄状況の把握及び課題整理(必要な物資の種類、必要量等の検討) ・福祉避難所設置運営マニュアル策定への支援 ・市町における「高知県福祉避難所指定期間事業補助金」等の活用促進を通じた福祉避難所の指定と必要な物資の備蓄の促進					地域の医療救援活動や福祉対応に必要な医薬品等・物資を把握し、これを確保するための方法について一定の目途をつける。					
2 人材の確保 (1)災害時に対応できる医療従事者等の人材育成と確保 (2)災害時に対応できる介護・福祉等の人材育成と確保(ボランティアを含む)			(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・市町と薬剤師会支部との「災害時の医療救援活動及び医薬品の供給に関する協定」の締結 ・災害時医療救援計画策定状況 策定済みH25末2市町→H26末3市町 ・「南海トラフ地震時公衆衛生(保健)活動マニュアル」策定状況済みH25末1町(県内初)→H26末2市町 (沿岸部2/3) ・「災害医療担当者連絡会議」の設置及び開催(年6回)	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・市町と薬剤師会支部との協定締結に係る総合調整 ・市町の「災害時医療救援計画」や「南海トラフ地震時公衆衛生(保健)活動マニュアル」策定等への支援を通じた薬剤師等の人材育成 ・中土佐町のアクションプラン実践を通じた地域災害支援ナースの誕生 ・「災害医療担当者連絡会議」での医療従事者の確保対策の検討と高機能会議への報告及び本部会議への提言 ・高機能会議の研修会・訓練(災害医療講演会、HUG訓練)の実施	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・協定に基づく具体的な薬剤師の流れが不明確 ・市町(特に、甚大な被害が想定される沿岸部)の保健師等の組織的人材育成と確保 ・勤務時間外に発災した場合の医療従事者(特に、医師)の確保が困難 ・医療救援所における医療従事者の不足	(1)医療従事者等の人材育成と確保 ・協定に基づく具体的な薬剤師の流れの明確化(災害医療コーディネータやそれ以外の薬剤師の配備や役割等に係る協議) ・市町の計画・マニュアル等の策定・改定支援及びOJTを通じた保健師等の人材育成 ・市町の計画・マニュアル等のアクションプランに基づく地域の看護職等の人材育成と人材育成への支援 ・災害医療担当者連絡会議での医療従事者の確保対策に係る検討(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会や消防防災等との調整、高機能会議を通じた本部会議への提言等) ・組織的な医療従事者の人材育成(各種災害医療講演会の開催やトリアージ訓練等の実施)					震災発生後において、医療や福祉等で必要な医薬品等・物資が確実かつ迅速に供給される体制を確立する。				
3 情報の収集及び情報共有する仕組みづくり (1)要援護者の医療確保 (2)要配慮者情報の把握			(1)要援護者の医療確保 ・在宅人工呼吸器装着患者なし、在宅酸素患者2名は個別支援計画策定済み(H23年現在) ①医療依存度の高い在宅医療者(小児慢性特定疾患・難病患者のうち人工呼吸器装着、在宅酸素患者等) ・個別計画作成は随時対応 ②人工透析患者 ・「人工透析患者の災害支援に関する医療機関連絡」(管内透析医療機関)の開催(H24年度から)	(1)要援護者の医療確保 ①医療依存度の高い在宅医療者 ・支援者会議(年1回)における継続的な計画の見直し ・市町との難病患者情報交換会(年1回)における医療依存度の高い医療支援の検討	(1)要援護者の医療確保 ①医療依存度の高い在宅医療者 ・対象患者(特定医療費申請者)の迅速な把握 ・タイムリーな個別支援計画の作成	(1)要援護者の医療確保 ①医療依存度の高い在宅医療者 ・医療依存度の高い難病患者の個別支援計画作成と支援者会議を踏まえた計画の見直し ・市町と連携した難病患者の災害時支援体制の検討					震災発生後において、医療や福祉等で活躍する医療従事者や看護・介護・福祉の専門職が十分に育成・確保され迅速に活動できる体制を確立する。				
			(2)要配慮者情報の把握 ・「災害時避難行動要支援者名簿」作成状況 H25末1町→H26末全市町 ・「個別避難支援計画」作成(着手)状況 H25末1町→H26末3町	(2)要配慮者情報の把握 ・「個別避難支援計画」等の作成状況に係る市町担当者との個別面談を通じた現状把握と課題整理 ・「行政連絡会」等を通じた管内の「個別避難支援計画」等作成の進捗状況の把握・共有及び取組促進への支援	(2)要配慮者情報の把握 ・各市町の名簿更新、個別避難支援計画作成支援 ・保健、福祉、介護、防災担当者の連携による取組	(2)要配慮者情報の把握 ・各市町の名簿更新、個別避難支援計画作成支援 ・保健、福祉、介護、防災担当者や自主防災組織等住民と連携した取組の促進					震災発生後において、医療及び福祉等を必要とする者の情報が関係機関で共有でき、災害時に対応できる体制を確立する。				
4 支援要請、受援体制づくり (1)医療救援活動の具体化及び外部からの受援体制の確立 (2)福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立 (3)福祉保健所の初動体制づくり			(1)医療救援活動の具体化等 ・災害医療担当者連絡会議における検討(管内の広域災害医療圏ブロックごとの医療救援体制、市町の医療救援所設置場所や運営体制、災害医療コーディネーターの役割等) ・四十万町災害医療実務担当者ネットワーク会議の設置 ・大規模災害時入院患者等の受け入れに関する協定書締結 ・市町村災害時医療救援計画改定への支援	(1)医療救援活動の具体化等 ・タイムライン作成時に整理した対策の具体化 【須崎市】 ・H27に災害時医療救援計画の抜本的見直しを予定しており、タイムライン作成時に整理した課題や対策を反映させる ・市町村災害時医療救援計画改定への支援 ・トリアージ・お業手帳の普及活用に関する住民啓発	(1)医療救援活動の具体化等 ・タイムライン作成時に整理した対策の具体化 【須崎市】 ・須崎市の計画の見直し等に係るネットワーク会議(支部会議)災害医療担当者連絡会議メンバーの活用)設置の働きかけ 【中土佐・四十万町】 ・タイムライン作成時に整理した課題や対策を踏まえ、各町の災害時医療救援計画に沿って対策(急性期医薬品の確保を含む)を具体化する	(1)医療救援活動の具体化等 ・医療救援所の運営や医療従事者の確保 ・医療救援所の医療資材等の整備 ・急性期医薬品の確保など	(1)医療救援活動の具体化等 ・災害医療担当者連絡会議(2つのブロック)の開催 ・ブロック別タイムラインの作成と医療救援の実施 ・各市町の計画の見直し等に係るネットワーク会議(支部分会議)災害医療担当者連絡会議メンバーの活用)設置の働きかけ 【中土佐・四十万町】 ・四十万町災害医療実務担当者ネットワーク会議(中土佐町、薬剤師会支部も構成員)にて以下の課題について検討する ・医療従事者の確保 ・医療救援所の医療資材等の整備 ・急性期医薬品の確保など					医療救援施設及び福祉避難所等が迅速に設置運営でき、また対外的な支援を受け入れることができる仕組みが確立する。			
			(2)福祉避難所の設置等 ・福祉避難所指定状況 指定数H25末17施設→H26末29施設 収容数H25末555人→H26末784人 ・指定福祉避難所のうち2施設は津波浸水想定区域内 ・外部からの支援(福祉)に対する受援体制未整備	(2)福祉避難所の設置等 ・各市町の福祉避難所指定状況の把握と「行政連絡会」等での市町間での情報共有	(2)福祉避難所の設置等 ・福祉避難所における設置・運営に係る現状(BCP策定状況や備蓄等)把握が不十分 ・各市町と福祉避難所指定施設等との設置・運営に関する協議が不足 ・外部からの支援(福祉)に係る受援体制等未検討(役割分担の明確化等)	(2)福祉避難所の設置等 ・各市町の福祉避難所における設置・運営に係る現状(BCP策定状況や備蓄等)把握が不十分 ・各市町と福祉避難所指定施設等との設置・運営に関する協議が不足 ・外部からの支援(福祉)に係る受援体制等未検討(役割分担の明確化等)	(2)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備(庁舎2階浸水想定) ・庁舎3階(所内活動拠点)の整備(H25~) ・所外活動拠点の確保・整備(H25~) 須崎市との協定(H25)、四十万町との協定(H26) ②初動体制の整備 ・須崎福祉保健所南海トラフ地震対策初動マニュアル」及び「同活動マニュアル」の改定(H24・H26) ・同初動アクションカード(以下、AC)作成(H26) ③人材育成 ・継続的な意識調査、研修、訓練の実施	(3)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点(庁舎3階)の確保・整備 ・所外活動拠点の確保・整備(H25~) 須崎土木事務所四十万町事務所内⇒須崎市との協定、須崎土木事務所(四十万町事務所内) ②初動体制の整備 ・初動マニュアル等の職員への周知徹底が不十分 ・勤務時間内発災時並びに勤務時間外発災時の初動体制の確立(参考職員数等の不確定要因) ③人材育成 ・人事異動に伴う職員の人材育成の継続性	(3)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点の整備が不十分 ・所外活動拠点の確保・整備が不十分 ②初動体制の整備 ・初動マニュアル等の職員への周知徹底が不十分 ・勤務時間内発災時並びに勤務時間外発災時の初動体制の確立(参考職員数等の不確定要因) ③人材育成 ・人事異動に伴う職員の人材育成の継続性	(3)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点の整備が不十分 ・所外活動拠点の確保・整備が不十分 ②初動体制の整備 ・初動マニュアル等の周知徹底(毎年) ③人材育成 ・ACに基づく須崎福祉保健所・須崎土木事務所合同の初動訓練の実施 ・ACに基づく災害医療対策支部設置運営訓練(中央東WHC)への職員の参加(毎年) ・意識調査、各種職員研修や訓練の継続的な実施(毎年) ・職員携行カードの職員への配付	(3)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点の整備が不十分 ・所外活動拠点の確保・整備が不十分 ②初動体制の整備 ・初動マニュアル等の周知徹底(毎年) ③人材育成 ・ACに基づく須崎土木事務所合同訓練の実施 ・ACに基づく須崎土木事務所会員訓練の実施 ・職員携行カードの職員への配付	(3)初動体制づくり ①活動拠点の確保・整備 ・所内活動拠点の整備が不十分 ・所外活動拠点の確保・整備が不十分 ②初動体制の整備 ・初動マニュアル等の周知徹底(毎年) ③人材育成 ・ACに基づく須崎土木事務所会員訓練の実施 ・職員携行カードの職員への配付	定期的な震局等の在庫医薬品等調査、医薬品リストの作成及び改訂	医療救援活動や福祉対応に必要な医薬品等・物資を把握し、これを確保するための方法について一定の目途をつける。	震災発生後において、医療や福祉等で必要な医薬品等・物資が確実かつ迅速に供給される体制を確立する。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～ともに支えあいながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現】

【 播多福祉保健所 】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	日指すべき姿							
						H24	H25	H26	H27	H28~H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
III 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	○医療と介護の連携 (多職種・地域連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の口腔ケアが、介護の現場等で後回しとなっている</li> <li>・歯科治療はあっても、口腔ケアの重要性が現場で認識されていない</li> <li>・介護保険での口腔ケア対応がほとんどなされていない</li> <li>・高齢者の誤嚥性肺炎のリスクが高い</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各病院、施設での治療食の食形態や呼び名が異なっており、転院等により誤嚥のリスクがある</li> <li>・食形態一覧表を作成したが呼び名や形態を統一することは困難な状況</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院と居宅介護支援事業所との情報提供の連携が不十分</li> <li>・入院時、退院時にケアマネと病院との連携が不十分である</li> <li>・統一様式を作成して(入退院・入退所連絡票)、管内の各居宅介護支援事業所等に普及を図っている</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症家族の会が会員の経験を元に相談を受け付けている</li> <li>・会員は専門的な研修を受けていない為スキルが不足している</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管内市町村での住民座談会やアンケート結果より、高齢者の見守り問題や生活課題が出てきた</li> <li>・買い物弱者、移動手段に困っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多職種への口腔ケアの普及・周知</li> <li>・歯科、介護職員等を対象に認知症高齢者の口腔ケア実技研修、口腔機能向上研修会開催</li> <li>・H24~:施設内実技研修会開催(施設として口腔ケアに取り組むきっかけづくり(26施設中、H24:3施設、H25:5施設、H26:4施設))</li> <li>・H24~:歯科専門職の定期的な施設訪問体制構築支援(H26末現在10施設)</li> <li>・H25:管内歯科衛生士のスキルアップ研修(施設での口腔ケア指導講習が出来る人材育成)</li> <li>・H23~:四万十市での「介護保険の居宅療養管理指導」に結びつけることを目的とした口腔ケア事業</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●栄養士ネットワークと連携した在宅介護での嚥下食の検討</li> <li>・H22:食形態調査に基づく一覧表の作成(病院、施設)</li> <li>・H23:在宅介護の現状把握(30事業所、管内包括C)</li> <li>・H23~26:多職種での嚥下食調理研修会開催(4市町5回のべ84名参加)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入退院・入退所連絡票の普及</li> <li>・H20.21:「地域医療の連携を考える会議」設置</li> <li>・H22:土佐清水市の連絡票運用開始</li> <li>・H23:管内他市町村での運用開始</li> <li>・H25:利用状況アンケート</li> <li>●管内ICT情報共有システム状況調査</li> <li>・H26:新基金事業提案案件ヒアリング(2団体)</li> <li>・H26:管内ICTシステムの現状調査</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症家族の会が会員の経験を元に相談を受け付けている</li> <li>・会員は専門的な研修を受けていない為スキルが不足している</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管内市町村での住民座談会やアンケート結果より、高齢者の見守り問題や生活課題が出てきた</li> <li>・買い物弱者、移動手段に困っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設で口腔ケア講演・指導が出来る人材(歯科衛生士)の不足</li> <li>●管内歯科専門職の在宅訪問体制構築が困難</li> <li>●在宅での口腔ケアに対する人材・知識・技能の不足</li> </ul> <p>【多職種への口腔ケアの普及・周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●口腔ケア実技者研修会の開催(集合研修、施設内研修の検討)と実施結果を活用したさらなる啓発</li> <li>●日常的な口腔ケア普及に向けた関係機関との調整・連携</li> <li>●歯科衛生士の育成(施設での口腔ケア指導)</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>※院内肺炎における誤嚥性肺炎の割合 70代で70% 80代で80% 90代で90% (東北大老年・呼吸器内科チームの研究参照)</p> <p>【摂食・嚥下障害のある高齢者の食生活の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●嚥下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催</li> <li>●食形態一覧表の活用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院、施設、居宅での多職種での連携</li> <li>●在宅での介護食(嚥下、栄養)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な既存様式の多さや、使い慣れた様式から変更する煩わしさ等、関係機関の意思統一が困難(土佐清水市以外の市町村で活用が停滞)</li> </ul> <p>【入退院時の医療機関と居宅介護事業所の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・居宅での患者情報共有の場づくり</li> <li>●県ICT情報共有モデル事業や各種バスの運用状況の把握と情報提供</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口としての機能強化(認知度向上、相談スキルアップ)</li> <li>●管内各市町村での交流組織の充実</li> </ul> <p>【認知症家族の介護負担軽減のための支援強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家族会の活動支援と交流の場づくり(研修会やPRへの支援)</li> <li>●認知症初期集中支援体制構築に向けた支援</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域課題解決に向けた関係機関等との連携</li> </ul> <p>「市町村の地域福祉の推進、あつたかふれあいセンターの機能強化支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各あつたかふれあいセンターへの日常的な支援</li> <li>●市町村・包括C意見交換会、あつたかふれあいセンター連絡協議会の開催</li> </ul>									
											高齢者が病院、施設、居宅何処に住んでいても口腔ケアが行われて、誤嚥性肺炎を防いでいく		
											目標指標 65歳以上の全死亡数に占める肺炎による死亡者割合を下げる H27年度末11%		
											<参考データ H22> 幡多管内の65歳以上死者数:1,272人 内肺炎による死者数:162人(12.74%) (高知県:12.60% 全国:11.26%)		
											*あつたかふれあいセンターごとに地域のニーズに対応した取組みができる		
											あつたかふれあいセンターの事業展開の拡大と集落活動センターと融合した取組みができる		

## テーマ【外部支援が入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

【幡多福祉保健所】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策	目標すべき姿			
					H26	H27	H28~H33 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした圈域完結型の体制づくり(市町村支援及び広域での取組み)								
1 必要な物資の確保  医療救護活動に必要な物資等(医薬品、医療材料、衛生材料など)	(1)H25.4.1 管内6市町村長と薬剤師会幡多支部長とが、災害時の医薬品の供給に関する協定を締結  (2)幡多けんみん病院と四万十市立市民病院に医薬品が流通備蓄されている	(1)市町村と薬剤師会との協定締結のコーディネートを行った。  (2)協定に基づき、医薬品を提供できる薬局と提供先の市町村とのマッティングを行った。	(1)薬局が供給可能な医薬品の薬効分類別の数量が確認できていない。  (2)医療材料、衛生材料等が確保されていない。  (3)医薬品等の供給方法が具体化されていない。	(1)地域で確保できる医薬品の種類と数量を見極め、必要に応じて備蓄や運搬方法等の対策を検討する。  (2)地域にある医療物資(医療材料、衛生材料等)を調査し、確保対策を講じていく。				医療救護活動に必要な医薬品等の物資を把握し、必要な種類と量を確保できる目処を立てる。  災害発生後の医療活動に必要な医薬品等が円滑に供給される体制が確立している。
2 人材の確保  災害時に対応できる医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保	H25.4.1 管内6市町村長と薬剤師会幡多支部長とが、災害時の薬剤師の派遣に関する協定を締結	(1)市町村と薬剤師会との協定締結のコーディネートを行った。  (2)協定に基づき、薬剤師が対応できる市町村のマッティングを行った。  (3)市町村職員に対するトリアージ研修を実施した。(H25)	(1)災害時における医療機関の業務継続、対応状況等について十分な把握ができない。  (2)医療救護所で適正な医療救護活動を行うための医療従事者を配置する必要がある。	(1)医療機関の災害対応に関する情報を収集し、必要に応じて研修や訓練を実施する。  (2)救護病院の医療従事者を対象にして、トリアージ講習や訓練を実施する。  (3)医療救護所を運営していくための医療従事者の確保について、市町村、医師会、看護協会等と協議を行う。				医療関係者、看護・福祉の人材の協力を得て、研修や訓練に参加し、発災時の活動ができるようになる。  災害発生後に医療・看護・介護・福祉の専門職が確保され、迅速に活動できる体制が確立している。
3 情報の収集及び情報共有する仕組みづくり  平時からの要配慮者情報の把握と情報の共有	(1)各市町村において、要配慮者・避難行動要支援者について整理中  (2)難病患者(在宅人工呼吸器装着 4名全員)の個別支援計画作成済み  (2)災害研修を実施し、防災・保健・福祉の各部署が連携の必要性等を共有できる機会をもった。	(1)災害時保健活動マニュアルの作成や要配慮者・避難行動要支援者名簿等の作成を行っている市町村を支援中  宿毛市: 災害時保健活動マニュアル作成中 黒潮町、三原村: 要配慮者・避難行動要支援者名簿の作成等の検討中。 土佐清水市: 「災害時要援護者避難支援連絡協議会」を設置し検討中。  (2)災害研修を実施し、防災・保健・福祉の各部署が連携の必要性等を共有できる機会をもった。	(1)市町村によって取組の温度差がある。  (2)要配慮者の把握や名簿の整理が不十分。	(1)避難行動要支援者名簿の作成等を支援する。  (2)災害時要配慮者対策として、防災部署と保健福祉部署等が連携して取り組めるよう、学習会等を通じて共通認識を深める。				要配慮者等の情報を市町村と共有し、迅速かつ継続的に医療や福祉・介護等の支援が受けられるしくみをつくる。  災害発生後に医療や介護・福祉等を必要とする者の情報が関係機関で共有でき、災害時に対応できる支援体制を確立する。
4 支援要請、受援体制づくり  医療救護活動及び福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立	(医療) (1)市町村では、災害時医療救護計画の見直しが進められている。  (2)所内の初動体制を整備中  (福祉避難所) 市町村では、災害時要援護者避難支援に関する協議会等を設置して、避難対策の取組みを進めている。 (黒潮町、土佐清水市)	(医療) (1)市町村の災害時医療救護計画の見直しへの支援。  (2)市町村とともにトリアージ訓練等を実施してきた。  (3)初動マニュアル(アクションカード)を整備  (福祉避難所) (1)市町村で立ち上げている協議会等への参加、取組支援  (2)広域福祉避難所(中村特別支援学校)の指定に向けて、6市町村、県教委と調整中	(医療) (1)災害対策支部との連携が十分に確認できていない。  (2)市町村を超えた広域的な連携について、十分に話し合いでできていない。  (福祉避難所) 各市町村では、民間福祉施設等と協定を締結しているものの、具体的な運営方法等について協議するまでには至っていない。	(1)平成26年度からの新たな地域防災体制のもとで、災害対策支部との役割分担、連携について協議を深めるとともに、所内の体制及び職員の役割分担について検討する。  (2)引き続き、管内市町村と医療救護活動について協議しながら、広域の視点も交えて市町村の災害時医療救護計画を充実させるとともに、訓練を継続して実施する。  (3)市町村や福祉施設等が福祉避難所のあり方や設置運営について理解を深めるよう支援する。  (4)管内の要配慮者の状況を把握し、福祉避難所の指定と運営について、市町村と協議を進める。				(1)医療救護所の運営や医療従事者の役割分担が明確になり、実動訓練ができる。  (2)福祉避難所について、市町村や民間事業所等の理解が進む。  (3)福祉避難所の設置が進み、運営についての協議検討が進む。  医療救護施設及び福祉避難所が迅速に設置運営でき、また外部からの支援を受けられる体制がている。